

255.1-98



1200501345130

255.1

98



始



斗 4H-27




熊本縣教育史 中卷



朕惟^ク我^カ皇祖^ノ皇宗^ヲ肇
 ムル^{コト}宏^ク遠^ニ德^ヲ樹^ルツル^{コト}
 ト^ク深^ク厚^ニナ^リ我^カ臣^ノ民^ノ克^ク忠^ニ
 克^ク孝^ニ億^兆心^ヲ一^ニシ^テ世^ヲ
 世^ニ厥^ノ美^ヲ濟^セル^ハ此^レ我^カカ
 國^ノ體^ノ精^華ニ^シテ^テ教^育ノ^源源
 亦^ニ實^ニ此^ニ存^ス爾^ノ臣^ノ民^ノ父^ノ母^ニ
 孝^ニ兄^ノ弟^ニ友^ニ夫^ノ婦^ノ相^ノ和^シ朋^ト
 友^ノ相^ノ信^シ恭^儉己^レヲ^持シ^テ博^ク愛^ス
 衆^ニ及^ホシ^テ學^ヲ脩^メ業^ヲ習^ヒ
 以^テ智^能ヲ^啓發^シ德^器ヲ^成就^ス
 シ^テ進^ヲ公^益ヲ^廣メ^テ世^務ヲ^開キ
 帝^ニ國^ノ憲^ヲ重^シ國^ノ法^ニ遵^ヒ一^ト
 且^ニ緩^急ヲ^レレ^バ義^勇公^ニ奉^シ以^テ
 テ^テ天^壤無^窮ノ^皇運^ヲ扶^翼ス^ヘ
 シ^テ是^ノ如^キハ^獨リ^朕カ^忠良^ノ
 臣^ノ民^ノタル^ノミ^ナラ^ス又^ニ以^テ爾^ノ
 祖^ノ先^ノ遺^風ヲ^顯彰^スル^ニ足^ラ
 ン^ト斯^ノ道^ハ實^ニ我^カ皇^祖皇^宗
 遺^訓ニ^シテ^テ子^孫臣^ノ民^ノ俱^ニ遵^フ
 守^スス^ヘキ^所之^ヲ古^今ニ^遵シ^テラ
 謬^ラス^之ヲ^中外^ニ施^シテ^テ恃^ラ
 不^レ朕^ノ爾^ノ臣^ノ民^ト俱^ニ奉^ク々^々服^膺シ^テ
 予^ニ威^ヲ其^ノ德^ヲ一^ニニ^セン^{コト}ト^シテ^テ庶^ク
 幾^ク

勅語

御名 御璽
 明治二十三年十月三十日

經書局阿波檢事長吉本洋書


3 郡視學の給與 4 地方視學の設置
 5 地方視學職務規程 6 地方官々制に依る視學 7 視學官及視學特別任用令
 六 郡書記の視察勵行
 七 學務委員

第三節 初等教育

甲 全國狀況
 小學 校
 一 明治十九年小學校令大要
 二 明治二十三年の新小學校令の大要
 三 其他の諸法規
 四 小學校の發達
 幼稚園
 一 幼稚園に關する規則
 二 幼稚園の發達
 乙 本縣狀況
 小學校
 一 概説
 二 設置廢止校數位置等

三 學科及課程
 1 小學校 2 小學校簡易科 3 補習科
 4 裁縫專修科
 四 教科書
 1 教科用圖書檢定條例 2 教科用圖書採定方法 3 教科用圖書審査に關する規程の改正 4 修身教科書採定に關する訓令
 五 休業式日等
 六 設備一般
 ○明治二三十年頃の初等教育……服部 友規
 七 學齡兒童
 1 學齡兒童就學規則 2 學齡兒童就學及家庭教育に關する規程 3 女兒の就學獎勵 4 學齡未滿の兒童取扱 5 就學獎勵旗授與規則
 八 教員
 1 教員學力檢定試驗細則 2 小學校簡易科教員及小學校授業生免許規則 3 小學校教員假免許狀授與方法 4 教員檢定細則

則 5 教員の檢定と素行調査 6 小學校職員職制 7 教員の判任待遇

○小學勤務の初陣……山川 正 一六九
 8 教員の進退 9 教員の職務及服務規則
 10 教員の懲戒處分 11 教員と政論
 ○明治二十三年前後……竹中彦次郎 一七五
 ○明治廿年前後の郡部初等教育狀況……高野宜吾 一七六
 12 教員任用令 13 教員服制 14 教員の進退並に俸給の増額と町村長 15 教員の養成
 ○研究授業と教育雜誌の濫觴……大石 永勝 一八二
 九 經費及給與
 1 教育資金使用に關する規則 2 小學校經費收入支出の方法規程 3 小學校經費豫算標的 4 小學校授業料 5 教員俸給旅費 6 教員加俸 7 退隱料及遺族扶助料
 一〇 内容一般
 1 小學校規則 2 試験の緩和

第四節 中等教育

甲 全國狀況
 中學校
 一 中學校令其他
 二 全國中等學校の狀況
 高等女學校
 一 高等女學校規程
 二 全國高等女學校の發達
 乙 本縣狀況
 一 概説
 1 本縣教育概要 2 俸給諸規程
 中學校

3 實際狀況
 ○明治二十年時代……野口 善平 一四三
 ○小學校時代を顧みて……伊半田直敏 一四五
 幼稚園
 一 幼稚園に關する諸規程
 二 設置狀況
 三 保育狀況

1 熊本中學校	二六五
2 熊本縣中學濟々費	二六九
○濟々費載之内の思出……………廣石 重雄	二七七
○在職當時の學生氣風……………金津 正夫	二六七
3 熊本縣八代中學校	二六八
4 熊本縣熊本中學校	二六九
○熊本學生風俗一斑……………(野田寛氏談其の三)	二六九
○明治卅年前後に於ける中等學生氣實 佐方福松	二九二
私 學	二九五
1 本期に於ける私學概況	二九五
第四期新設私學表 第四期存在の既設私學名	三〇七
2 私立熊本簿記學校	三〇九
3 函養齊	三一〇
4 有爲費	三一〇
5 含章費	三一三
○明治三十年前後の含章義塾の追憶…中島正勝	三一四
6 城北學館	三一五
7 九州學院	三一七
8 文學精舍	三二三

9 熊本私立英學校	三四
10 觀象樓	三五
高等女學校	三九
1 私立尙綱高等女學校	三九
○明治二十一年創立から全二十五	三九
年頃までの尙綱女學校……………江口 愛	三三
2 私立熊本女學校	三四
○實學派の教育 其の二……………竹崎八十雄	三六
○一貫せる肥後の學風……………米原 鶴太	三八
第五節 高等教育	三四
甲 全國狀況	三四
一 帝國大學令の公布	三四
二 高等中學校の變遷	三四
三 專門學校の狀況	三四
乙 本縣狀況	三四
一 概 說	三四
二 第五高等中學校	三四
1 設置狀況 2 職員及生徒	三四
○五高の教育……………武藤 虎太	三四
三 醫育機關	三七

傳 習 會	三六七
1 創設狀況	三六七
2 教師及生徒	三六七
3 學則	三六七
春 雨 費	三六八
1 創設狀況	三六八
2 諸規則	三六八
3 教師及生徒	三六八
九州學院醫學部	三六〇
1 創設狀況	三六〇
2 諸規則	三六〇
3 職員及生徒	三六〇
4 醫學部の廢止	三六〇
私立熊本醫學校	三六四
1 創設狀況	三六四
2 本期間の沿革	三六四
3 諸規則	三六四
4 職員及生徒	三六四
5 經費	三六四
私立熊本藥學校	三六一
1 創設狀況	三六一
2 學校の内容	三六一
3 本期中に於ける本校概況	三六一
第六節 師範教育	三六九
甲 全國狀況	三六九
一 師範學校令公布	三六九
二 師範教育令の公布	三六九
乙 本縣狀況	三六九
一 概 說	三六九

二 關係法規と本縣	三九五
1 入學生の種別	三九五
2 六週間現役制	三九五
3 服 務規則	三九五
4 其の他	三九五
○明治十九年師範制度改革當時の狀況 水本東浦	四〇一
三 熊本縣師範學校	四〇四
1 規程	四〇四
2 學校令改正當時の職員	四〇四
3 訓育中心の教育	四〇四
○師範在學の頃……………山口 泰平	四〇八
○明治三十年頃の信仰教育……………渡邊 尙廣	四二
4 設備	四二
5 教養の一斑	四二
6 教員養成機	四二
關の擴張	四二
7 學力補充講習會	四二
8 學校長	四二
○師範學校長の一面……………志水 三郎	四七
9 附屬小學校	四七
第七節 實業教育	四六
甲 全國狀況	四六
一 工業教員養成所並其他の實業學校	四六
二 實業補習學校規程	四六
1 小學校令中に於ける實業學校關係規程	四六
2 實業補習學校規程の發布	四六
五	五

乙 本縣狀況

一 概 說

二 實業諸學校

1 熊本商業學校

○熊本商業學校創立當時の商業教育回顧 森田文也

2 熊本縣工業學校

○工業學校創立と輿論の關係……積 政士

三 實業補習教育

1 本縣法規の制定

2 本縣補習教育の獎勵と其設置

第九節 學校衛生

甲 全國狀況

一 小學校生徒の体育及衛生に關する件

二 公立學校に學校醫設置

乙 本縣狀況

一 小學兒童の体育及衛生に關する注意

二 學校衛生に關する注意

第十節 社會教育

甲 全國狀況

一 圖書館の狀況

乙 本縣狀況

一 概 說

二 圖書館

1 菊池書籍館 2 熊本縣觀聚館圖書館

三 新聞及雜誌

四 管内文字有無者調

五 地方青少年の教育狀況

六 壯丁教育狀況

第八節 特殊教育

甲 全國狀況

一 盲啞教育の狀況

二 點字の考案

乙 本縣狀況

一 貧兒寮

二 熊本聾啞學校

三 私立八木慈惠學校

七 婦人團體狀況

第十一節 本縣教育會

一 概 說

二 教育會の組織規程

1 縣教育會 2 郡區教育會

三 教育會の業績及狀況

第七章 第五期

(明治三十三年小學校令改正より 同四十年の同改正まで)

第一節 概 說

一 思想傾向

二 教育に關する御沙汰

三 教育思想の變遷

第二節 教育行政

甲 全國狀況

一 學校令の改正

二 視學制度

乙 本縣狀況

一 概 說

第三節 初等教育

甲 全國狀況

小學校

一 明治三十三年小學校令の改正	五二
二 其他の諸規則	五二
三 教科書制度	五五
四 小學校の狀況	五五
幼稚園	五六
一 規則の改正	五六
二 幼稚園の發達	五九
乙 本縣狀況	五九
小學校	五九
一 概説	五九
二 設置廢止	六〇
三 教科、編制、課程	六三
四 教科書	六九
五 學期、休業	五七
六 設備一般	五四
七 學齡兒童	五五
一 教育獎勵	五九
二 出席率獎勵	五九
八 教員	五九
一 小學校長及教員の任地居住	五九
二 教員檢	五九

定試験	三	教員檢定試験科目の改正	八
四 獎勵と表彰	五三		
九 經費及給與	五三		
一 教員俸給令改正	五三	二 教員旅費額改正	五三
二 内容一般	五八		
一 教員の減員	五八	二 時局と教育	五八
二 科併置と二部教授	五九	三 高等	五九
○二部教授と高等科併置	五九	○本田	五九
○二部教授の驅逐	五九	○中島	五九
四 内容改善の努力	五九	○仰	五九
○明治三十七八年頃の阿蘇郡の 教育事情に就て	五九	○宮川	五九
五 活動主義の弊	五九	○松下	五九
○思ひ出の數々	五九	○武彦	五九
六 小學校規則と考査問題	五九		
幼稚園	六〇		
一 規則の確立	六〇		
二 幼稚園の狀況	六〇		
甲 全國狀況	六〇		

中學校	六〇
一 中學校令の改正	六〇
二 其他の法規	六〇
三 中學校の發達	六〇
高等女學校	六〇
一 高等女學校令の公布	六〇
二 其他の法規	六〇
三 全國高等女學校の狀況	六〇
乙 本縣狀況	六二
一 概説	六二
一 本期に於ける教育概要	六二
二 給與	六二
三 時局と教育	六二
二 關係法規と本縣	六二
一 學科課程と教授時數	六二
二 補習科	六二
三 試	六二
驗制度の緩和	六二
三 細説	六二
中學校	六二
一 熊本縣立中學濟々費	六二
○明治卅三年前後の天草中學校情況：島田增平	六二

○在職當時の濟々費の情況	六四	平田	信彦
二 熊本縣立熊本中學校	六四		
三 熊本縣立八代中學校	六四		
四 熊本縣立鹿本中學校	六四		
五 熊本縣立玉名中學校	六四		
私學	六五		
一 本期に於ける私學概況	六五		
第五期新設私學表	六五	第五期存在の既設私學名	六五
二 合志義塾	六五		
○合志義塾に就いて	六五	○工藤	左一
三 攻玉舎	六五		
四 私立鶴城學館	六五		
○私立鶴城學館の創設廢止事情	六五	○淺井	寅喜
五 鎮西中學校	六五		
○鎮西中學校創立事情	六五	○福島	悠雄
六 私立蒼苺學舎	六六		
七 私立鎮西簿記學校	六七		
○簿記教育の發達	六七	○中島	直吉
八 私立猶興館	六七		

高等女學校

1 熊本縣立高等女學校

六三三

○縣立第一高女創設當時の狀況……河上 才次

2 八代郡立高等女學校

六三三

私 學

1 熊本玫瑰女學校

六三六

2 私立坪井女子工藝學校

六三七

第五節 高等教育

甲 全國狀況

一 大學の狀況

二 高等學校の狀況

三 專門學校の狀況

乙 本縣狀況

一 概 說

二 第五高等學校

1 本期の概況 2 諸規則

三 熊本高等工業學校

1 創立當時の概況 2 諸規則 3 職員

及生徒

私立熊本醫學校

1 本期間の沿革 2 職員及生徒

六四四

五 熊本醫學專門學校

1 創立當時の狀況 2 諸規則 3 職員及生徒 4 經費 5 創立當時の内容概要

六九五

六 私立熊本藥學校

1 本期間の概況 2 學校の内容

七四

第六節 師範教育

甲 全國狀況

一 師範教育令の要旨

二 師範學校の一般狀況

乙 本縣狀況

一 概 說

二 熊本縣師範學校

1 學科 2 設備 3 諸規程改廢 4 簡易科の實際 5 女子部の實際

○學生時代の思出………稅所ジユノ 七六

6 内容一斑

○明治四十年頃の思ひ出………内田 傳藏 七三二

○日露大戰直後の師範學校………水上 浩然 七六

7 學校長

○予が師範在學前後の本縣武道界………木庭 源三 七五

8 附屬小學校

○師範附屬在職中の回顧………稻野 務 七四

第七節 實業教育

甲 全國狀況

一 實業學校令の公布

二 諸規程の公布

1 工業學校規程 2 徒弟學校規程 3 農業學校規程 4 商業學校規程 5 商船學校規程 6 實業補習學校規程

三 實業學校の狀況

四 實業補習學校の狀況

乙 本縣狀況

一 概 說

1 實業教育獎勵 2 公立實業學校累年統計表 3 實業學校派遣生規程

二 實業學校

三 實業學校

七五

第九節 學校衛生

1 熊本縣立商業學校 七五

2 熊本縣立工業學校 七五

3 熊本縣立熊本農業學校 七五

○頌河村九淵氏………小池 俊三 七三

4 熊本縣立阿蘇農業學校 七三

5 熊本縣立球磨農業學校 七六

6 飽託郡立工業徒弟學校 七六

7 鹿本郡來民町立工業徒弟學校 七六

8 菊池郡立北部農業學校 七六

5 人吉工業徒弟學校 七六

三 實業補習學校 七六

1 夜學校設置獎勵 2 設置廢止其他の規程 3 本期補習學校調査表並概況

第八節 特殊教育

甲 全國狀況

一 肥後慈惠會教育部

二 肥後自活團

七六

七六

七六

七六

目次終

甲 全國狀況	五二	齡者の補習教育	三 壯丁成績調査の統一	八八
乙 本縣狀況	五六	六 青年團の狀況		
一 概説	五七	七 日露の時局と社會教化		八〇
二 學校清潔法		八 婦人團體の狀況		八五
第十節 社會教育		九 新聞雜誌狀況		八六
甲 全國狀況	五八	第十一節 本縣教育會及其他の諸會		
乙 本縣狀況	五九	一 概説		八九
一 概説	五九	二 縣教育會の狀況		九〇
二 圖書館狀況	五九	1 八縣聯合教育諸會	2 小學校教員服制	
三 肥後獎學會	五九	に關する建議	3 講習會と縣費補助	
1 沿革	2 會則及役員	3 事業	4 經費概況	5 其他の施設
5 事務所	6 役員異動	7 業績		
四 夜學會設置獎勵				
五 壯丁教育				
1 本縣に於ける壯丁教育調査	2 徵兵適			
		三 各郡市教育會の狀況		八四
		1 日露戰役當時の活動の狀況	2 其他の狀況	
				八〇
		四 學會		

熊本縣教育史 中卷

第六章 第四期

(明治十九年學校令公布より
明治三十三年小學校令改正まで)

第一節 概説

一、歐化思想と保守思想 前期の後半より明治廿二、三年頃までは歐化主義者と保守主義者との思想的争闘の最も激しい時代であつた。前者は歐米の文物は無條件に是とし、後者は文明の利器さへも之を排斥する程であつた。此の錯亂紛糾せる裡にあつて、國民は其の歸嚮に迷ひ、實際教育上に及ぼす所も實に憂慮すべき狀況にあつた。

二、教育勅語の渙發 此の時に於て教育に關する勅語の渙發を仰ぐに至つた。勅語によつて我が建國の精神、國体の精華を明かにし給ひ且つ國民の遵守すべき道德の大綱を照示し給うた爲に、さしも混沌たりし我が思想界も之を劃期として漸次その歸着點に向ふやうになつた。

教育勅語の御漢後に就き絶大の御奉公をされた元田永孚、井上毅兩氏の文勳は我國文化史上に燦然たる光輝を放つものである。而して此の兩氏が共に肥後が産んだ人物であることは又本縣が大いに誇りさすべき點である。茲に略傳を掲げて其の高風を仰ぎ偉勳を稱へることにしたい。



元田永孚肖像

1. 元田永孚

幼年時代 元田永孚、幼名は大吉、通稱は傳之丞、又は八右衛門と稱し、茶陽東野は其の號である。

氏は文政元年十月朔日、熊本城下山崎町で呱呱の聲を揚げた、父は細川侯の近侍で多く藩主に随従するので、子供の教育は主として祖父が其の任に當つた。祖父の教育と祖母の慈愛との間に最も圓滿に溫和に生長したので、自然に其

の純情が發露して高尚なる風格で且つ溫雅純良の人となつたのである。下津休也は氏の性格を評して『元田は直なる枝に綻べる梅花の如し』といつてゐた。

元田家の祖先是出雲の尼子氏の家臣で元田豊前と云ふ人で、彼の山中鹿之助等と共に知名の勇士であつた、豊前の孫内藏允に至り細川藤孝に仕へた、内藏允の子が即八郎衛門尉永貞で、元田家第一の祖であつて、細川忠興に従ひて小倉に移り祿三百石を給せられ、又忠利に随従して熊本に移つた

性格と學問 十歳頃から祖父に論語、孟子を教へられ、十一歳で時習館に入學した、十三歳の時初めて詩を作つた其の詩は、

春日山家

西山蓬戸少人來。 萬朵櫻花處々開。

游宴放歌堪乘興。

微醺忽覺夕陽催。

早秋過田舎

西郊一路步斜暉。

茅舍蕭條水遠扉。

共對孤樽日將暮。

秋風已覺拂吾衣。

十四歳の時讀書、習字、作詩の成績進歩顯著であるといふので藩より褒美の金品を授與され。

十五歳の時より横井小楠と交り、(當時小楠は二十四歳の元氣旺盛なる青年で時習館第一の秀才と讃へられてゐた)氏は頗る小楠に心服して其の啓沃指導を受けたので、思想も亦小楠に負ふ所が鮮くなかつたのであらう。小楠も亦氏が非凡の士であることを知り、九才も年下の氏と深く親交を結んだ。又下津休也、長岡監物等も氏と交を結んで互に切磋琢磨して智徳の修養を怠らなかつた。

二十歳の時、時習館の居寮生を命ぜられた、當時横井小楠は塾長格で、氏等が其の居寮生となつたので、館の學風が一變したといふことである。氏は入寮後は一層横井小楠の指導を受けたが、さすがの小楠も氏の文章を見る度に其の達識に驚き、『元田は居寮生中の第一だ』といつて褒めてゐた。而して多くの寮生中最後まで残つて三年半の學業を終了し

た者は氏一人であつて、氏の學業と識見とは益々進歩昂上した。

又二十五歳の時より長岡監物の邸に出入して學業に勵んだ。此處には横井小楠も其の門下生を率ゐて來り、下津休也津田山三郎等も來會して毎月數十回の會讀をなし、學問の研究を一層深くした。

當時熊本の學風は所謂實學派で、一般からは多少危険視されてゐたので、氏は其の父より度々注意を受けた。(併し此の時に當り長岡監物や横井小楠は佐幕派たる熊本藩の國老と意見合はず、長岡は遂に辭職して隱退した、けれども嘉永六年米糧渡來の際には警備の必要上藩は再、長岡を起用して浦賀警備の任に當てた。)

安政四年十二月氏は父を喪つた。翌安政五年一月家督を相続し、父祖の功績によつて特に祿五百五十石を賜はり、藩の大目附を命ぜられた、時に年四十一歳、之れが氏が細川氏に仕へた始である。但此の年横井小楠は藩主の命を受けて越前の松平春嶽の許に行き、翌安政六年には實學派の中心で輿望高き長岡監物が死んだ。

藩廳出仕時代

安政六年十一月氏は使番の命を受け、文久元年に藩主に從ひて江戸に上り、翌二年に

は京都留守居を命ぜられ、元治元年には幕府が長州征伐を爲すに當り、藩主細川護美小倉に出陣し、氏も此れに隨行した。後熊本に歸つたが、慶應二年再度の役には長岡與七郎を總帥として出陣を命じた、けれども此の際は幕府の節度が良くなかつたので、之を憤慨して長岡等は獨斷を以て小倉より退陣して了つた。此の前後の處置に關して氏は藩の前途を憂へて、頗る苦心焦慮して圓滿なる解決に努めた。

慶應三年高瀬町奉行に擧げられ、翌明治元年側用人兼奉行の職に重用された。此の前後、中央に於ては幕府の政權奉還が行はれた。けれども維新の大業未だ其の緒に就かず、有栖川宮は東征大總督として江戸に攻寄せる有様となつた。此の際に於ても我が熊本藩は依然として佐幕論で固められてゐたので、氏は頗る之を憂へて其の不可なるを熱心に主張したけれども遂に用ひられない。因つて止むなく職を辭

して長男永貞に家督を譲り隱居してしまつた。そして又山崎町の邸を引拂つて大江町(當時は市外の村)に移つたこれが明治二年で氏が五十二歳の時である。此の際茶陽の號を東野と改めた。

之より先米田虎雄は僅少の藩兵を率ゐて出京し、官軍に加はり、津田山三郎等と共に上野彰義隊の攻撃戦に参加し、尙奥羽地方へも出征して仙臺附近の戦に勳功があつた。氏は此の報を聞き熊本藩の前途の爲めに且又同志の友人等が武功を祝する爲めに大に喜んだ。

明治三年熊本藩知事細川韻邦退隱して、其の弟護久が後嗣となつた時に氏は護久の侍講として再び登用されて東京に召された。明治四年春上京し常に藩知事護久の側にあつて藩の重要政務に携はることゝなり、而して彼の廢藩置縣の意見書を認めて護久をして上らしめた。

抑々我が熊本藩は維新回天の事業には他藩に比して頗る立ち後れをしたが、茲に面目を一新するを得たのは氏の力大なりである。

宮中出仕

此の頃大藏卿大久保利通、聖上の侍講を一人物色してゐたので、友人安場一平及知事細川護久の推薦によつていよいよ氏を推舉することゝなつたが、氏は「自分は其の任でない」といつて非常に辭退したが、友人や先輩が適材として頻りに勧めたので、氏も遂に意を決して出仕することゝなつた時に明治四年六月四日で氏は年五十四歳。

かくて氏は 明治天皇の御前で論語の講義を爲すことゝなつた。是に於て今まで長岡、横井、下津等と刻苦研鑽した學殖の蘊蓄を傾けて 陛下に奉仕するの機會が來た。

氏の講義は周到懇切に和漢の書に亘り、或は日常の事、又は國史によつて立證引用し、或は至尊の御身上に移し奉つて講説し、終始一貫至誠を以て奉仕した。翌明治五年からは皇后陛下(照憲皇太后)にも御講義申上げることゝなつた。皇后陛下には帝鑑圖説を御進講申上げたが此の講義は餘程御思召に叶つたと見え、「元田そなたの進講の日が待遠いぞ」と仰せられたとの事である。

明治十年西南の役には明治天皇に扈從して京都に至り、官軍の薩軍討伐には蔭ながら策戦上に建言してゐる。

同年十一月二十一日、陛下は観菊の御宴を催され、特に御召しになつたので夕刻から萩の御亭に出仕した。やがて陛下には出御遊ばされ、陪觀者は當直の侍従と氏のみであつた、此の夜陛下には御観菊後小宴を催し遊ばされた。時恰も晩秋舊曆十月十七日で空よく晴れて明月中天に懸り、菊花は爛漫と咲きほこつてゐる。其の時西南の役は既に平いで御心にかゝらせ給ふ事もなく、龍顏殊に麗しく種々御物語の末、御盃を賜はり更に恐れ多くも御親ら御肴をも御興へになつた。そして後氏に「出師の表を吟ぜよ」と仰せられた。よつて氏は畏みて立つて吟じ始めたがどうも聲がよく續かないので、中途にして止める。陛下は「元田に茶を給せよ」との仰せで、御茶を賜はつた。そこで之を戴いて咽を濕すと、陛下は更に「もう一つ吟ぜよ」と仰せられたので、今度は御許しを得て氏が自作の詩で最も得意な小楠公を吟じた。即左の詩である。

乃父之訓銘于骨。先皇之詔耳猶熱。十年蘊結熱血腸。今日直向賊鋒裂。想辭至尊重來。再拜俯伏血淚垂。

同心百四十三人。表志三十一字詞。以鐵代筆和淚揮。鏖進板面光陸離。北望四條賊氛黑。賊將誰何高師直。不獲渠頭授臣頭。皇天后土鑒臣臆。成敗天也不可言。一氣磅礴萬古存。君不見芳野廟板舊鑿痕。至今生活忠烈魂。

終つて陛下は殊に御褒賞遊ばされ、頻りに御盃を重ね給ふので、侍従が御障りあらせられてはと御歸館を促し奉ると、「今夜は太公望が居るから心配するな」と仰せられた。よつて更に「それでは御席を御移し遊ばされては」と申上げると、陛下は「菊は來年亦見られるが元田の聲は來年迄もこの様であるかは分らぬ、朕は菊花よりも元田の詩吟を愛するぞ」と仰せられて、いと御満足の御有様で、漸く十一時過ぐる頃御退出遊ばされた。

翌十一年六月一日には氏が六十一歳の還曆祝に、畏くも兩陛下より酒肴を賜はつた。皇后陛下にも亦氏を御信任遊ばされて常に「元田體を大切にせよ」と仰せられた。此の頃又陛下の御爲めにフランクリの十二徳に註を加へて差上げた、之を陛下は頗る御満足に思召され、それを基として彼の十二徳の御詠を遊ばされた。

明治十七年の秋に皇后陛下が菊花御上覽の折、氏亦副島種臣と共に御相伴に召されたので、陛下の御後に隨つて陪觀した後又小宴が催され、畏くも陛下は氏を「師匠」と御呼び遊ばされ、御手づから御酒を賜はつたので、其の翌日氏は御禮言上の爲め宮中へ伺候すると、陛下は紅梅典侍をして栗の御杖を賜はつて更に典侍より「陛下には『元田は大事な爺だから病ませぬ様にせねばならぬ』との仰せである」

と傳へた。氏は唯々恐懼感泣して拜受した。又如何に氏が皇后陛下の御寵愛をも蒙つてゐたか分る。

明治十二年侍講の職は廢せられ、他の同僚は廢官となつた。其の時三條實美、有栖川宮熾仁親王、岩倉具視の三人が氏を招き、「今後と雖も貴下は陛下の御聖德を啓培するやうに」とあつた。之によつて氏は一層君德を輔翼し奉らんと決心した。これよりは夜陰にも時々出仕して兩陛下の御側近く侍し奉り種々の物語をなし又詩歌作詠などの御相手を申上げた。

古の文見る度に思ふかなおのが治むる國はいかにと

臥す龍の岡の白雪踏みわけて草の庵を訪ふ人や誰

などの御製は此の頃の御詠と拜察する。

嘗つて大久保利通も氏の誠忠を賞して「君側に元田が居れば大丈夫だ」と申してをつた。勝海舟も氏の人と爲りを殊に推奨した。斯く維新の元勳の多數が氏の學問、識見、人格、徳風を推賞欽慕してゐる。

功績と臨終 氏の功業偉勳は一に君德を輔翼して聖德を玉成し奉るにあつた、而も氏は直諫をなさず知らず識らずの中に輔導し奉るのである。嘗て岩倉公が氏を評して「元田は實に申分ない人であるが直諫しないのは其の缺點だ」と申した事がある。この直諫をなさず暗々の中に輔導し奉るのが元田の元田たる所以であらう。故に氏の業績は多く表面に顯はれない。けれども重要な政治上の施設の如き氏の奏上献策に由るもの少くなかつたさうだ。明治の元勳伊藤、山縣、松方の如き内閣の首班者任用の時の如き氏の建言によるもの多かつたこの事である。

明治十二年夏氏は聖旨を奉じて國民教育の爲めに幼學綱要の編纂に着手し、同十四年完了して各學校に下賜された。

又氏の功績中特筆大書すべきは教育勅語の起草である。これ素より聖旨に出たことは勿論であるが、其の全文は言ふにも及ばず一字一句に至るまで、想を練り形を整へて、以て典章となすには實に苦心慘憺たるものであつた。是には時の法制局長官であつた井上毅氏の意見を求め、互に十數回の文書を往復して以て漸く千載に輝く大典章を完成した。此の功績勲業は我が國史の上に燦として輝き、吾れ等同縣人は又共に名譽と爲すべき事である。

氏は又明治二十二年發布の皇室典範、帝國憲法の制定にも助力し更に條約改正の事に關しても尠からず盡瘁してゐる。

明治二十四年一月病床に就き病勢募るので、兩陛下にも痛く御心を勞し給ひ、侍醫を遣はされ、其後同月廿一日には其の容体は危篤になつた。此れを聞いた井上毅は驚いて直に參内し其の容体を陛下に奏上した。陛下は大に宸慮を腦まし給ひ更に侍醫を差遣させられ、一方には吉井宮内次官をして授爵の恩命を傳へしめられた、井上は直に元田邸に駆けつけ其の病床に臨み、聖慮の優渥なる旨を傳へると、病床の氏は暗涙を流し瘦せ衰へた兩手を合せて「此の御恩は草葉の蔭から報い奉る」と幾度も繰返した、而して其の聲は次第に弱つた。

ついで伊藤博文が來りて懇に慰めると、氏は幽かな息の下より兩眼を見開き愈々臨終の近づいた事

を告げ、陛下の御聖徳の益々盛なる事をび喜「今後の御輔導は卿の忠誠にまつ」と言つて、手を延ばして握手を求めた。伊藤公は容を改めて、心身を盡して聖徳の發揚に努むべきを誓つた。

氏は公の此の言葉を聞いて莞爾として復一言も發せず、間もなく薨去した。時に明治二十四年一月二十一日、享年七十四歳。東京青山墓地に葬つた。氏の墓側に徳富蘇峰の撰文によりて其の徳風と功績とを述べた頌徳碑が建つてゐる。(本文は熊本地歴研究会發行元 田永孚先生によるところ多し)



井上毅肖像

2. 井上毅

生地及生立 井上毅は天保十四年十二月、熊本竹部(今熊本市北坪井町)に生る、父は飯田權五兵衛と云ひ、氏は其の三男である、慶應元年、二十三歳の時井上茂三郎の養子となり井上家を襲いだ。幼名を多久馬といひ後に毅と改めた。

氏の生家飯田家は、米田家の家臣で禄高低く其の家は甚だ貧しかつたので、住家も亦極めて

狭隘な茅屋で、氏は此の狭小なる家の漸く疊一枚敷位の處で、日夜勉強してゐた。筆紙の料も思ふに任せず反古紙又は手紙の端等の白紙を切り糺ぎ合せ、それに習字や寫字をしてゐた(こんな刻苦勉強の跡を偲ぶべき其の寫本は記念品として今尙同子爵家に藏されてゐる)。

氏は幼より穎悟にして殊に記憶力強く、夙に神童の稱があつた。今其の例を舉ぐれば四五歳の頃に母に教へられ百人一首を暗誦して、一枚の紙に小孔を穿ち其の穴より繪の何處かを少し窺はすれば一々其の繪の名を言ひ其の歌まで暗誦して誤らなかつたといふ。十二三歳の時句讀も訓點もない白文の文撰を流暢に誦讀した。氏が唯一の樂は讀書で、常に深更迄巻を手にして居た。母は其の身体を損ぜんことを憂へて就寢を勧めたが、容易に之を肯かない。朝は又未明に起きて母に代つて朝飯を炊ぐのが例であつた。之は孝心深い氏が母への心遣りもあつたが、一には籠の火光で讀書するのを樂にして始めたのだといふ。氏は其の天稟の英才に加ふるに斯る異常の勉強を以てしたので學業の進歩著しく、十四五歳の頃、既に嶄然として頭角を現はし、學問の進境は大家の壘を摩するの概があつた。

氏の主君長岡監物は其の俊才非凡を認め特に命じて碩儒木下犀潭(驛村)の門に入らしめた、時に年十四、是より數年の間木下塾にあつて勉強したが家貧にして、家事の爲め妨げられて通學も自由に出来なかつたそうである。されど氏の學問文章は群を抜いて、竹添進一郎、木村弦雄の二人と共に木下門下の三秀才と稱されて居た。

木村弦雄は嘗て當時の事を語つていふに『井上は自分より三四才の弱年であつたが其の文章は暢達にして辭亦絢爛、年長の自分等も常に舌を卷いて驚歎してゐた』と、又同學友友枝庄藏は不屈剛岸を以て聞えた男であつたが、井上の識見卓抜該博にして辯舌の勁峭峻烈なるに辟易して、常に『井上に對しては何事も知らぬと言ふに限る、之と論争して勝たんと思ふが間違ひだ』といつてゐた。氏が木門下多士濟々の中にあつて如何に傑出穎脱してゐたか知られる。

師木下驛村亦深く氏の才を愛し望を其の前途に屬してゐた、或時長崎の豪商某、氏の英才を聞いて海外貿易に従事させんと思ひ之を驛村に諮つた、驛村試に之を氏に告げたが、他日國家經綸の抱負を有する氏は直に之を拒絶した、よつ

て驛村は之を彼の豪商に告げて且いふに「井上は他に大に展ぶべき前途がある、彼れは年猶少きも筆を執つては關西に列ぶ者はあるまい」と、師木下が如何に氏に推服してゐたか分るのである。

氏が十六才の時木下塾の同窓數人と上益城郡矢部へ遠足をした事がある、其の歸りに同郡沼山津の會所に寄つて總庄屋光永四兵衛の許で休憩した、沼山津は當時水害地として有名な所であつたが、氏は光永に對して詳細に水害の事情を聞き糺して後自分の意見を述べたが、其の言ふ所が悉く事情に適合して年少書生の空論として觀ることの出来ない程肯綮に當つてゐたので、水利に熟通せる光永も氏の凱切なる議論に感服して「貴下は年少にしてよく水利に通曉してゐる後には必ず水利の神と崇めらるゝ様になるであらう」と云つた。氏が少年の頃より心を經國濟民の事に砕いてゐて、學ぶ所も亦空疎迂遠でなかつたことが識られる。

かくて氏の才名は愈々藩中に嘖々として、二十歳の時には擢んでられ時習館の居寮生となつた。居寮生とは幾多藩中の子弟より學力才幹共に拔群の者で、其の數は僅かに十人にも達せない程であれば、此の待遇を受くる學生は無上の榮譽としたものである。而して元來此の居寮生は殆ど總べて細川家直參の家臣から擢用するを常として陪臣より拔擢採用するの例は極めて僅少であつた。それに氏は米田家の家臣即ち陪臣の身を以て此の殊遇を受けたのは、又氏の學問才幹が傑出して居ることを察知することが出来る。

氏は斯くて文久二年より慶應元年迄四ヶ年の間時習館に於て勉強した、因つて氏の學問識見が益々偉大となつたことが推測せらる。

藩廳任用時代 慶應二年熊本藩は兵を小倉に出して長州征討の軍に加つた、時に氏は從軍を命ぜられて宿舎係の一員となつた、當時氏は二十四歳の一青年であつたが、思慮頗る周密で夜間窈かに各隊を巡視して糧食の多寡を調べるなど其の任務を果すに熱心にして併も用意周到、些の遺漏もなき準備は何人も感歎する許りであつた。

氏が藩命を受けて江戸に遊學したのは慶應三年九月であつた、此の時氏は林正十郎に就きて佛蘭西語の研究に専念したが、翌明治元年には戰亂の爲めに一旦歸國し、更に長崎に赴いて佛語の研究を繼續した。

同年十月舊主米田虎雄は熊本藩の兵を率ひて奥羽戰爭に参加し、會津、仙臺方面に轉戦したので氏は當時長崎遊學中であつたが、憂慮措く能はず遙に米田を追うて會津附近に追及し之に對して所見を述べた。併し當時氏の意見は佐幕に傾いてゐたので却つて米田の叱りを受けた。此の際氏は稍々時勢を洞察するの明を缺いた様であるが何といつても未だ二十六歳の青年で併も九州の邊隅にゐたので其の見聞は稍々偏狹なるを免れなかつたのであらう。併しながら既に國士を以つて自任したる抱負と、主君の進退を憂へて遙々九州より之に赴いたる至誠とは認めなければならぬ。

官廳在任時代 明治三年再び藩命を奉じて東京に遊學した、而して直に大學小舎長を命ぜられ進んで中舎長となる。然るに明治四年十二月始めて官途に就き十等出仕司法省に採用された、時に年二十九歳翌五年には中録となり、同年六月司法卿江藤新平法律制度取調の爲め歐洲に派遣さるゝや、氏は河野敏鎌等數人と共に隨行を命ぜられ佛國に渡り滯留視察した、此の行氏は特に佛語を解し漢學文章に長ぜるを以て簡拔せられたのだといふ。而して此の巡遊は特に氏の學問、思想、識見に多大の進境を與へたものである。

又氏の立身に就て最も重要な關鍵は大久保利通の知遇を得たことである。時は明治七年二月大久保が臺灣事件に就いて清國北京へ差遣さるゝ時に、氏は當時司法省の七等出仕であつたが、時局に感ずる所あつて「上大久保公書」を草して對清意見を詳述して之を公の隨員に託して公に一覽を乞はしめた、大久保公は船中に於て之を一讀したが其の議論の凱切にして且文章の堂々たる稀に見るの大文字であつた。公は始めて氏の學問と識見と且其の文章とを知り、以て井上の用ふべきを覺り、船の神戸に着くや直に電報を發して北京に招致し、以て一行に加はらしめた。

氏は電命により急行北京に着し、直に公に面謁して自己滿腹の對清意見を述べた、是より後氏は大久保特使の一員となり、清廷との間に往復する公文書の殆ど全部は氏の手によりて成り、且又談判折衝の樞機に關しても獻替翼贊の効多く、大久保が首尾よく使命を全うしたるも氏の功勞の多きによる。

又氏の生涯中、見逃すべからざる事は伊藤博文との關係である、氏が伊藤に識られたのは明治八年の頃、當時司法省の岸良判事が九州巡廻をした後其の報告書を氏に書かせて提出した、其の文章の莊重雄渾なる容易に見ることの出来ないものであつた。伊藤其の報告書を一讀して文章の非凡卓絶に一驚し、それが且つ井上の手に成ると聞き、茲に始めて氏の學問と文才とを識り爾後氏を信認し水魚も管ならざる親交を結ぶに至つた。

是より氏は常に伊藤を輔けて新制度の調査に従事し、常に其の左右に在り又背後にあつて親しく伊藤の事業に參劃し直接の當事者たらずんば必ず間接の助言者であつた。伊藤の功業の大半は陰に陽に氏の

輔翼獻替に因ること多しと書せらる。されば其の官職も内閣書記官長、制度局御用掛、圖書頭、法制局長官、樞密院書記官長、樞密顧問官、文事秘書官長を経て文部大臣となつた。併も氏の關係した内治外交の範圍は、斯かる官職名のみによりて羈束されず、寧ろ其の現職を超越して廣く且大なるものであつた。されば徳富蘇峰が氏を評して『明治政府の高級參謀』といつたのは蓋し適切の評語であらう。

斯く氏が維新の大業草創に際し、勳業の多大なりしは一々之を擧示するに堪へないが、其の中で特筆大書すべきは帝國、憲法の制定に其中心となつて最も努力したこと、晩年文部大臣として教育制度の刷新に一大改革を加へた事である。之れは最も重要な功績と稱すべきものであるから、今左に概説して見よう。

明治十五年伊藤博文は憲法取調の爲め歐洲諸國に出張した、此の間氏は内に居て専心其の調査に従事し、氏が其の研究に熱心に旅行中と雖其の資料を携へて到る處の旅館で調査を繼續した。其の調査方針は學理學說を研究するに深く且密に、又術語の如きも漢字を本として之を我國の古語及佛語、英語の三種類を當嵌め、之に解釋を附して一字一句も苟もせず、以て他日の質疑に答ふるの用意とした、其の上には重要なるは、根本の主義精神を儼然と確立せざるべからざること即ち我國體と歴史的要素とを調和し之を基礎として成立せしめたこと、而して此の案は完全無缺千古不磨の金科玉條でなからねばならぬ故に氏が綿密周到で又苦心焦慮したりしことは想像以上であつたといふ。

當時我が國は政治思想未だ幼稚にして主權は國民にありなど、佛蘭西流の政論の熾に唱へられる際に

於て、氏と伊藤とは輕浮なる時論に動かされず、確固たる信念によつて我が國体主義に合致するの憲法を起草するに勉めたことは、洵に卓見と言はなければならぬ。即氏の詠歌に、

とつ國の千草の糸をかせぎあげ

やまと錦に織りなさましを

の如く。而して明治二十年頃より伊藤が表面の責任者となり、氏が内部の實動者即起草者となつて、いよく各條章の制定に着手した、そして前述の如く苦心慘憺、研慮討究、二十二年二月に至り漸く完了して皇室典範と共に此の千歳不磨の大寶典が發布さるに至つた。これ素より明治大帝が列聖の遺範に則りて欽定し給ひたる所とはいへ、内部にありて輔翼盡瘁の勞を累ねたる氏と伊藤との勳業を多とせなければならぬ。

されば氏の薨後其の十年祭を上野精養軒で催された際に、伊藤博文は其の席上で氏の功勞を稱揚していふに「井上と共に最苦心したのは如何にして我が憲法を國体歴史に契合せしむるかと言ふ事である。將來に活動して上は皇室の尊嚴を保ち、下は國民の幸福を大にするの研究は終始怠る所なかつたが、若し此人(井上を)微りせば或は大命を完うすること能はなかつたかも知らない、實に此人の如き學者にして天稟の忠實者を得たことは、私が陛下の皇謨を翼賛するに當り、天の與へたる者である」と。又嘗て熊本縣會議事堂に於ても伊藤は氏を追懷して右のやうな言葉を繰返して演説したことがある。

又氏が文相として教育上に盡したことも尠くない。其の期間は明治二十六年三月より二十七年八月ま

で僅かに十八ヶ月間に過ぎないが歴代文相中彼の森有禮氏と並稱される程で、當時氏は篤疾羸弱の身を以て精勵恪勤し、夙に國家主義の教育を主張し、嘗ては森文相へ大革新の意見書を提出したが、今や氏が其の主体となつて中興革新の務を爲すこととなつた。今其の教育上に於ける施設事項を概括すれば

(一) 全般に涉りて學制改革を斷行し、又從來の道德教育を改善して實踐躬行を以て師道の樹立に努めさせたこと。外國語が必要を認むると共に國語漢文を大に尊重すべしとなした。

(二) 實業教育を奨励したること。(三) 女子教育を奨励したること。(四) 体育及衛生に重きを置いたこと。

是等が氏の文相時代に最力を入れた事柄であるが、今日より之を觀れば極めて平凡で、何等の卓見とも思はれないが、當時に於ては何れも能く時弊に適中して教育の缺陷を補ふの効力を有し、今も猶實際の施設上に存して其の餘澤を受くる者が多い。

かくて氏は明治二十七年八月廿八日病氣の爲め醫師の診斷書を添へて辭表を提出した(内閣大臣中醫師の表を出した者は他にはないこの事)よつて職を免ぜられて葉山の別荘に退いて一意靜養に努めたが遂に病癒えず、翌二十八年三月十五日溘然として薨じた。時に年五十三。是より先き華族に列して子爵を授け、正三位勳一等に叙し瑞寶章を賜はつた。

人物性格

(ハイ)氏が學問該博で識見高邁であつたことは言ふを待たないが、其の學問を實際に能く應用したことに於ては珍らしき人物である。然して氏の學問は總べて有用經世の學問であつた嘗つて伊藤公が氏の十年祭の席上で「明治維新以來澤

山の學者が居たが井上の如く、經國の事に涉りて學問を實際に應用した者は恐らくなからう」と演説したことがある。然して又氏は文弱の弊を厭うて武藝を嗜み劍術を奨励した。時習館時代に於ても寺見流の劍道を盛に稽古し、後年四十歳を趣えて政府の高官に上つてからでも自宅の書生を相手に劍道を演じてゐたといふ。

(ロ) 父母に對し孝養篤き人であつたこと。氏曾て歎く曰く「父母次第に老いて予の身未だ榮達せず孝養の機會を失ふに至らんこと懸念に堪へず」と。如何に氏が父母の奉養に心を碎いてゐたかを察するに足る。氏の嚴父が腦溢血で逝去したのは明治十四年であつたが、當時氏は清國へ出張中であつて他郷の旅館に於て其の訃報に接した時、氏が哀傷悲歎の狀は想像するに餘りがある、やがて使命を果して歸國し直に自邸に入りて嚴君の靈位に額づき瞑目沈思し泣哭悲痛して止まず、家人も慰藉するの言葉がなかつたといふ。此の時岩倉公は氏の至孝を識つてゐたので、公の家に傳はつてゐる名香を割て氏に贈り「忠臣は孝子の門に出づ、井上の君に忠なるは其の父母に孝なりしに因る。井上の要眞に同情に堪へず」と、氏は此の貴重なる贈物を受けて公の誠意に感激し、後年に至るまで涙を流して此の事を語り喜んだ。又多年病床にあつた母を慰むるにも頗る懇切であつたなどは世の語り草とし残つてゐることが多い。

氏は又親戚や故舊に篤く自ら割いて之を扶持してゐた者が少くない。俸給の一半は其の用に供してゐたのである。又嘗て熊本に歸省した際財津某を訪うて力食社の經營に力を致したるが如き、郷黨の爲めにも尠からず盡してゐる。

(ハ) 清廉潔白の人であつた。氏が性格の一は清廉潔白にして利慾の念極めて薄く、常に清貧に甘んじて儉素を旨とし、高潔なる生活を送つたことである。氏は多年政府の要路に立つて俸祿も薄くはなかつたが、家産を作るでもなく寒素の一生を終つた。氏嘗て親善の人に語つていふに「予にして金儲けをしようと思へば十萬や二十萬を得ることは造作もない事である。併し政府の樞機に參與する者が其の秘密を漏して私利を營むが如きは良心に對し所學に對して相濟まぬ事である」と。氏の邸宅は宏壯ではなかつた庭園も亦結構の美はなく、葉山の別荘の如きも閑靜な田園生活をなすに過ぎない程で其生活も亦極めて質素であつて平生家に到來物の皆無であつた如き氏の清廉潔白を知るに足る、薨

去の際には各方面各階級の人々が皆悼惜したが、葬式は極めて質素で會葬者には實業者や富豪や御用商人の如き者は一人もなかつた。之れでも氏が高潔、清廉であつた一般が識られる。

(ニ) 剛直不屈の氣象であつた。剛直自ら持し毅然として大節を執つて動かす、正義の前道理の下には如何なる人にも屈しなかつた。そして侃々諤々の議論を闘はして敢へて辟易しなかつた。彼の憲法起草の際に當りても最も親密であつたといふ伊藤とも幾度となく意見の衝突を來し殆ど絶交する迄になつた事もある。又嘗て大隈重信が條約改正に着手し外人を容れて我が法官に任用せんとした際にも氏は猛然として反對し、書を時の首相黒田伯に提し更に之を天覽に供し奉り、又各方面の要路者を歴訪して反對意見を面陳し、更に又「公私權考」といふ小冊子を出版して輿論の喚起に努めた。此れ等のために九歩通り出來上つた改正案も遂に中止となつた。又明治二十四年五月當時の露國皇太子が我國に來遊し大津に於て巡查津田三藏の爲めに傷けられた大事件があつた。當時露國は世界の強大國を以て聞えてゐたので、我國上下の狼狽と驚愕とは例ふるに物なく、如何にして露國の怒りを和げ歡心を求めるかと言ふことに苦心した、即ち如何なる犠牲を拂ふても、たとへ國法を枉げても構はぬと言ふのが朝野多くの意見であつた、然るに氏は又斷固として反對し、國法を枉げて他國の歡心を求むるが如きは國家絶大の汚辱であるとして意見書を提出し、裁判の當事者に對して判決の神聖なるべきを論じ、謬妄の方針を矯正することに務めた、其の結果當路者も大に反省して犯罪者に對し過なきを得た。

此の外氏は精勵恪勤、努力勤勉の人であり、又議論明快、辯舌流暢の雄辯家であつた。曾て氏の邸が火災に罹つた時の事である、翌朝餘燼未だ消えず家財は悉く烏有に歸して一家は頗る困惑の状態であつたが、氏は登廳の時間が來たからとて後半を書生や加勢人に頼んで平常通り出勤した。氏が又少年時代より議論家であつたことは有名であるが辯舌も亦極めて流暢で、其の明快なる條理と、犀利なる論理とは能く之に匹敵する者なく、佐々友房、木下廣次の二氏と共に熊本出身の三雄辯家と稱された程である。氏が文部大臣の時伊藤首相が衆議院にて議長の許可を得ず發言して

議場の大紛擾を惹起した事がある、此の時各大臣は皆退去したにも係らず、氏は一人踏止り激昂せる議員を相手として其の攻撃に應酬し遂に演壇に立つて滔々と大演説をなした、此の際氏は不用意の中に登壇したにも係らず、其の雄辯に酔はされて議場は静り返りて恰も水を打ちたるが如くなつたと、雄辯は人格なり氏が天稟の辯舌に加ふるに該博なる學識と高潔なる品性とを以てし、以て滿場を聳動せしめたのである。(元田元字、井上毅) 兩先生記事により)

教育勅語と肥後の文教

徳 富 蘇 峯 氏 講演

教育勅語演説四十週年記念として本縣學務課は徳富蘇峯氏に標題に就ての講演を請うた。左は其の速記に成れるものである。茲に移し掲げて明治天皇の御教諭の程を拜察し、元田、井上兩氏の至誠と偉勳を偲びたい。而して更に又權威ある大講演の講演者が本縣出身であることを新に併せ考へて、肥後文教の國家に貢献せる、この偉大さに想到したい。

滿場の諸君、本日諸君に對して我が帝國に於て無二の法典である教育勅語に就て、又其の勅語の制定の完成に就て、最も關係のある所の肥後の先輩に就てお話すの機會を得た事は、私に取つて最も光榮であり且つ本懐である次第で御座います。

私は豫て一度此の問題に就て話をしたいと思つて居たのでありますが、之は頗る重大なる意味をもつて居るものでありまして、容易に口を開くべき場合でないと思つて居ましたからして、常に此の機會の來るのを待つて居たのであります。

であります。然るに本回偶然にも其の機會を與へ下さつたといふ事は、私に取りまして洵に有難く存じます。私は此の點に於て、熊本縣の當局者に向つて厚く御禮を申し上げておく次第であります。それで今日は貴下方に極めて踏み込んで、極めて眞剣にお話してみたいと思ふのであります。其の爲に殊に私は元田先生の外孫でお出になる所の落合東郭先生に東京でお目にかゝりまして、若し出来る事ならば何うぞ私の此の話にお立合ひを願ひたい。

貴下が聞いて下さつて萬一私の申し上げた事で、間違があるといふ事があれば、御遠慮なく其の場で矯していただきたい又貴下に聽いていただきませすれば、なんとなく私は元田先生の前でお話する様な氣持になりました、私も寔に本望でありますから、出来る事ならばお立會を願ひたい。

といふ事を私が申しました所、幸ひ今日熊本縣の驛におきまして落合先生にもお目にかゝつて本日此處に御參席下さる事を得ました事は、之又私の最も感謝に堪へない次第であります。

元來此の勅語といふ事につきましては、世間に幾多の解釋をする人があり、其の勅語の緣起等に就ては澤山の本も出て居りますから、私が逐一それを此處でお話する必要はないであらうかと思ひます。殊に諸君方は勅語に就ては始終生徒にむかつて、御教授になつてお出になる方でありまして、其の事は既に貴下方の頭にも入つて居り、心にも入つて全く消化してお出になる事と思ひますから、私は勅語其ものに就てかれこれ申上げる事は暫く讓つておきます。

併乍ら此の勅語といふもの、本來の面目といふものに就ては、皆さん方に文字章句の他にお考へ願はなければならぬと思ひます。

此の教育勅語といふものは、之は明治天皇の御人格が文字の上に現はれたものであつて、即ち明治天

皇の御人格の所謂寫し物が勅語であります。「勅語何物ぞ」と謂へば私は一言にして申します。我々が仰いで居る所の明治天皇の御人格の寫しである、御人格といふものが勅語である………それでありますから明治天皇を知らなければ勅語といふものは分る筈がない、明治天皇の御人格を我々が自由に十二分に承知して、初めてこゝに勅語といふものが何物であるかといふを知る事が出来るのであります。

而して明治天皇の此の御人格といふものを知るといふことに就ては、却て之は容易な事ではないのであります。敢て悉くを知るといふ事ではないけれど共が、其の主なる點に就て我々が知るといふ事は何に依つて知る事が出来るかと謂へば、私は之は尠くとも我熊本縣が産出したる所の元田東野先生に依つて知るより外ないと思へて居る次第であります。話が多事に亘りますけれども歸着する所は明治天皇の御人格といふものが如何にして出来たか、又教育勅語といふものが如何にして出来たかといふ事に就てのお話でありますからして、何卒其のお積りで聞いていただきたいと思ふのであります。

元來肥後は昔から文教の國でありまして、肥後の文教は決して細川時代に始まつたものではないのであります。古い所から申しますれば、菊池氏の時に既に孔子の道を尊んで居り、釋尊等も起つてゐたのであります。戰國時代におきまして、肥後の文教は決して地に墜ちてはゐなかつたのであります。加藤清正の如きも論語を讀んだ人であり、

「以て六尺の孤を託すべく以て百里の命を寄すべし」といふ事に就て清正は感激の精神を以て起り、豊臣の遺子を守護した人であります。それから細川家の先祖の幽齋公、三齋公、忠利公、此の三代に於

て肥後の文教は最も多く旺んじたのであります。それ等の事は暫く措いて、寶曆年間に於て銀台公の時代に、こゝに肥後の文教といふものが、更に新しい所の天地を開拓して來たのであります。

銀台公即ち我々が肥後に於ての文教の中興の祖と仰ぐ所の銀台公が秋山玉山に申されますには學問といふものは要するに橋を架けて、此方の岸から向ふの岸に渡る様なものだ、それで上の方に居るものは上の方の、岸から又向ふの岸に渡るが宜い、真中に居るものは真中の岸から又向ふに渡るが宜い、下流に居る者は又下流の岸から向ふに渡るが宜い、お前等に望む所は橋を架けて向ふに渡すといふ事を心がけてもらひたい、必しも一本の橋を架けて誰も彼も此の橋を渡らなければならぬといふのではない、彼方の人は斯ふ渡つてゆき、此方の人は斯ふ渡つてゆくといふ事をやつてもらひたい。

斯ふいふ事を謂はれたのであります。之は何れも實にお偉い方であつたのであります。學問に就ては極めて寛大な考へをもつて、決して人をマツチ箱の様なものの中に押しこめて、押し潰して、此の通りのやり方でなければならぬといふ様なことはない、銘々其の人の生れつき、其の人の環境、其の人の立場、其の人の知識、其の人の天然にもつて居るものをもつて、それを其の儘に間違ひない様に發達せしめてゆく様にしなければならぬといふ——之が即ち銀台公のおやり方であります。

其の時代に於ては秋山玉山先生が時習館の教授となつて大いに人材を養成され、其の後から御承知の通り色々な學者が出て來て居るのであります。之は私が今こゝに新らしく擧げる必要はないのであります。併し其の時分に肥後に二人の有名な人が出來たのであります。それは誰かと謂へば大塚退野先

生と平野深淵先生といふ此の二人であります。大塚退野先生は朝鮮の學者の李退溪の學問の傳統を繼いだ人ですが、退野といふのは恐らく李退溪の退溪から出て来たといふ事でありませぬ。

之は却々偉い學者でありまして、肥後ではそれ程誰でも偉く考へて居る人は多くない様でありますけれども、其が偉い學者であり、平野深淵先生といふ人も偉い學者で色々な本も出来て居ります。所が今申しました所の元田先生は、所謂嘉永安政の間に於て今申しました所の大塚先生、平野先生此の二人の學問を繼がれた所の人であります。で大塚先生といふ人は玉名であつたと思ひますが、玉名に隠居して居られた其の時分は玉山先生は地位を得て居られたのでありまして、大塚先生は云はば在野黨であつたのであります。併し今日の政黨は在朝黨が居れば在野黨は毎日／＼在朝黨を叩き落すといふ事をのみ本職としてゐますが、さういふ事をせずには在野黨である所の大塚先生は玉山先生が地位を得て君の信用を得て國政を司つてゐるから先づ玉山に腹一杯仕事をやらせたいし仕事をやるが宜いといふ風で、つまり自分は野に居つて子弟を教へて居られたのであります。併乍ら退野先生の志といふものは常に修身、齊家、治國、平天下にあつて其の君を堯舜にする事は須臾も忘れず、偉大なる大見識をもつて居つた人でありませぬ、元田先生も其の志を繼いで居られた人であり、之から私は元田先生の事に就て少しお話を致します。

元田先生の事に就きましては、御當地におきましても、段々と御研究が積みまして、最近にも此の本が出来て居る様でありますからして、私は小さな事は申しませぬ、併乍ら元田先生は肥後人には寔に珍しい人であり、肥後が生んだ偉い人ではありますが、肥後の種には少し變り種であります。肥後人の有つて居るあらゆる良い所はもつて居られたけれど共が、肥後人のもつて居るあらゆる悪い所の方をもつて居らない、つまり肥後のつまらぬ所はスツカリもたずに善い所丈をもつて居つた人であります。それで肥後人から見れば此の人は片輪だつた(笑聲)元田先生は何ういふ所が片輪かと謂へば、肥後の人は兎に角喧嘩が好きであります。所が元田先生の一生に喧嘩といふものは到頭ない私共は「何うして喧嘩を今に世の中を渡られたか」と思つて不思議に思つて居るのであります。斯く申す私も大小澤山の喧嘩を今迄して來ましたが、之から先でも或は喧嘩をするかも知れませぬ(笑聲)一体に肥後の人といふものは善事にあれ、惡にあれ闘ふといふ事が肥後人の持前でありますが、元田先生は此の闘ふといふ事が不幸にしてか幸ひにしてかなかつた、之が肥後人の一つ變つた所でありまして、モウ一つは肥後人は自分の仲間には非常に最負をするが、反對の者には非常に辛く當るのでありまして、謂はゞ偏頗不公平、最負、愛憎といふ様な事は、兎も角何うも公平といふ事は、肥後では流行らない、「あいつは何うも公平で頼み甲斐のない奴」斯ういふ風に云つて居るのであります。悪い事をした者でもあれば俺の方の味方か敵かといふ事を知つて、味方であればそれなら勘辨してやらう(笑聲)併し之ら善い事をしてても反對の者であれば、それじや善い事も取上げてやるまい——斯ういふ様な傾があるものであります。之も決して悉く悪いとは謂はない、時としては黨派心といふものもよし、黨派心といふ事の所謂結論は偏頗心であり、偏頗といふ事は何うも必ずしも悪いとばかりは謂はない、併乍ら元田先生には、どうも其の黨派心

といふものが全くなかつた——殆んどなかつたかそこ迄は私は分析出来ないけれど共が、餘りなかつた様に思つて居るのであります。一体に人間が公平に出来て居る斯ういふ様な譯でありまして、肥後人のもつて居る最も特色ばかりであります時

然るにモウ一つ肥後人のもつて居る良い所は何處かと言ひますと、肥後人は一度斯ふと考へたらそこを何處迄も徹底させねば承知しないといふ所がありますが、元田先生は其の素質を我々よりもより以上に持つて居られたのでありまして、一度斯ふと考へたら、そこを三年辛抱しても五年辛抱しても、十年辛抱してもやりつけるといふ所謂執着力、辛抱力といふものが、非常に強かつたのであります。之は何うも肥後人には持つべき所のものであつて、元田先生も亦肥後人同様に持つて居られたのであります。

それからモウ一つは、元田先生は何といつて宜しいか——非常に正直であつた、之も肥後人の持つて居る所で、肥後人は「あいつは策士」とか「あれは何うも腹が黒い」とかいふけれど共肥後の策士なんていふものは何うも當てにならぬもので、實に其の尻尾から見れば狸の化けた様なものでありまして、肥後人の策士等の策は判つてゐる、それで肥後人の横着といふものは、他所の方の正直位に當り、肥後人の策士といふのは他所の人の無策士位に當るのであります。それで肥後の人は自分は却て策がある様に云つて居るけれど共が、案外正直であり、元田先生も亦そうでありまして、元田先生は策とか略とか施すといふ事は出来ない、「正直律義」というものが元田先生の一つの長所であります。それで今申しました様に元田先生は肥後の人のもつて居る所の肥後イズム、肥後流の偏癖といふものは、比較的少く、殆

んどなかつたのであります。さうして肥後人のもつて居る所の正直であり、熱心であり、執着力があり忠實であり、さういふ様な美點を多分にもつて居つた人であります。

さういふお方でありましたが、元田先生には六人のお友達があつたのであります。第一は所謂長岡監物は容先生「温良院」と申しまして、之は主に肥後がつくつた所の——肥後が生んだ所の大なる人物であります。此の人は撥亂反正といふ様な人でなく實に堂々たる人格者で如何にも宋の「名臣言行録」にもあります。さういふ立派な人格者でありまして、之が元田先生の第一の先輩であります。

其の次は誰かと謂へば下津休也翁、此の方は學問等といふ點におきましては、それ程でもなかつたけれど共、生れつき淵達なる人で量が大變に廣く、敵味方等といふ考へはなくして、所謂此の人は善は好み美を愛し、立派な事が好きで善い事をなす人であつたのであります。之を一言にして謂へば「善を爲す事最も樂し」といふ様な人であります。

第三は所謂横井先生で横井先生は實に一代の人傑であつたのでありまして、所謂活社會に處して、大勢を指導するといふ人であります。

第四番目は萩先生で萩先生といふ人は之は不幸にして早く死なれたのであります。此の人は久住の御郡代をし、又小國の御郡代をし遂に天下に力を伸ばす事が出来なかつたのであまりすけれ共學問もあり經濟の才もあつて、實に此の人は立派な政治家であります。

第五番目は湯池先生。第六番目が道家先生でありますが、之等の先生の皆それ／＼徳があります。併

し此の六人の中で初めの長岡先生と下津先生は元田先生の先づ師と言つても宜い程でありまして、長岡先生下津先生又横井先生、萩先生といふ人々は本當の兄弟よりも親しい所のお友達であつたのであります。私は六人の方に就て考へてみまするに、皆偉い所があるけれ共が、皆それ／＼癖があります。

然るに元田先生は今申しました此の六人の人々の一切の癖をのけて了つて、さうして此の六人の善い所を、悉くとは申しませんが、總てとは謂はない——六人の善い所を總て取つて了へば、元田先生は却つて日本の豪傑位ではなく、世界の豪傑にしても尙釣りを取らねばならぬのであります。(笑聲)

尠くも六人の人の短所はもたずに、六人の人の長所をよく取つて居られた様に私は思ふ、さういふお方で元田先生はあつたのであります。それで皆さん方は、元田先生は何ういふお方かといふ時に、

元田先生は恰で道徳で捏ね上げた様な人であり、世間の事も何も判らない、本當な世俗に通ぜず、所謂孔子のミイラにでもある様な人である。

—といふ様にお考になる方があるかも知れないけれ共、さうじやなく元田先生は何もかもよく知つて居られる、甘い事も酔つばい事も、世間の裏も表も、何もかもよく知つて居る人であります。只自分がさういふ事をしなかつたといふ丈であります。しない人は決して知らないではない、泥棒の仕方を知つて居つても、泥俵しない人もあり、中には泥棒の仕方を知らずして泥棒する者もあり(笑聲)色々あります。

知つてしないといふ所が偉いのでありまして、知らずしてしないのば何んでもない、元田先生は何で

もよく知つて居られ何でもよく辨へて居られるのであります。之が判らぬ位では明治天皇のあれ程の御信用を得る譯にはゆかぬのであります。先づ之で、貴下方は元田先生といふ人が何ういふ人であるかといふ事の輪廓丈はお判りになつたらうと思ひます。

所が之から元田先生の事をお話するに於ては、明治天皇の事を申し上げなければならぬのであります。順序から申し上げますれば、明治天皇の事を申上げて、元田先生の事に及ぶが當り前でありますけれ共、今日は殊に元田先生の故郷であり、又元田先生の後輩である皆さん方に對つてお話するのでありますから、先づ元田先生の事を申上げた譯で普通のお話でゆきますならば、今迄のお話は第二に措いて、明治天皇の事に就て申上げてみます。

横井先生が維新の始めに朝廷から呼び出されました時に、沼山津を出て大阪に行かれる其の時に當時既に朝廷に呼び出されてゐた光岡八郎越前の由利公正といふ人達が迎へに出られたのであります。之れは久しく田舎に引込んで居られたから如何にお偉い先生でも事情が判らぬだらう、それで先生が京都に入られる前に一通り京都の事情を話しておかうと思つて態々大阪迄出迎へにゆかれたのであります。

所が横井先生が謂はれるには

珍しい洵に何うも日本は幸福な事である

と謂はれるので

何が先生幸福でありますか

と訊ねますと先生は先づ言はうと徐に

それは他でもない、先づ第一に日本の國が萬世一系の天皇を戴いて居るといふ事、之程日本の幸福な事はない、他所には全く類のない、天子様さへよくなれば、日本は何時でも良くなる事が出来る國である、こう云ふ有難い事はない、これ程有難い國と云ふものがどこにある、萬世一系の御正統を戴いて居り民を治めて戴くといふ事は實にそれは世界に卓越して有難い、第二は日本が遅く國を開いたと云ふ事で早く國を開いて居れば、日本も他の各國と同様に色々な間違が起つたであらう、然るに世界各國が早く國を開いて色々經驗をつんだのを日本は後から國を開いてその一番良い所を採つて我國に用ひ悪い事は用ひずに行く事が出来る、これ程日本にとつて仕合せな事はない。

と云はれたのであります、それで由利さんも流石に横井先生が、良く云はれた感心だ、と云ふことを後々までこのことは先生が披露して、をられるのであります、ところが横井先生は馳せて京都に行つて天子様に拜謁されたのであります、時々御前に出て御様子を拜して、先生が郷里に言ふてやられた手紙の中に

お上には見上げ奉れば、御勇壯御活潑、寔に恐れながら將來頼もしきお方である。

といふ事を言ふて居られたのであります。それで横井先生の炯眼なる事は、未だ明治天皇が御十五、御十六、御十七といふ様な未だ我々臣民で申しますれば、未定年の御年齢の時に即ち此のお方はお偉くならせられるといふ事を見破つて居られるのであります。之は單に横井先生ばかりではなかつたのであり

ます。西郷南州先生が自分の親類の椎原といふ人に送られ手紙の中にも同様の事があります。

お上は實に御活潑御勇壯でお元氣がよくて何とも申上げられない有難きお方

と謂ふ事を書いて居られるのであります、實に私は二つのものを對照してみても、英雄の觀る所といふものは、期せずして同じ事である、流石に偉いといふ事を感じたのであります。のみならず副島先生が又其の時に謂はれた事は、

此の天皇は所謂大器晩成といふお方であり、先になる程お偉くなられる

といふのを岩倉公に謂はれて居るのであります。それで副島先生南州先生横井先生といふ人々は別に何にも話し合つてこんな事を謂はれて居るのではなく、別々の方面から視て、立場は違ふけれども、皆明治天皇といふお方は先々偉くおなりになるお方だ、といふ事を考へて居り、さういふお方を遂にお偉くなし上げたといふ事は即ち元田先生の力であります。私は人間の運命といふものは、實に不思議だと思ひます。之ばかりは何とも言へない、如何に活眼の歴史家が居つても、さういふ事に對しては何等一寸たりとも註釋を加へる事は出来ません。

それは何かと言ふと、元田先生は御承知の通り武士としても、立派な侍でありまして、五百五十石取られたお方であり、後からは七百石になられたと記憶して居ります。さうして或は高瀬のお奉行をされ或は小倉の戦争の時には隊長となつてゆかれ、色々な職をやられたのであります、維新の際にはモウ五十になつて居られ

之で俺も大概脈が盡きたらうから、之から俺はまづ學問して晩年を楽しもう

といふお考へになつて、さうして今の大江に引き籠られたのでありますが、元田先生の誌に其の事がよく書いてあります。

「五旬命を知り身正に退べし百世疑はず心ひとり存す」

五旬即ち五十にして天命を知るといふ時代になつたから、自分の身はまさに退かねばならぬ、

「百世疑はず心ひとり存す」併乍ら精神誠意君を思ふの心は何時迄も存してゐるといふ事が之に依つても知られるのであります。斯くて先生は大江にゆかれ大江の塾を開かれたのでありますが、斯く申す私や何んにも何にも分らぬ乍らも此の塾に入つてゐた事があります。此處にお出の落合東郭先生は其の當時未だお若くして、東郭先生のお父さんが此の塾にお出になつて居り、さういふ譯であります。それで元田先生も五十にして一通りのお役も済し、何もやつて之で元田先生の生涯は終つたのでありますからそれから先は元田先生はない筈であります。所が如何なる幸であるか元田先生は細川家の侍講として江戸にお出になり、東京にお出になつたのであります。東京に於て遂に明治天皇陛下にまみへられる様になつたのであります。先生が明治天皇に見えられる様になつたのは明治四年六月四日で此の日御前に於て初めて論語を進講されたのであります。明治四年六月四日如何にして之が出来たか——若し之が出来なかつたらばです。日本の歴史は餘程違つた歴史が出来、教育勅語といふものも何ういふ經過で出来たか我共にも分らないし或は教育勅語其のものも出来なかつたか知れないのであります。又明治天皇も

御生れつき偉いお方でありますから、お偉い方におなりになつたであらうけれ共が、我々が明治神宮の神様として拜んで居る、今日の様な明治天皇とは違つた意味に於てお偉くおなり遊ばされたかも知れないのであります。兎に角日本の歴史に於て明治四年六月四日といふ此の日は我々が決して忘れる事の出來ない日であり、此の日に元田先生が初めて明治天皇に論語を講ぜられ、それから明治二十四年一月二十七日七十四歳で死なれる迄二十年間といふものは恰で元田先生は、其の一身を以て明治天皇を擁護して居られたのであります。この先生の御進講が實現した経緯等に就てお話し申しますれば長くなりますからお話致しません、實に不思議なものであります。

御承知の通り細川家の私共が若い時には正四位様と申しました護久様のお兄様韶邦様の御夫人が三條家からお出になつて居り、それで細川家は三條家とは御親類であります。従つて元田先生も自然三條家に接近せられる所の機會が出来て來ました又元田先生の弟分であつて横井門下の安場先生も其の當時既に政府に出仕して、岩倉公や大久保公に最も好かれて居つた人であります。それから米田家の所謂長岡監物先生も既に其の時には東京に居つて一通りの位置を占めて居られたのであります。彼是の關係で元田先生は遂に三條公や岩倉公、其他の人に元田先生は近づく事が出来まして、さうして段々と宮内省にも入られる事が出来たのであります。それで先生が宮内省に入られる迄には色々な人が薦めてくれたのであります。それ共、宮内省にゆかれてから先は誰の力でもない、元田先生個人の所謂忠愛君に盡す所の方が遂に明治天皇の御信用を得られるに至つたのであります。恐れ入つた事ではありますが明治天皇は

容易に人にお許し遊ばされる様なお方ではなかつたのであります。即座に是非の御返事を賜はる様な事は未だ曾て何人たりと雖もお受けする人はなかつたのでありまして、一度お考へになり二度お考へになり、三度四度五度お考へになり、餘りにお考へが過ぎはせぬかと思ふ位によくお考へになるのであります。それで明治天皇の充分なる御信用を得るといふ事は臣下の何人も努めたる所でありすけれ共、恐らくは何人も之を得るといふ事は難かつたのであります。

所が元田先生は御信用を得るといふ事に努めたといふのではなくして、所謂自分が温良院の長岡監物先生を初め下津休也、横井小楠、萩先生進んで言へば大塚退野平野深淵といふ様な此の諸先輩と共に講じたる所の自分の學問を實際に施すのは只此の時しかない、今日此の際に於てである身も魂も惜しむべき所ではない、あらゆる總てを此の君に捧げて盡さねばならぬといふ事で元田先生は一心不亂にそれをやつてゆかれたのであります。凡そ斯様に盡す人に於ては、必ずさういふ人に於ては他の人を寄せつけないといふ事は當り前の事でありす。自分がお上の御信任を得ればなるべく他の人をよせつけない様にする嫉妬といふものが男にも女にもありまして、之は矢張り人間の弱點であります。而も之は偉い人程もつて居り、偉い人は只隠して居る丈であります。然るに元田先生は、元田先生が全くもたなかつたか、もつて居つたかといふ問題ではなく、私はそこは知らないものでありますが、併乍ら自分一人で君の御前を塞ぐといふ事はいけない、如何なる善い人でも一つ之は選擇して相共に力を同じうしてゆかなければならぬといふ考へで進まれたのであります。

初め元田先生と一緒に仕事をした人で御前に臨んだ人は何んな人達かといふに國學の方では平田信胤先生外國語の方では加藤弘之先生さうして元田先生、此の三人であります、加藤弘之さん等は唯物主義の人―物質論者であります。物質論の前は所謂權利學者で天賦人權論の主唱者として知られた人で、さういふ人達と元田先生が意見が合ふ筈はないけれ共、君の爲に眞を盡すといふ事は彼の人達も異存のある筈はないのでありますから、皆々協力してやつたのであります。後には元田先生が最も進み高崎正風、吉井友實―後では佐々木高行、伊知地正治の各學者を御前に出られる様に計ひ遂に副島先生迄引っぱり出して居られるのであります。副島先生を引っぱり出すといふ事に就ては、副島先生はあゝいふ人でありすから、随分普通の人と違つて失敗も繰返されたのであります、元田先生は陰になり、日向になりして、副島先生をよく擁護してゆかれたのであります。斯の如く先生は何事も捨て、只君徳を養成する事に努め、決して自分一人で主上の御寵任を專にするといふ考へは絶対になかつた所が陛下の絶対の御信用が出来た所以であります。

それで貴下方が元田先生といふ御方は陛下の侍講で只書物を習はれたお方だとお考へになればそれは飛んでもないお考への間違ひも甚だしいものであります。最も初めは論語の講義も日本外史等も元田先生が講義され其他色々な書物も講義されたのであります、併しそれは初めの事であつて、後には元田先生は絶対の御信用を受けられて、全くお上の御相談相手になられたのであります。それで明治十二、三、四年といふ頃と思ひますが其の頃になりまして、或日三條太政大臣、有栖川左大臣、岩倉右大

臣の此の三大臣が、元田先生を呼んで

お前さんはお上から非常な御信用を受けて居られる様に思ふ。従つて俺どもが謂はない事もお前さんは何もかもお上から伺はれる事と思ふが、之れからは遠慮なく國家の機密をお前さんに知らせるからお前さんも亦考へのある所は遠慮なく言ふてもらひたい。

といふ事を公然三大臣の方から逆に申込まれて居り、其後は尙更であります。私は曾て伊藤公にお目にかゝつて、屢々色々な事を聞いたのでありますが、伊藤公が謂はれるには、

君の所の元田先生といふのは、俺も大分世話になつた。實は初め自分が色々な事を申し上げても、其場でお上は何とも仰せがないので、「何かお上が内緒に御相談になる人間が別にあるに違ひない」と考へたから、誰であらうかと思つて物色してみたが、判つた——元田先生だつたといふ事が判つた、それで俺は「之は何うも元田先生と力を戮せて、相共に妥協して、お上をお輔けるより他ない」と思つたから自分の方から進んで元田先生と握手した。何れ詳しい事もお前さんに話して聞かせる。

とお話になり斯ういふ約束をして居られたのでありますが、其の中に伊藤公はハルビンで亡くなられたのであります。私は其後伊藤家に行つて、元田先生の材料が何かあるだらうと思ひまして色々調べてみますと——さうすると伊藤家には元田先生の書かれた手紙が澤山あり巻紙になつて居りましたので、私はそれをスツカリ寫して來て居るのでありますが、之は元田先生が伊藤公にやられたものであります。伊藤さんは何時でもお粗末にせず、恐らく大切に取つて居られたものと思はれます。それで元田先生

のお書きになつたものをみますると斯ういふ事があります。お上が或日、

「伊藤も今度は西洋から憲法を取調べて歸つて來た。今日の伊藤は昔の伊藤ではないからおまへもよく

伊藤と話をするが宜い」と言ふ事を謂はれた。お上からの御沙汰であつたから自分が伊藤公の所に行

つたらば、伊藤公は胸襟を開いて大いに話しそこで一緒に御飯を食べて御馳走になつた

といふ事を言つて居られそれから元田先生と伊藤公は益々肝膽相照す様になり、現に元田先生がお亡くなりになる時には、伊藤公が元田先生の御病床を訪ふて居られ、元田先生は

お上の事は宜しく願ひ申す

と謂はれて伊藤公にお頼みになつて居られるのであります。それでありましたから伊藤公も

生命のあらん限りお受合ひ致す

と申して居られるのであります。それで元田先生を單に貴下方が陛下の御讀書の御相手等といふ様にお考へになるならば、それは大變な間違でありまして、元田先生は實に帝王の師でありお上の御相談相手であつて、一方に於てはお上の徳を全うして一方に於てはお上の聰明を啓くといふ事に力を盡された人であります。現に元田先生は、長岡是容先生、横井先生等それ等の人々が熱心に思つて遂げる事の出来ざりし總てのものを元田先生が先輩朋友に代つて遂げられたといふ事になつて居るのであります。皆さん方も御承知の通り勝先生といふ人は随分口の悪い人でありまして、私共も長い間勝海舟先生の御隣家に住んで居り始終お目にかゝつて居りますからして之れはモウ間違ひない所であります。何ういふ人間

でも、偉い人でも偉くない人でも勝先生の口にかゝつては、逆も其の場に座つて居られるものではない。クスグツタクテ居られぬ様に、上げたり下げたり悪口ばかり言ふのであります（笑聲）伊藤公等の如きでも、まるで偉い事を勝先生は平氣で言つて居ります。所が元田先生に對しては實に勝先生は感服して居られるのであります。勝先生は元田先生の事を斯う言つて居られるのであります。

先生は忠愛にして、非常なる天質を具へ、一言一行忠愛の爲につくさざるはなし、と推賞し又斯ふいふ事を言つて居られるのであります。

實に此の人は鍍金したのではない、（笑聲）純金である。削うとしても削げない、削れば削る程本物が出る、此の人丈は逆も齒が立たない。

と言つて居るのであります。それから又副島先生此の人も亦却々難しい人で容易に人を許さない。然るに副島先生が「中庸」を皇后陛下の前で講釋して居られる時に、元田先生も側に傍聽して居られる——さうすると其の「中庸」の中に

「君子は和にして流れず強なるかな矯、中立にして片寄らず強なるかな矯」

といふ一節を講義される時に、

所謂「明にして流れず、中立にして片寄らず」と言ふのは此處に居られます元田先生の如きものが此の中庸に書いてる様な人間であります。

と側に居る者を皇后陛下の前で此の男の様な者が中庸に書いてある様な人間でありますと御説明になつ

たといふ事であります。それ程元田先生は先輩から信頼を受けて居られたのであります。又副島先生は「お前さんは畠山重忠の再來である」斯う言つて居られ、實に副島伯は斯く批評して居られるのであります。私は流石に畠山重忠とはよく言つたものだと思つたのであります。

畠山重忠は立派な人で御承知の通り鶴越の戦ひの時は、一の谷に迫つて一步でも先に行かうといふ時に、馬を背負つて何時もおまえは俺に代つて苦勞するから、今日は俺がおまえに代つて苦勞しやう、と言ひ乍ら馬を脊負ふて敵陣に迫つていつたといふ事でありました。で元田先生を畠山重忠の再來だと謂はれたのは、實に元田先生の美德をよく現はして居ると思ふのであります。

次に一体元田先生の思想といふものは何ふいふものであるかといふ事をお考へ願ひたいのであります。之は肥後の學問でありますが、肥後の學問とは色々の系統があるのであります。前にも申しました通り銀臺公は必ずしも此の學問でなければならぬといふ事はなく「銘々自分が好きな學問をして善い人間になる様に」といふ事が銀臺公の思召しであつたらうと思ひます。

併乍ら我が肥後に於ては概して朱子學を學ぶ者が多かつたのであります。長岡先生、横井先生、元田先生等皆此の朱子學を修められたのであります。元來此の朱子學といふ學問には二つあります。

第一は義理の學問で所謂大義名分といふ事に考へをおく所のものが朱子學の一つであります。第二は即ち大義名分を實際に社會に行ふ事を考へる所の歴史の學問であります。

之に就ては御承知の通り所謂宋の「名臣言行録」や其他の書物も出て居るのであります。元田先生の

學問は所謂中庸に於ては——中庸といふ本に於ては「人生の哲學」を説き、大學に於ては「學問の順序」を考へ論語に於ては「學問を實際に廣用する」といふやり方で之に於ては歴史に就てやつて居られるのであります之は決して元田先生一人に限つた事ではありませんけれ共、元田先生のお作りになつた詩集を御覽になるとよく解るのであります。詩集の中には例へば「北畠親房の神皇正統記を讀む」といふ様なものがあり、又新田義貞や楠公父子等に就て吟詠されたものが少くありません。つまり元田先生の學問は歴史の學問である、斯ふいふ風に觀る事が出来るのであります。さうして又元田先生の學問を一口に私は言ふことが出来れば、之は横井先生が春嶽公に招かれて越前に行かれる時に吟詠された、其の詩の句に斯ふいふ事があります。

「朗かに我が心を開いて歐亞を一にし、大いに此の道を明にして、乾坤を正す」

斯ふいふものがあります。朗かに我々の心を開いて歐羅巴、亞細亞を一にし、大いに此の道を明にし、乾坤を正す——即ち元田先生の學問等といふものも之と同様で、決して他のものを排斥する等といふ様なものでなく、ヨーロッパも亞細亞も一にして、所謂正しき道を以て乾坤を正し我が心を以てヨーロッパも亞細亞も、西洋も東洋も一にしてゆかなければ不可なのであります。即ち元田先生が

「何ぞ富國に止まらず大義を四海に布かんのみ」と謂はれたのと同じであります、此の心を以て明治天皇を、畏れ乍ら御教育をされたのであります、それが即ち

「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」此ノ道といふのは如何なる國、如何なる時代

如何なる場所、如何なる世界とも行はれる

といふ事を謂はれて居るのであります、此の意味が勅語の御精神になつて居り、勅語が有難いといふのは、此の意味が勅語に生きて出て居るからであります。で私は之等の點に就て先づ元田先生が明治天皇の御信用を如何に得られて居つたか——如何に地位を得られて居つたかといふ事がよく判るのであります。で元田先生は却々其の教育家位ではなく、日本の大政治家であります。例へば明治十四年の大隈事變の時、或は明治二十二年條約改正事變の如き、さういふ時には元田先生は非常に活躍されたのであります、さういふ事は今日の人誰も詳しく知らない、知らないのじやない、元田先生はさういふ事を知らせる事は嫌ひだからであります。只先生は御聖徳を發揚する事をのみ目的とせられ、自分の功名等といふものは眼中になかつたのであります、さういふ事を謂はれなかつたのであります、併しさういふ事は事實あつたのであります。

之から更に問題を轉じて、如何にして教育勅語は出來たかといふ事に就て貴下方にお話してみたいと思ひます。

教育勅語といふものは決して一朝一夕に出來たものではなく、お上が段々とお歳をめしてお出になり段々とお上になつてお考へになる様になつてからであります。日本は今の様な有様では不可ない——斯うお考へ遊ばされ、さうして色々とお考へに相成つたのであります、明治十年の西郷の亂後お上のお考へは餘程變られた様であります。それで其の時分には色々な事があります其の點に就きまして、私が詳

しく申しますと、餘りに詳しくなり過ぎて、却つて恐れ多いと思ひますからして、極めて簡略にして申上げる事に致します。それで私はこゝに皆さんに一つの例を申し上げたいと思ひます。

斯ふいふ事は想像で私が申上げた様に貴下方がお聞きになれば、又徳富氏が只お上の事なればお賞め申しさへすれば宜いと考へて謂はれただらうとお考へになるかも知れない。それでは私の目的ではないから立派に證據を突きつけて貴下方に申上げやうと思ふ——之は明治十三年十二月十三日付の元田先生のお手紙であり相手は下津休也先生で其の手紙の一節に……

畏れ乍ら昨年の聖上は今年の聖上に無之二、三年の中に餘程の御長達にあらせらるべきやと存し畏れ乍ら皇國の大幸と祝上奉候

お上が毎年〳〵御進歩になるから二、三年間には、どれ程偉く御進歩あらせられるか——實に皇國の爲に幸福と私はお祝ひ申上げて居る。之れからが教育の事であります。

教育改正の儀は道徳品行を本として、知識才藝を末に致し候様との御趣意から内務文部卿への御直沙汰にて當時河野文部卿は専ら教育改正の擔任に有之、右の如きは實に容易ならざる大事件にて神斷に出ずしては決して決定致し申さず候眞に叡慮に出でさせられ寔に感服仕候も餘りの事に候

斯う書いてあります。此の通りに、河野敏謙といふ人は其の時は文部卿であつたが、其後の文部卿に明治十三年御沙汰があつて教育の目的といふものは、只藝と知識とかいふばかりではなく道徳品行を本としてゆかなくてはならぬ、人間をこしらえなければならぬ、人格をつくらなくちや不可ないといふ陛下

の思召に依り其の趣旨に依り教育の制度をこしらへるといふので直接に御命じになつたのであります。

此の河野君は十四年には、農商務卿になつて、後には福岡孝悌といふ人が來られたのであります。福岡孝悌の時に初めて御承知の通りに「小學教育綱領」といふものが出來たのであります。其の前に明治十二年の夏に、お上の御沙汰があつて、元田先生が「幼學綱要」を作られる事になつたのであります。

それで元田先生は斯ういふ綱領教育の本末を得ざるを御憂慮あらせられ、元田先生から申上げたのじやない、お上から御沙汰があつて出來たものであります。次で又教育の一書を編纂せよとの親慮を蒙り即ち特に尋倫に基き一遍の綱領をたて、御覽に供したるに、叡慮に叶ひ更に文部係員と協力して文趣を結了せよとの御沙汰があり、十四年十五年に出來たのが、即ち此の幼學綱要といふものであります。之が出來たのもお上のお示しであります。

それから明治十四年に小學校の所謂教育の綱領が出來たのであります。之もお上のお示しで出來たのであります。之等のもものが段々相つもつて、遂に明治二十三年十月三十日の教育勅語になつたのであります。

教育勅語といふものは藪から棒に何處からか降つて來た様に考へ、湧いて來た様に考へたり、ヒョーンナものが出て來た様に思つては飛んでもない間違ひである、之は尠くとも西郷の戦争後から段々お上の御頭の中にあつたものが、少しづつ出て段々世の中に御命令が末となつて出て來て、遂に帝國議會の開設

と同時に、斯の如き教育勅語が出る様になつたのであります。之は今申しました通りに、お上の御聖徳は日に就り月に進んで段々ゆくに従つて遂にそこに現はれて來たのであります、それで私は「教育勅語はお上の御人格の反映である」と申したのであります。之は決して井上子爵が作つたものでもなく、元田男爵が作つたものでもない、お上の御親裁で出來たものであります。

井上先生や元田先生はお上を奉戴して作つたといふ事に就ては我々は感謝しなければならぬけれども、之は井上先生や元田先生が作つたのではない、全くの勅諭全くの御親裁で有難い所はそこなんです。

それで教育勅語の出來るといふ事になりましたに就ては、お上には其の通りであつたが、其の時分には地方官の連中に大變に議論があつたのであります。地方官の連中にも教育には何等方針がなく銘々がち／＼でやつていつて、國民教育といふけれ共が、國民教育の實を上げる事が出來ないから、何等か國民教育の基本を定めなければいけいといふ論が現はれ、其の論を最もたてた人も肥後人でありまして、肥後人でなくても肥後人に關係ある人であります。其の中で我々が記憶すべき人は安場男爵、或は其の他にも安場男爵と共にそれに骨を折つた人々があり、松平男爵の如きも其の中の一人であり、富岡敬明君も其の一人で、其他幾多の人々が居られるが、地方官の中にさういふ議論をする人が此の時代にあつたのであります。地方官の連中はさういふ考へをもち、お上の方ではさういふ思召であつて此の要望がピッタリ合つてさうして遂に教育勅語といふものが出來る様になつたといふ事に就ては、元田先生が冥冥の間に力を盡された事は申す迄もない。井上毅先生も亦最も力を盡された人であります。井上毅先生

は森文部大臣の時には其の下で働いて居られたのですが殆んど森文部大臣の色々な建言等といふものは井上先生が書いてやられたのでありまして、それで森先生の教育方針等といふものは、半分は矢張り井上先生が参加して居られる譯であります。井上先生は自分が文部大臣になつたからといつて、初めて教育に關係した人ではなくして昔から教育といふものに就て大切な事は考へて居られた、私は曾て聞いた事がありますが、明治二十三年の五月榎本文部大臣が代つて、内務次官であつた芳川顯正といふ人が文部大臣になられて、お上に拜謁され、新任の禮を申し上げて罷り下がらうとすると、お上がお呼止め遊ばされて「教育勅語の事に就てはよく取調べよ」と仰せられた。斯ういふ嚴命を受けた芳川さんは、教育といふ事に就ては其の前は何ういふ考へをもつて居つたか私は知らないけれ共、併し乍ら任官と同時にお上から直接に其の沙汰を受けた芳川氏もそれで吃驚した、「之は重大な事だ」と思つたから、全力を教育勅語に注がれてあります。其の教育勅語を選ぶ事に就て其の準備が段々と進みますと、さて誰に書いてもらつたら宜からうか、何うするが宜からうかといふ事に就ては、餘程疑問があつたであらうと思ひます。私は詳しい事は何うも知らない、又申上げる事も出來ないのであります、併乍ら尠く共六月にはモウ其の原稿が出來てゐたものらしく、五月に御沙汰が芳川さんに下つて、恐らくは榎本さんの時に其時は幾分兆して居つたらうと思ひますが、六月には原稿が出來たのであります。併乍ら其の原稿は出來たけれ共が、却々それはお上の御認可といふものがないのであります。で更に一切の貴下方の疑問を解く爲に私は元田先生から井上氏にやられた手紙がありまして、其の手紙を讀んでお聞かせ致します。

其の手紙を貴下方がお聞きになれば、それに關する總ての事がよくお判りになると思ひます。それで私は此の手紙を讀んでお聞かせしようと思ひます。之はですぬ日付を申します。八月二十六日尠く共六月下旬にはモウ立派に原稿が出来て居り、然るに八月二十六日に、元田先生から井上さんに斯ういふ手紙をやられたのであります。

拜啓爾來御疎遠に經過、愈御清榮奉謹賀候然れば先程御内示の教育勅諭文近日上奏相成候由にて老拙儀へ御下問あらせられ、段々お思召あらせられ候て、熟考申上候様御内命を蒙り候故止むなく御受申上候

それで六月の下旬に（宜しいですか）原稿が出来たのをお上が色々御熟考になつて元田先生に「お前一度見てみよ」こゝは何うであるか、此處は何うであるかといふ事を元田先生に其の原稿をお下げになつて居り、それは八月の下旬であります。

然る所右は過日御内話申上げ候如く實に重要な勅諭にて誰が草案致候ても非難無之様には至りかね申すべく貴兄にも御辭退の由御沙汰には拜承致し實に御尤に存奉候

井上さんにお上から命せられて、井上さんが斷つた事が之で明白に判つて居ります。「貴兄には御辭退の由御沙汰にて拜承致し實に御尤に存じ奉候」井上さんも到底私ではといふ事でお上から御沙汰であつたけれ共お斷りしたといふ事を元田先生も知つたといふ事が書いてあるのであります。

併乍ら最早之迄に相成り候上は出来候丈精神を盡し申し度既に老拙へ仰付けられ候上は出来る丈の力

を盡し考案を廻らし別紙原稿に意見を加へ修正致候間一應御内見に入れ申上候

原稿に修正してあるから、それで貴下の御内見に入れると書いてあるのでありますが、其の原稿に修正された所は何ういふ所かと言へば、それは之を御覽に入れる事は出来ないが斯ういふものであります。之は私が山縣公のお手元から見たのですが、之にチャント書いてあります。「大正六年五月二十四日山縣公を訪ふ談偶々教育勅諭に及ぶ、本文は公の示されたるものを借り受け謄寫したるものなり（大正六年五月二十五日）斯ふ書いてあります。

大正六年五月二十四日代々木にて、山縣公を椿山莊に訪ふ對談四時過ぎより八時過ぎに至る、此の書及教育勅諭草案を同日借り受け謄寫せしなり。

斯ういふ風に此處に赤となつて入つて居ります。それから即ち別紙原稿に意見を加へ修正致し候故一應御内見に入れ申上候とありますが之が元田先生が申された所ではあるまいかと思はれます

貴兄御立案は御斷りに候得共、何卒老拙の爲に御助力下され度、別紙修正案御一見御遠慮なく御修正下され度相願申候

之は元田先生が私が修正したものを貴下が又修正して下さいといふ事でありまして、井上先生の助力を求めて居られます。次に

幸ひに首尾の文は貴兄の御初稿を残し有之候老拙も素より御同案にて間然無之候處中間修身の條目を掲げ候最緊要の所叡慮に叶ひ申さず、即ち旨を奉じて改正致候得共文意適當も如何かと恐懼仕申候

之から先は別になつて居りますが、之れで見ると井上さんはお断りはしたけれ共、兎に角原案は井上さんが始めてこしらえて文部省の人の注文に應じてみられたのである。所が文部省の方では色々な疑問があつてスツカリ變へて只井上さんの書いた初めの所と尻尾の所を残して真中をスツカリ作りかえてしまつた。所が真中が御覽になつてお上に氣に入らぬといふので元田先生に修正せよと御沙汰があり、それで自分がやつたが之は何うであらうかといふ斯ういふ元田先生のお話であります。之から先に今の事を書いてあり、それで其の時分井上先生から元田先生に忠告して居られる様に見へるのであります。

餘りに元田先生がお上の御信用が厚過ぎて段々と元田先生に權力が集りさうであるから間違へば元田先生は菅原の道眞の様に呪はれて死ぬかと思ひ、餘程井上先生は心配して居られ「元田先生貴下の忠誠は結構ですが少し注意しなさい」と注意して居られるのであります。それで遂に安場男を通して忠告された事があるのであります。

之は井上先生も却々注意深い人でありますから元田先生の如き先輩には面と對つたり、手紙で遣たりしてさういふ忠告等するのは失敬と思はれて、安場さんに言はれて安場先生から注意されたものらしく先日安場より御内話の趣も敬承仕り御好意の段拜謝仕り候平常の事は謹慎仕るべくと存候本文の一條も辭退仕るべく候得共、親しく聖意を伺ひ奉り殊に斯の道の爲に何分辭し難く御受け申上げ老拙を顧みざる次第御諒察下され度候

さういふ譯でありますから此の自分も断りしなければ不可ないと思つたけれ共此の時は一身の利害得失毀譽褒貶顧みるに違あらず、一つはお上の思召とあつて、一つは此の身の爲に之丈の事はすべき事だと思ひまして、之は私が思ひ切つてお引受けしました。お前さんも私の爲に一肌脱いでくれと言つて居られるのであります。

斯ういふ譯でありますから、井上さんも肩を入れないのじやない滅法に入れたのであります。こゝは肥後人の美德で、サアこゝで愈々決心してやらうといふ事になると、他人よりも熱心にやつてゆく、それで井上さんの肩の入れかたといふものは驚くべき程で、それで二人の考へがシツクリ合つて來たのであります。其の時分には井上さんは病氣で葉山に居られ、元田先生は國府津附近の諸等院に居られたのであります。近頃は諸等院等に行く者は無いけれ共其の時分はあそこは最もよい所で恰度小田原の手前であります。

それで最後の原稿の取りやり等は其の時分にあつたらしく、此の頃は屢々大水が出て居り、それで井上さんの所から使ひが行つた時は人力三人引で前に一人曳くものがあり、後から二人押す者がある、此の三人曳きで夜雨の降る日に駈けて行つたといふ事を私は聞いて居るのであります。併し又之で御覽になつても、お上が一字一句此處が氣に入らぬこゝが不可ない如何にやかましく仰せられたか判るのであります。それで畏れ多い事乍ら若しもお上が盲ら印をお捺しになつたと思ふ人があつたならば、思つた人は罰が當ります。

決してお上が盲印を捺されたのではないのでありまして尤も井上、元田、芳川、山縣といふ色々人をお使ひ遊ばされたけれ共、其の事は悉くお上の御親裁に出て居り、只元田先生に偉いといふのは斯様に何事も御親裁遊ばされる様に陛下の御聖徳をつくつたといふ事で其の聖徳を扶翼したといふ點が我々元田先生に對して感激止む能はざるものであります。

序乍らこゝに實は私が特に謂はなければならぬのは、井上先生は元田先生から見れば子の様なものである。後輩位ではない子の様なものである。然るに元田先生は實に謙遜にして、井上先生を相談相手にして教を乞ふて居られる。實に何うも元田先生は公平なる心をもつて、天下の爲に最善を望んで居られたといふ事は實に偉い。又井上先生もよく努められたといふ事に就ては私は感心して居ります。

それで元田先生は滅多に歌といふものは澤山お詠みにならなかつただらうと思はれますが、然るに井上先生に元田先生から斯ういふ歌を書いてやられた事があります。私も此の短冊を拜見したのでありますが、實に立派な短冊で

思ふ心ありて井上君に贈るとして、

築きあげしおみが勳を岩山の

苔の下なる人に見せばや

此の苔の下なる人といふのは誰か、私は長岡是容先生、即ち温良院の事じやないかと思ふのであります。井上先生は長岡家から出たものである。昔の言葉で言へば、長岡家の忠臣である温良院で將來よく

なると眼をつけられて居つた人であります。多分其の言葉ではあるまいかと思ふのであります。併し之は私の愚察であります。同じ時に井上君に贈るとて、

もちづかる力の足らぬ老が身の

心づくしの友は此の君

實に此の二つの歌を見れば、元田先生が虚心坦懐益を乞ひ善を求めて、先輩後輩の差別なく、努められたかゞよく分るのであります。實に私共は此の歌の中にこもつて居る元田先生の何とも言葉で形容の出来ない、花よりも美しい所のものを感じざるを得ないのであります。斯ういふ人を我が同郷の先輩にもつといふ事は、實に我々は恵まれた人間であると言つても差支ないのであります。斯かる譯で此の教育勅語は出来たのであります。併乍ら此の問題には最後迄お上は意をお盡し遊ばされて居り、愈々出来て發布するといふ事になつた時にお上は「モウ一度元田に見せう」と斯ういふ事を仰せられて居られ、それで又山縣總理大臣は「あそこに引つかゝつては困る」といつて芳川さんに「お前行つて元田先生に聞いて來い」と言はれたのであります。

所が芳川さんはそれ迄元田先生といふものを知らない、元田先生といふ人は影武者である。誰が元田先生かさういふ事は知らぬのであります。芳川さんは文部大臣でありますからして、文部大臣は自分でやつて居る事になつて居ります。それで自分は元田先生には何等交渉はないから、あの話と言つても元田先生が聞かれた時には、返事が出来ない譯であります。それで井上さんに「貴下から聞いてもらふ譯

にはゆかぬでせうか」と言つて居ります。

所が元田先生はお上から其時の事を又最後に御下問にならせられた時に、元田先生がそこに最後の意見述べて居られ、之は大体に於て、餘り關係がないけれども、如何に此の教育勅語の一字一句といふものに我々の先輩が滿腔の熱血を注いでやつたかといふ事を明にするのでありますから、私は貴下方の御参考迄に申上げ、その所の手紙の一節丈讀んでみます。之はもう餘程進んだもので、つまり元田先生等の方では、モウ九月の末には出来上がったものと思はれます。さうすると之は十月の二十四日に元田先生が書いて居られる手紙であります。

然らば教育勅諭の儀都合如何と御同心憂念罷りあり候處近日山縣、芳川二大臣より奏上有之候由にて右勅諭の修正文、老拙へ更に御下問相成候

老拙にも去る十八日より、風邪にて出勤致さず候に付、一昨二十二日の夕徳大寺をもつて御使ひに、委細の御相談敬承仕り、右修正文拜見致し候處、貴兄にも御賛成相成候故か全体の意義少しも相違無之文字は全く善く相成、但し原文の中には「之ヲ古今ニ通シテ謬ラズ之ヲ中外ニ施シテ悖ラザルベシ」——此の「悖ラザルベシ」のべし。の一字句簡にして嚴格ならずと存じ老拙反覆熟考中庸の原文に依り候て「悖ラズ」に修正致し聖斷を仰ぎ奉り置候

で悖らざるべしとあつたから元田先生がべしでは弱い悖らずと斷言しなければならぬといふ事で自分の意見をつけてお上の御聖斷を仰ぐ事にした、此の文字に就ては一應あなたに相談しなければならなかつ

たけれ共遂にそれが出来なかつたといふ大變な申譯が入つて居る。

今一應御相談致し度く昨朝使ひを差出し候處御別荘へ御出にて且つ御頼りも無之由右に付小用使ひを發せんと存候得共歸國に相成り本朝迄では御便もなく止むを得ず獨斷を以て右の通りに

「悖ラザルベシ」を「悖ラズ」に修正致し置申候

其の爲に病氣静養中の葉山の井上さんの所に使ひをやりたいと思つたが數里の先で押立て使ひを出せず手紙を出しても期日切迫で間に合はず、やむを得ず獨斷を以て修正したから、君も悪からず考へてくれ、自分も之でもう不可ぬと思ふ事はないからと斯う書いてあるのであります。二人共偉い大學者大先生達でベシでは不可ないラズでなければならぬ斯ういふ譯だから斯うしたと謂へば綺麗にすむ。之があつた十月の二十四日の日付で、十月の三十日にはモウそれが御發布になつて居るのであります、元田先生は此の問題で非常に苦しまれたのであります。

私は考へる此の教育勅語といふものは、元田先生の一生の事業の大團結である、元田先生の一生の力、一生の生命、總てのものが此の教育勅語の中に悉くはまり込んで居り、それを授けなされたのが井上先生で、元田先生は如何に之を喜ばれたか——それから教育勅語が出来上がった事をお話したい、又教育勅語が如何なる経過をこるといふ事に就て、井上先生が力を注がれた其の事をお話したいと思ひます。

段々と時間が経ちますけれ共、それ丈は是非話をしなければ話が完全にゆかない、それでマア二十分

ばかり貴下方が辛抱して下されば、私は大概よい話をします。或は十分位まして三十分になるかも知れぬ。(笑聲)

何うして之れを發布するかといふ事に就ては色々な議論がありました。之は井上先生の考へは之に文部大臣が副署をするといふ事になれば之は普通の政令普通の法律になつて来る、さうする時になつては、之は政府が行つたといふ事になるからして、時の政府が之を行つたといふ事になれば、反對黨の政府が立つた時に之を變へるといふ論もあり、之は決して大臣の副署をすべきものではない、天皇陛下の御名御璽で發布すべきものであるといふ所が、井上先生の大見識であり、此の點に至つて井上先生が充分なる見識をもつてやつて居られたのでありまして、之に就ては井上先生の手紙がいくつもあります。文部大臣に與へられた手紙もあり、元田先生に與へられた手紙もあります。元田先生に與へられた手紙にも

「先頃申上げ候通り今回の勅諭は内閣の政治に關係せずして一に聖上の御心中より發せられ、内閣大臣の副署なき勅語、又は御親詔の体裁にて廣く公衆へ御下け相成候方然るべく……」

と斯ういふ事があり、それから又

「此勅語は公衆へ直接に御下附相成る形に致し度文部大臣の紹介なき方最も該を得候が蓋し此の事政治上の關係にあらずして社會上即ち首黔億兆の中に於て發布せらるべきものなり」

斯ういふ事が書いてあり、之は十月二十二日の夕方の日付の手紙で元田先生にやられたものが此の通

りになつて居り、私は之は非常なる大見識だと思ふのであります。

お上がお考へになつた事を直接に國民にお示しになつたもので、中間に何もものもない、お上から直接に國民に賜はつた事は之は實に我が同郷の先輩井上先生の力であります。如何に此の教育勅語に於て、井上先生が骨を折られたかといふ事は、芳川文部大臣が井上先生に感謝状を贈つて居り、其の手紙を御覽になつても判るのであります。貴下方はよく御承知にならぬか知りませんが芳川文部大臣といふ人は非常に自惚の強い人である、安場先生はよく謂はれた、「芳川といふ百舌の様な奴は(百舌といふのは木の上のトツペンにとまつて居る)一緒に行くこと、自分が一番先に床の前に行つて何時もとまつて居る」。それ程に芳川といふ人は好人物であつて自惚が却々強かつたのであります。教育勅語等でも「之は君僕がこしらへた」と言つて教育勅語の話をよくして居られるのであります。なる程骨は折られたのであります。所が芳川文部大臣は井上先生に大分手紙をやつて居られる其の手紙の中に「實にお前さんでなくては出来ない」と言つて感謝して居られるのであります。之は教育勅語の發布になつた後で十一月一日の日付で井上さんに手紙をやつて居るのであります。

先頃來多々御配慮を煩し候事首尾よく相纏り、遂に一昨三十日をもつて御前に於て御下賜相成り、昨日の官報を以て令を全國に傳へ申候、定めて御覽相成候事と存じ候、今朝の新聞は大抵満足の意を表し、殊に一昨日は本省に於て高等官一同を召集の上奉讀せしめ候處、教育者として從來深き希望の事俄然天上より降下し、満足限りなしと相喜び、且つ學校長等は初めて安心立命の地位を得たりなど欣

拵致され小生も大満足を感じ申候、之偏へに老閣御配意の結果と深く鳴謝奉り候

と書いてある。芳川さんも井上さんにはシミ／＼有難く感じて居る事が見えるのであります。

所が之を一番喜んだものは——此の教育勅語の出来まして、一番喜んだ人が日本に二人あります。恐れ入つた事でありますけれ共、其の御一人は明治天皇、他の一人は元田先生で、元田先生の喜び方といふものは非常なものであります。

如何に元田先生が喜ばれたかといふ事は、それは時の總理大臣の山縣公に與へられた手紙があります。山縣公も如何に其の元田先生の手紙をよくそれを自分が英語で謂へばアツプルシされたか——よくそれを自分認がめられたといふ事が分りますが、山縣公がそれを手許に保存して、私に貸していつて居られるのであります。多分之れは私が他日此の事に就て世間に發表する事があるだらうといふ事を、山縣公も豫期して居られたものと思はれるのであります。之れを今日發表するといふ事は、地下の元田先生も、地下の山縣公も決して私は不満なからうと思ふのであります。元田先生の御手紙は長いものです、初めから讀みますと

肅啓愈々御清榮奉恭賀候、陳者今般教育の勅諭御發布寔に千載會ひ難きの大幸拵舞欣躍の至りに堪へず、國家世民の爲祝し上げ候。右に就ては始めより貴臺の御徳識を以て御誠意御贊助なされ、遂に此の結果を齎らせられ候事は愚老の喋々を俟たずと雖も開港御維新以來教育の趣旨定らず學問の方面殆んど支離滅裂に入らんとする際に聖天子叙旨のある所諸君子共力相俟つて富力强兵今日に至りたる所

未だ確定の明示あらざるより方針に迷ふもの少からず、然るに今般の勅語に教育の主旨即ち國民習慣を明示せられ「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」眞に天下萬世無窮の盛業といふべし、貴下の至誠に依つて修正を加へられざるものなきも此の主旨に於ては萬世に亘つて又一字を變ゆべからず、此の勅諭にして閣下責任の日に於て發せられたるは何等の慶幸なる哉、愚老ひそかに謂ふ閣下文武の勳功洵に尠からずと雖此の勅諭の完成をもつて山縣總理大臣一生の大功なりと感佩欽仰の餘心衷を吐露する事斯の如し閣下幸ひに一笑に附する事勿れ 頓首敬白

天長佳節に於て

實に元田先生が如何に喜ばれたかといふ事が之れに書いてあります。然るに山縣公の返事も却々よいものがあります。

朶雲拜承拵賀奉候陳者今般教育の勅語御發布相成候儀實に國家の大幸と御同慶の至りに存上候就而は小生御誠意を贊襄仕候との御稱讃有之候得共敢て當る所に非ず右は聖天子叙旨のある所と平素貴台の御啓翼其の力を盡され候事に依る儀と感歎仕候先づ貴酬旁々理由を陳情候 頓首

十一月六日

聖天子叙旨のある所貴台の御啓翼盡され候儀と感拜されます。實にお上のお偉い、其のお偉いお上を更にお偉くしたのは、元田先生の啓翼の力である結果だと、斯う山縣公が見られた事は、私は實に此の通りであると思ふのであります。

第二節 教育行政

甲 全國狀況

六〇

一、學校令の公布 明治十八年の官制の大改革に伴ひ、翌十九年には教育制度も大改革を見るに至つた。新官制による第一代の文部大臣森有禮氏は教育行政家として偉大な人であつた。即明治十九年三月に亘り前の「教育令」を廢して茲に學校令を公布した。

我が國の教育制度は前來述べたやうにまづ外國の制を模して「學制」を成し劃一制の端を發し、次に「教育令」によつて地方事情斟酌の試練を経、其の後を受けて茲に愈々劃一強制に偏せず、自由に過ぎぬ所のものを建設したものが今回の「學校令」である。

學校令は直系としては小學校より大學までの連絡組織整然とし、傍系としては小學校より高等師範までの進路を定め、從來の制度に比し實に適切整然たるものである。爾來幾度か改變が行はれたが何れも其の基礎は此の學校令に置いて居る。即ち「學校令」は我が國教育制度上に一大基礎を樹立したものと云ふべきである。

文部省の視學制度なども本期に入り形を整へることになつた。

二、視學制度 明治十九年二月視學官を置き文部省に於ては、全國を五地方部に分ち五名の視學官を

して分擔せしめた。視學官といふ官名は此の時が初めてである。其の後増員或は廢止などあつて、再び明治三十年視學官が設けられた。

地方に於ては明治二十三年、郡に郡視學を置くこととし、府縣知事が之を任免し、郡長の指揮命令を受けて郡内の教育事務を監督する制を設けた。(本縣の實施は二十九年からである)。

明治三十年に至り道廳府縣に地方視學を置き地方長官の指揮を受け小學校教育に關する學事の視察を掌らしめた。人員は一府縣二人を通例とし、特別の地方を三人とした。

更に明治三十二年六月地方官々制改正によつて府縣に視學官及び視學を置くこととし視學官を第三課(教育學藝に關する事項)長とすることとした。郡に郡視學の在ること從來と同じ。

乙 本縣狀況

一、概説 本期十餘年間の教育行政機關に於て著しく光つて見えるのは視學機關が新設されたことである。まづ明治二十三年の小學校令改正による郡視學の設置に始まり、明治三十年の勅令による地方視學の設置により縣郡の視學が整備することになつた。尤も郡視學の實際設置は二十九年であつたから此の視學機關が實動に入つたのは本期の終り頃からであつた。此の機關の整備によつて縣も郡も事務と視察指導とが自ら分擔された形となつて教育の進展には大いに効果を擧げたことであらう。

縣學務課の形態は地方官々制の都度幾分の改變を受けては居るが、社寺、兵事、衛生等を包括した大きな組織となつたり、それ等と分れた單純な組織となつたりしてゐる位の外甚しい形態機構上の變化を見ない。前述した地方視學や、地方視學官といふのが割り込んで分化的になつて來たのは新しい陣立てであつた。

學務委員は市町村の小學校の劃策に參與するもので其の實動如何は教育の進否に多大の影響があるものであるが、本期の狀況では通じて餘り活動してゐないかに見られる。

御聖影及び勅語謄本の下賜は國體觀念の養成上、國民精神の涵養上、或は道德教育の大理想として實に日本教育史に燦然たる光輝を放つものである。其の下賜や取締が學務課の事務となつてゐた關係上本節に其の狀況を述ぶることゝした。就きて當時如何に重大視せられ、如何に感激したことかを知るに足ると思ふ。

二、行政區劃 明治十四年、郡區行政區劃及役所配置等について更定實施されてから其のまゝの形で本期に入つてゐるが、明治二十二年四月には市町村制が實施されることになつたので、從來の熊本區は熊本市と改められた。

次いで明治二十八年四月二日勅令第五十五號をもつて曩の十四年の分割を廢し左の通り變更された。即ち

飽田郡、託麻に郡長一人、

菊池郡、合志郡に郡長一人

山鹿郡、山本郡に郡長一人、

を置く外は全部一郡一郡長といふことになつた。

其の後明治二十九年に郡制を布かれた。其の際法律第五十四號をもつて、四月一日より實施として左の如く改められた。

飽田郡託麻郡を廢して其の區域を以て飽託郡とす。

山鹿郡山本郡を廢して其の區域を以て鹿本郡とす。

菊池郡合志郡を廢して其の區域を以て菊池郡とす。

其の他は従前通りであるから愈々一市十二郡、一市役所十二郡役所となつた。

斯くて本縣として郡制を施行したのが同年六月一日からである。

三、本縣學務課

1. 明治十九年の改正 地方官々制の改正に伴ふて十九年八月本縣に於ても廳中處務細則が改められた廳内を第一部、第二部、收稅部、警察本部の四部に分ち、其の第二部を更に、土木課、兵事課、學務課、監獄課、衛生課、會計課に分けられ、兵事課は學務課と別になつた。

其の九月に至つて第二部各課の處務分擔が定められて居るが、其の中學務課は次の様に分擔されてゐる。

○學務課事務分擔

常務係

- 一、教育上ニ關スル諸規則及往復文章ヲ起草スル事
- 一、學校等設置廢止合併分離ノ件
- 一、教育會其他學事ニ係ル諸集合ノ事
- 一、學校ノ臺帳ヲ整備スル事
- 一、縣立學校卒業生ノ名簿ノ事
- 一、官立縣立學校生徒募集ノ事
- 一、教育費豫算ノ事
- 一、縣立學校費ノ遺拂ヲ監査スル事
- 一、區町村教育補助費ヲ處理スル事
- 一、町村立學校經費ノ豫算決算ヲ調査スル事
- 一、教育上諸計表ノ事
- 一、官報其他諸報告ニ關スル件ヲ調理スル事
- 一、文書受附發送ノ事

督學係

- 一、諸規則文書ヲ編纂及其變更加除等ノ事
- 一、書籍器械及其目錄ヲ整備シ之ヲ保管スル事
- 一、學校ヲ巡視シ教育上ノ實況ヲ觀察スル事
- 一、學校長教員其他校員ノ進退ヲ明ニスル事
- 一、學校長教員品行檢定ノ事
- 一、教員免許狀ニ關スル事
- 一、教員免許狀有効年期調査ノ事
- 一、師範學校卒業生ノ服務年期ヲ調査スル事
- 一、學校長教員ノ履歷ヲ明ニシ其効績ヲ調査スル事
- 一、小學校授業生ノ進退ヲ調査シ其名簿ヲ整備スル事
- 一、學校職自生徒賞罰ノ件ヲ調査スル事
- 一、學校生徒ノ試験ヲ督視スル事

之を眺めて見ると「縣立學校卒業生ノ名簿ノ事」とか「官立縣立學校生徒募集ノ事」などいふことまで縣廳でやつてゐたのかと驚かれるし、「學校長教員品行檢定ノ事」といふのは現在など、隨分事情が異なることを氣付く。之は當時文部省でも教員の品行の向上につき注意する所があつた爲の監督事務で、嘗

つて教育の普及を急いだ時代に間に合せ教員を濫造し、其の品行に於て隨分社會の指彈を受けた後の刷新振肅を企圖したものである。

「教育免許狀有効年期調査ノ事」は免許狀有効期間が七年であつた爲に常に其の滿期時期を調査し、成績が悪かつたら沒收、良かつたら再下附といつたやうな事務が相當面倒であつたのだらう。

督學係といふのは其の事務の内容からすれば、後の視學に當るもの、當時は無論屬が之に當つてゐた此の時の改正で督學係に當てられた屬には藤崎熊雄、坂口元雄、河瀬弘の三名がある。

2. 明治二十三年十月の改正 明治二十三年の地方官々制に依つて同年十月内務部は四課に分れることに改められ、學務課はその第三課に屬し、社寺、兵事、衛生、移民などの事務と共に同一課内に收められることゝなつた。社寺、兵事といふのは以前から屢々教育と離合を繰返して來てゐるが、此處で又合併されて大きな課となつたのである。

教育のみについて見るに、前改正の場合と其の事務の實質に於ては殆ど異るところがない。御聖影の管守といふのが新しい事務であるけれどもそれは官房の係となつてゐる。

3. 明治二十五年十月の改正 此の間にも小改正、小追加は行はれて來たが、此の年に又全般に關しての改廢が施された。第三課は其の内容は二十三年のと大差はないが、之を明かに學務係、衛生係、兵事係、戶籍社寺係の四係に分つてゐる。新しい事務として見當るのは教員の退隱料扶助料に關するものがあり、郡視學に關する事務がある。退隱料扶助料は明治二十三年十月制定せられたもので市町村立小學

校教員に限るものである。

4. 府縣視學の新設 明治三十年五月勅令をもつて北海道廳及府縣に地方視學を置くことゝされた。これに就ては別項視學の所で述べることにする。

5. 明治三十三年一月の改正 前年地方官々制が改正せられた關係からして此の時本縣分課章程も改正せられ、組織が大いに整つて來た。内務部が五課に分れ、警務部が三課となり、監獄署か三課二所となつて、學務は其の内務部の第三課に置かれてあることは前に變りはないが、兵事や社寺の事務は第一課の一係となり、衛生は警察部に移された。従つて第三課といふのは全く教育に關することのみとなつてしまつた。

新しい事務と見られるのは「聖影及教育ニ關スル勅語謄本配付ニ關スル事項」といふのがある。勿論實務はもつと早くから生じて來てゐるわけであり、又御聖影に關する事務は當初官房でやつてゐたのであつた。御聖影及勅語謄本に關する事務は詳説を要する事であるから項を別にして述べることにする。尙此の時の事務の一つに「學校生徒儲金ニ關スル事項」といふのがある。當時種々な方法で生徒の貯金を奨励されたものであつて縣廳としても相當な面倒なものであつたらう。之に就ては別項初等教育の所で述べよう。

四、勅語及聖影

1. 勅語謄本の下賜 明治二十三年十月三十日、明治天皇は教育に關する勅語を下し賜はつた。混沌雜

然たる思想界が此の大教訓によつて確固不動の國民理想を仰ぐことを得た。

文部省は此の聖旨を如何にして國民に貫徹せしむべきかについて大いに考慮せねばならぬことであつた。勅語謄本を全國の學校へ頒つて式日其他に奉讀せしめることは其の一つの方法として執つたのである。

即ち勅語下賜の翌日文部大臣は左の訓令及訓示を發してゐる。

○文部省訓令第八號

今般教育ニ關シ

勅語ヲ下シタマヒタルニ付其謄本ヲ頒チ本大臣ノ訓示ヲ發ス管內公私學校ヘ各一通ヲ交付シ能ク

聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムヘシ

明治二十三年十月三十一日

文部大臣 芳川 顯 正

○訓 示

謹テ惟フニ我カ

天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ茲ニ悉ク

勅語ヲ下シタマフ顯正職ヲ文部ニ奉シ躬重任ヲ荷ヒ日夕省思シテ嚮フ所ヲ愆ランコトヲ恐ル今

勅語ヲ奉承シテ感奮措ク能ハス謹テ

勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全國ノ學校ニ頒ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ聖意ヲ奉體シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラサル

ヘク殊ニ學校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ會集シテ

勅語ヲ奉讀シ且意ヲ加ヘテ諄々誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服セシムル所アラシムヘシ

明治二十三年十月三十一日

文部大臣 芳川顯正

六八

次いで本縣知事は同年十二月廿五日訓令によつて次の勅語奉體心得を定めて公布してゐる。

○勅語奉體心得 (明治二十三年十二月廿五日訓令)

一、郡市長

勅語ノ謄本ヲ本廳ヨリ受ケタル後ハ直チニ郡市役所又ハ高等小學校ニ於テ郡市内公私立學校長教員町村會議員ノ總代(市ハ市參事會員及市會議員)町村長(市ハ區長)及郡市内ノ有志者等ヲ集メテ奉讀式ヲ行フヘシ

一、奉讀式ニ於テハ文部大臣ノ訓示ヲ朗讀シ且其趣旨ヲ懇切ニ敷衍シテ誨諭ヲ加ヘ畢テ各學校長ヘ謄本ヲ渡スヘシ但同時ニ本知事ノ告諭書ヲモ示スヘシ

一、勅語ノ謄本ヲ渡シタル後ハ直ニ各學學長ヲシテ謹ンテ服膺スヘキ旨ヲ誓ハシムヘシ

一、式場ハ國旗ヲ掲ケ務メテ森嚴ナル裝置ヲナシ殊ニ靜肅ヲ旨トスヘシ

一、式場ニハ其地在留ノ警察官收稅官等凡テ本縣官吏ノ參列ヲ要スヘシ

一、此日ハ郡市内各學校ヲシテ齊シク國旗ヲ掲ケテ遙ニ祝意ヲ表セシムヘシ

一、勅語ノ謄本ヲ受ケタル各學校ニ於テハ右數項ニ準シテ更ニ奉讀式ヲ舉行セシムヘシ但シ郡市長ニ於テ其順序方法ヲ定ムルコトアルヘシ

一、各學校ノ奉讀式ニハ必警察官ノ臨場ヲ要セシムヘシ

一、勅語ノ謄本ハ水火盜難等ノ災害ニ罹ラサル様鄭重ニ保護セシムヘシ

一、各學校ハ

勅語ヲ給ヒタル日即チ十月三十日ニハ毎年記念日トシテ國旗ヲ掲ケ謄本ヲ戴キテ盛ニ奉讀式ヲ舉行セシムヘシ

一、三大節ニハ其本儀ヲ了リタル後

勅語ノ謄本ヲ奉讀セシムヘシ

これは大部分は御下賜を受ける時の拜戴心得である。終りの三項が爾後の奉護上の心得となつてゐる。斯くの如く一切の拜戴の準備は進行して、愈々翌廿四年一月六日になつて、縣廳に於て奉讀式を擧げた後、各郡に配布してゐる。各郡に於ては郡役所其他適當の箇所に於て地方別に下賜の式を擧げ、各學校は町村當局警察職員其他有志の參列を求めて盛大嚴肅に奉戴式を擧げてゐる。

2. 勅語に關する知事の演説 明治廿四年八月かに知事は勅語に關する演説をなしてゐる。其の筆記について見るに、多分縣下の全校長でも召集したのであらう。そして其の席で其の聖旨の存するところを述べ其の徹底方に努力すべく促したのである。全文を掲げて其の感激恐懼の有様を知ることゝしたい。

○教育勅語に關する松平知事の演説

今日茲ニ諸子ヲ召集シタルハ他事ニ非ス畏クモ昨年十月三十日發布セラレタル 勅語ノ趣旨ニ基キ諸子ニ向テ充分ノ注意ヲ促スヘキノ必要ヲ感シタルヲ以テナリ素ヨリ前知事富岡氏モ諸子ニ對シテ聖意ノ在ル所ヲ敷衍シ盡シテ洩サズリシトハ想像スレドモ予ガ殊更ニ之ヲ諸子ニ告ケントスルモノハ此 勅語ハ特ニ學校部内ニ止ルベキモノニ非ザルヲ以テナリ

客年ノ冬予公命ヲ以テ上京シ一日總理大臣文部大臣ト會合セシ時兩大臣ハ熱心誠意 勅語御發布ノ理由ヲ説キ且ツ告テ曰ク單ニ之ヲシテ合掌敬拜スルニ止マラシメズ宜ク之ヲ我國民ニ實行セシムルノ方法手段ヲ講シ以テ 聖意ノ存スル所ヲ誤マラサルヲ務メザルヘカラズト予ハ宮城縣ニ歸任スルヤ廳員ニ向テ懇篤訓諭シ又管下人民ニモ勸告シタリキ然ルニ予ハ今職ヲ本縣ニ奉スルニ至ル事或ハ重複ニ渡ルノ嫌ナシトセザレドモ茲ニ前知事ノ訓諭シタル趣旨ヲ温メ更

ニ聖意ノ在ル所ヲ辯明シ今諸子ト俱ニ之ヲ奉體シテ立命ノ地ト爲サンコトヲ誓ハント欲スルナリ
 熟々我國既往ノ事蹟ニ就テ案スルニ維新以來廿四年間歐米各國ノ新事物ノ輸入スルヤ遽然トシテ社會萬般ノ進歩ヲ促
 シ來リ日本固有ノ形勢ヲシテ豹變セシメタリ此間或ハ進ミ或ハ退キ或ハ走り或ハ止リ日ニ文明ノ程度ヲ増進スル
 ニ汲々タルハ諸子ノ夙ニ知了スル所ナルヘシト雖モ又一方ヨリ觀察ヲ下ストキハ利弊相伴フノ常理ニヤ人心漸ク道義
 ヲ忘失シ禮義ヲ輕廢シ終ニ彌縫收拾スベカラザルノ境域ニ陥ラントスルノ現象ヲ示セシノミナラス我國休ニ於テ最モ
 肝要ナル忠君愛國ノ精神モ漸ク將ニ萎靡セントスルノ傾嚮アルニ至リシハ抑モ誰ノ過チゾヤ諸子惟へ我國ハ古來君子
 國ト稱セラレ尙武國ト讚揚セラレタル美風良俗ノ國柄ナリシニモ拘ハラズ如斯漸々倫理ノ湮晦ヲ招カントスルハ實ニ
 悲シムベキ事ニ非ズヤ是畢竟平素臣民ノ志操上ニ誤リアルノ致ス所ト言ハサルヲ得ヌ彼ノ轉ハヌ先ノ杖ナル俚諺ハ移
 シテ以テ我々今日ノ箴規鑒誡トスヘキナリ然リ而シテ人或ハ言ハシ此 勅語ハ教育ニ關スルモノナレハ遵奉服膺ノ任
 ハ教員ノアルアリ吾々局外ノ者何ゾ之ヲ拜戴スルノ必要アラシヤト是甚シキ謬見ト云ハザルベカラズ如斯ハ我國臣民
 ノ本分ヲ知ラザル者ト云フモ敢テ過當ニ非ザルヲ信ス本來 勅語ノ御趣意ハ自由改進黨守等ノ政黨色分ニ因テ其尙背
 ヲ異ニスヘカラサルハ論ヲ俟ズ苟モ日本臣民タル者殊ニ官吏ノ地位ニアル者ハ尙以テ聖意ノ在ル所ヲ奉戴シテ各自ガ
 立命ノ地ト爲ス事ニ覺悟セズンバアルベカラズ又家庭教育ノ如キモ嬰兒襁褓ノ中ヨリ 勅語ニ隨ヒ能ク薰陶誘掖シ生
 長ノ後國家ニ報ルノ精神ヲ養成シ以テ臣民ノ盡スヘキ義氣ヲ表發セシムル事ヲ力メザルベカラズ予ハ思フ日本臣民ハ
 「勅語ニ生レ 勅語ニ死シ勅語ニ因テ進ミ 勅語ニ因テ働クベキモノナリト故ニ一舉手一投足ノ間モ悉ク 勅語ノ支
 配ヲ受ケン事ヲ切望スルモノナリ是豈ニ予一己ノ希望ノミニ止マランヤ我日本帝國ノ國是ハ實ニ爰ニ在テ存スルニア
 ラズヤ

回顧スレバ我々ガ尙幼稚ナリシトキ如何ナル境遇ニ於テ生活セシカ舊藩時代ニ於テ父兄ハ我々ニ何ヲ教ヘシカ父兄ハ
 目ニ一丁字ナキ無頭是ノ兒輩ニ向テ只管忠君愛國ノ大義名分ヲ經トシ緯トシテ誘導セラレタルニ非スヤ此誘導ハ各藩
 兵ニ其精神ヲ一ニシテ又同一ノ徳育ヲ爲シタルモノナリ今其ノ一二ヲ舉ケンニ父兄等曰ク我々ノ祖先ハ死ヲ君主ノ馬

前ニ争フテ武功ヲ奏セラレタリ曰ク我々ノ祖先ハ忠義ノ爲メニ斃レテ家名ヲ發揚セラレタリト是レ悉ク忠君愛國ノ誨
 諭ナラザルハナシ實ニ此父兄ノ誨諭コソ數百年間日本ノ元氣ヲ養成シタル根源ニシテ王政維新ノ鴻業モ亦此根源ニ胚
 胎シ成功シタルニアラスヤ故ニ往昔ニアリテハ忠君愛國ノ觀念最モ舊藩子弟ノ腦髓ニ浸潤シタルナリ然レトモ一天萬
 乘ノ至尊ニ向ヒ奉リテ至誠且忠誠ヲ盡スベキコトヲ一般臣民ノ知リタルハ廢藩置縣ノ後ニアリトス予カ切ニ望ム所ハ
 維新前藩士カ其藩主ニ對セシ如キ赤心ヲ以テ上ハ 陛下ニ對シ奉リ善ク忠節ヲ勵ミ至誠ヲ盡シ以テ其萬一ノ 浩恩ニ
 報ヒ奉リ下ハ孝道ヲ守リ禮儀ヲ正クセン事是也特ニ官吏ハ率先其標準トナリ以テ人民ヲ誘導スルノ任ニ當ラザルベカ
 ラズ彼ノ社交上個人ト個人トノ關係ニ於テモ尙ホ 勅語ノ範圍ヲ脱セザルヲ務ムルハ我々臣民ノ公義務ナリト云フベ
 シ若シ夫レ教育上ニ於ケル命令ハ職權上教員等ニ向テ之ヲ訓諭スルニ躊躇セザルベシ
 如斯シテ此大倫大義ヲ社交上ニ迄擴ケ坐作進退往復談笑ノ下尙聖意ヲ服膺奉戴セハ光輝ハ益發揚セン事信シテ疑ハサ
 ル所ナリ諸子請フ希クハ共ニ堅ク此方針ヲ取り以テ 勅語ノ大旨ヲ貫徹セシムルニ努力アラン事ヲ若シ此趣旨ヲ
 誤リ 勅語ヲ以テ輕々看過スルノ輩アラハ予ハ進テ之ヲ誨ヘ之ヲ諭スノ勞ヲ辭セザルベシ蓋シ予ハ此點ニ就テ熱心銳
 意ナルハ他ニ一步ヲ讓ラザルヲ期ス諸子夫レ予ト同心一意ナレ
 終ニ臨ミ一言ス諸子ノ尤モ記憶スベキハ彼太陽一タヒ東天ニ昇レハ魍魎魍魎ヲ收メ影ヲ藏ス 至尊ノ勅語一タヒ出
 テ、社會ノ風氣爰ニ一變シ日本ノ元氣ヲシテ益々發揚勃興セシムルノ任ニ膺ルハ我々臣民ヲ措テ夫レ誰ニカ之ヲ需メ
 ン諸子諒焉

3. 勅語奉置方取締 奉置方については二十三年十二月、御下賜に先だつて公布したる奉體心得にも一
 項が見えてゐる、更に二十四年十二月に至り文部省の訓令に基づいて御聖影奉護方と併せて左の如き縣
 訓令を發してゐる。

郡市役所
町村役場
公立學校

管内學校へ下賜セラレタル
天皇陛下

皇后陛下ノ御影並教育ニ關シ下シタマヒタル勅語ノ謄本ハ校内一定ノ場所ヲ撰ビ最モ尊重ニ奉置スベシ
明治二十四年十二月二十二日
熊本縣知事 松平正直

更に二十六年二月に至つて、文部次官の通牒に基づいて本縣内務部長から左の如き通牒が郡市長宛に發せられてゐる。

○
他府縣ニ於テハ近來 聖影又ハ勅語謄本ヲ紛失又ハ聖影ヲ學校外ニ奉遷セシ等ノ箇所有之哉ニ相聞ヘ候處本縣ニ於テハ幸ニ未タ斯ル恐多キコトハ無之畢竟取締向キ周到ナル所以ト被存候得共萬一ノコト有之候ラハ不相濟儀ニ付尙ホ嚴重ニ取締方注意相成度命ニ依リ此段及通牒候也

明治廿六年二月一日
内務部長
郡市長宛

御聖影及勅語に對して國民の至誠奉護の狀は何時の頃も變りないことであるが、當時は御下賜の即下ではあり、一面思想上からしてまだ一部の外來思想心醉のものもあり、宗教上からの立場により其の信ずる所を異にする向もあり、餘程注意を要する時であつたであらう。

4. 聖旨の徹底 聖旨の徹底は局に當るもの、國を擧げての總動員努力であつた。まづ其の御下賜に際して採つた形式なども實に周到で肅嚴であつた。縣に於て奉讀式を擧げて各郡に頒賜したのであるが、それには文部大臣の訓示と知事の告諭が添うてゐる。郡長はそれ〴〵拜受證を差出して之を拜受してゐる。尙各郡では適宜一箇所又は數箇所に同様の式を擧げて之を頒つてゐる。各學校は又區域内官民有志の參列を求めて盛大なる奉讀式を擧げてゐる。縣は右奉讀式の情況を報告させてゐるが、参考のために熊本市からの報告書を左に掲げて見よう。

○勅語奉讀式情況報告

本年一月六日日本縣廳ニ於テ教育ニ關スル 勅語ノ謄本御授與相成候ニ付即日熊本高等小學校ニ於テ市内高等尋常各小學校々長首座訓導私立各學校々長設立者及市參事會員市會議員市内ノ諸有志者等ヲ集メ諸事客年十二月廿五日訓令第二百二十七號 勅語奉體心得ニ基キ奉讀式ヲ舉行シ警察官第三課屬官收稅官列席式場最モ嚴肅ニシテ 勅語ヲ奉讀シ文部大臣ノ訓示ヲ朗讀シ各學校長等ニ謄本ヲ渡シ本縣知事ノ告諭書ヲモ相示シ候處何レモ中心感激ノ深情ハ不言ニ表ハレ勅語ノ趣謹テ服膺シ奉ルヘキ旨宣誓シ各退場シタリ而シテ左記ノ各學校ニ於テハ生徒ヲ集メ首標ノ月日ヲ以テ奉讀式ヲ舉行シタリ毎回警察官第三課屬官ノ臨場アリテ或ハ雅樂ヲ奏シ或ハ風琴ニ君ガ代ノ唱歌ヲ合奏スル等其趣ハ大同小異ナリト雖モ嚴肅整正充分敬意ヲ表シ無滯結了致候且各小學校ニ於テハ三大節及 勅語ヲ發セラレタル十月三十日ノ紀念日ニハ必ス奉讀式ヲ舉行スル事ニ相定メ候右該式舉行ノ景況報告候也

明治廿四年五月廿日

熊本市長 杉村大八 回

熊本縣知事 松平正直 殿

(各學校名及首標ノ月日ハ略ス)

尙此の各地に於ける奉讀式には參列すべき官公吏を指示してあるが、それが參列しなかつた者に就いては其の手續書を徴したりしてゐる。如何に此の盛儀を尊重し、嚴肅を期したか、察せられる。

また此の勅語に對し縣民が如何なる反應を呈するかについては當局として特に留意したことであつたこと勿論であるが、偶々阿蘇郡内牧村に於ける同郡中部地方奉讀式に際し不穩の言があつたやうに某新聞が掲載したことからして調査に着手し書類往復數次に及んだのが残つてゐる。書類の示す所では式後感想談を語らせてゐるが、其の際某氏が、

近年教育界の有様を見まするに確乎たる一定の方針なく、甲、國家教育を主張しますれば、乙、亦個人教育を唱へ、或は宇宙主義と叫び或は進化主義と言ひまして其の弊遂に政黨者流の利用する所となりて紛々雑々愈々出て、愈極りありません云々(報告書より摘記)

といふやうなことを言つてゐるのに對し、一參列者が「式場を紊亂するもの」といふやうな抗議が入つたことになつてゐる。村長の取調書には「其の演述中箇人教育、宇宙教育を排し、國家教育の止むべからざる語氣有之たるを聞咎め參列員中の一人某(茲には氏名を省く)より式場を紊亂するとの趣旨にて頻りに建議せんことを強ひ候へども」とある。

これ以上の詳細なことは分らないけれども、勿論勅語其のものに對し何等不敬な言があつたことではないやうである。報告書には「當日は參列員にも感涙を垂し謹聽仕居候程の靜肅なりしに」とある如く大体としては無論嚴肅裡に立派に行はれたことに違ひない。併し當局が如何に勅語に對する縣民の反應

狀況に深甚の注意を拂つてゐたかといふことが窺はれる。

更に茲に其の聖旨の徹底につき關係者が努力したか、證される一事がある。それは明治廿六年の郡市長會議に於て各所轄内學校に於ける勅語御趣旨徹底の狀況を調査報告せよといふ指示があつてゐるのに對し、翌廿七年一月、山鹿山本菊池合志郡長小橋元雄からの詳細な報告書がある。

其の報告書の備考に其の調査法が記されてある。参考に掲げて其の次に其の結果を示さう。

○備考

本表ハ郡長若クハ學務擔任書記各小學校巡視ノ際教育ニ關スル 勅語ノ御趣旨カ各生徒ハ如何程感
激シアル乎ヲ查察シテ調製シタルモノニシテ其ノ查察方法ハ各學校教員ニ就テ

勅語ノ拜讀方音訓ノ正否、意義ノ奉解及生徒ニ對シテ誨諭注入スルノ方法手續等ヲ諮訊シ

次ニ三四兩學年ノ生徒ニ就キ

勅語御下賜ノ年月ヨリ其ノ御文意ノ記憶如何ヲ問ヒ及 勅語中ノ一句ヲ抽テ試問シ或ハ勅語ノ御
趣旨ニ就テ生徒カ平素心得方ヲ尋ネ

以テ其ノ深淺ヲ查察シ而シテ表中ニ朱點ヲ以テ其ノ感激ノ深淺ヲ標示セリ。

即ち右の標準で調査して管内の學校を徹底度の深、淺、普の三段に區別してゐる。之によると、

徹底度の深き學校 十七校

普通の學校 五十一校

となつてゐる。以て一班を察すると同時に當局の細心深甚なる注意が本問題に傾倒されてゐたことを知り得るものである。

尙三大節に於ける參列員の種類や員數を統計して徹底方に對する努力の狀況を統計としたものも報告されてゐるけれども省く。

5. 御聖影の下賜 本縣に於ては明治二十二年一月本縣師範學校に對して、兩陛下の御眞影御下賜があつてゐる。

其の後同年十二月十九日文部省總務局長辻新次より次の様な通知が發せられてゐる。

總三〇〇〇號

聖上並皇后宮御寫眞之儀是迄道廳府縣立學校等へハ夫々拜戴相成來候處自今高等小學校へモ申立ニヨリ下附可相成筈ニ有之候就テハ右拜戴方申立相成候ニハ先以他ノ模範トモナルベキ優等ノ學校ヲ撰ミ當省ヲ經テ申立相成可然候將又右拜戴ノ上ハ決シテ不敬ノ儀無之様御注意相成候ハ勿論ニ候間此儀ハ豫テ御含置相成度此段及通知候也

明治二十二年十二月十九日

文部省總務局長 辻 新 次

熊本縣知事 富岡 敬明 殿

之に對して本縣としては翌二十三年三月二十四日宮内省へ宛て高等小學校二十二校分の拜戴方上申し同時に文部省へも上申し、更に文部省總務局長宛に「二十二ノ高等小學校ハ成績實況等格別ノ優劣無之

若シ強テ區別シ幾部分ノ學校而已ニ拜戴方取計候テハ自餘ノ學校ニ於テハ恩遇ノ不洽ヲ憾候處モ有之旁以一般(二十二校)へ被下渡候様致度云々」と申立て、漏れなく下賜方を願つてゐる。

其の後師範學校附屬小學校へも下賜せられ度旨追伸してゐる。

文部省からは總務局長から申立の通り下賜相成るべき通知が來てゐる。其の後手續進行して愈々拜戴歸廳とまで運んだ時、知事及第二部長から次の様な達及通牒が發せられてゐる。

○

天長節等ノ大式ニ當リ小學校生徒ヲシテ尊王愛國ノ念ヲ一層起興セシムル爲メ縣下各高等小學校ニ於テ

聖上皇后宮兩陛下ノ御眞影ヲ奉拜爲可爲致御寫眞下賜ノ儀其筋へ上申致置候處今般特別ノ譯ヲ以テ拜戴被差許候條嚴重ニ奉衛ノ準備相定メ郡市官吏員又ハ學校長等派遣ノ上拜受スベシ

右相達ス

明治二十三年七月廿五日

熊本縣知事 富岡 敬明

師範學校長宛

郡 市 長宛

追テ平常安置シ奉ルベキ場所及奉衛ノ方法相定メ候上ハ其旨開申スヘシ

○

今般高等小學校へ

聖上皇后宮兩陛下ノ御寫眞下賜相成候ニ付テハ可成小學校職員生徒等打揃ヒ出廳ノ上奉迎致候様御取計相成度尤拜受期日ハ來八月一日後ハ何時ニテモ無妨且高等小學校ニ於テ平常安置シ奉ルベキ場所及奉衛ノ方法嚴重ニ相定候迄ハ郡

市廳ニ於テ御警護相成候方可然此段申進候也

第二部 長

明治二十三年七月廿五日

追テ拜受ノ時日奉迎人員等御決定相成候ハ、前以テ詳細御報告相成度候也
斯くして愈々下賜せられることゝなつた學校は左の二十三校である。最初の光榮の學校であるから次に校名を列記しよう。

- | | |
|--------------|-----------|
| 熊本縣師範學校附屬小學校 | 高等玉名小學校 |
| 高等山鹿小學校 | 高等菊池小學校 |
| 高等山本小學校 | 高等合志西部小學校 |
| 高等合志東部小學校 | 高等阿蘇中部小學校 |
| 高等阿蘇北部小學校 | 高等阿蘇南部小學校 |
| 高等託麻小學校 | 熊本高等小學校 |
| 高等飽田北部小學校 | 高等飽田南部小學校 |
| 宇土高等小學校 | 高等上益城小學校 |
| 高等下益城小學校 | 高等八代北部小學校 |
| 高等八代南部小學校 | 高等球磨小學校 |
| 高等葦北南部小學校 | 高等葦北北部小學校 |
| 高等天草小學校 | |

明治二十三年八月一日と九月一日とに分けて本縣廳で拜戴式が行はれた。其の概況が官報材料として縣から報告されてゐるから掲げて當時の狀況を知ることゝしたい。

本縣ニ於テハ三大節等ノ儀式ヲ舉行スル際縣下二十二ノ高等小學校生徒ヲシテ親シク 天皇、皇后兩陛下ノ御眞影ヲ奉拜セシメ尊王愛國ノ志氣ヲ興起セシメンカ爲メ 兩陛下ノ御眞影拜戴ヲ出願セシニ頃口下賜セラレタリ仍テ本日午前第八時高等小學校長、同玉名小學校長、同上益城小學校長、同下益城小學校長、同球磨小學校長、並ニ熊本市長、玉名郡書記、上下益城郡書記等右拜受ノ爲メ縣廳ニ出頭セシニ因リ本縣知事ハ正廳ニ於テ一篇ノ告諭書ヲ添ヘ謹テ之ヲ傳達セリ此日熊本高等小學校生徒九百六十餘名、同玉名小學校生徒百十餘名ハ孰レモ隊伍ヲ組ミ職員之ヲ引率シテ縣廳内ノ玄關前ニ整列シ該校長ノ御眞影ヲ拜受スルヤ捧銑若クハ脱帽ノ禮ヲ行ヒ喇叭吹奏了テ君カ代ノ歌ヲ唱ヘ孰レモ御眞影ヲ奉衛シテ靜肅ニ歸校セリ但他ノ七校ノ拜受式ハ追テ之ヲ舉行スルノ豫定ナリ

斯くて各郡ではそれ〳〵嚴肅鄭重に拜戴式を舉行してゐる。爾後の奉衛法まで具して各郡長から其の情況を報告したのがある。其の中から、八代葦北郡長の分を掲げて見よう。

○御寫眞奉衛方法

- 一、來ル九月一日御眞影奉迎ノ爲メ郡書記一名高等小學校長四名ヲ其前々日迄ニ本縣廳へ出張セシム拜戴終テ奉衛歸廳翌二日迄當廳ニ於テ之ヲ警護ス
- 一、九月二日午前第七時各高等小學校長ハ其職員生徒(葦北南北部兩校ハ遠路ナルヲ以テ四年生ニ止ム)ヲ引率シ當廳ニ出頭セシム警察官郡書記八代町長等參列郡長自ラ御眞影ヲ校長ニ授ク各校長順次之ヲ奉戴郡長下賜ノ旨ヲ傳ヘ校長總代之カ答辭ヲ述ヘテ退ク職員生徒一同廳門前ニ拜迎直チニ御眞影ヲ奉衛シテ各其歸途ニ就ク
- 一、警察官學區會議員所在地尋常小學校職員生徒同町村長及有志者(葦北南北部兩校ハ三年生以下トモ)一同學校門前ニ整列拜迎ス

一、御眞影御着校ノ上ハ奉迎式場ノ玉座ニ奉シ職員生徒正面ニ整列警察官以下兩側ニ參列一同敬禮校長下賜ノ主旨ヲ

演述シ生徒總代答辭「君か代」ノ曲ヲ奏シ一同敬禮式ヲ終ル

一、沿道各尋常小學校職員生徒ハ校門前ニ整列拜迎シ高等小學校所在町村及沿道

各町村ハ毎戸國旗ヲ掲ケテ祝意ヲ表セシム

一、御眞影ヲ納メタル辛櫃ハ職員事務室内一定ノ位置ニ安置シ奉リ學校長之ヲ奉

衛シ其授業時間外ニ在テハ當直職員交互之ヲ奉衛ス但辛櫃ニ屬スル鍵ハ學校長

之ヲ保管ス

一、三大節ニ方リ奉拜ノ爲メ御眞影ヲ式場玉座ニ奉シ又原位置ニ復シ奉ルハ必ス

學校長ニ於テス

一、前項奉拜式全ク終ル迄ハ學校長之ヲ警衛スルハ勿論兼テ學校職員一名ヲシテ

特ニ護衛ノ任ニ當ラシム

一、水火等非常ノ場合ニ於テハ學校職員ハ第一ニ御眞影ヲ警護ス

而して其の際御聖影に添へて交付したる知事の告諭書といふのは次の

通りである。

○告 旨

今般特旨ヲ以テ畏クモ大嚴至尊ナル 兩聖上ノ眞影ヲ下シ賜ヒ歲時ノ盛節ニ當テ

恭ク齋拜ノ式ヲ御前ニ奉行スル榮ヲ得セシメ給フ實ニ是皇澤遠ヲ忽ニシ給ハサル

ノ明徴ニシテ臣子ノ當ニ感戴スヘキ盛事ナリ伏惟ルニ本邦ハ



富岡知事の自筆の旨告

皇統一系萬代不易君臣ノ義ニ重ヌルニ父子ノ親ヲ以テシ字内各國與ニ比スヘキ無ノ國體ナルハ古來ノ歴史ニ由テ明ナ
リ吾人ノ祖先カ此歴史ニ由テ發シタル衷情ノ誠ハ忠貞ノ節ト爲テ是亦代々史乘ニ載タリ我國ノ國體カ如此特殊ノ性質
アルト吾人ノ祖先カ顯シタル忠貞ノ節トニ對シテ吾々日本人ハ深ク之ヲ心ニ銘シテ此國人タルノ責ヲ盡ササル可ラ
ス况ヤ斯優渥ナル聖旨在學ノ青年兒童ヲ以テ
兩聖上膝下ノ赤子ト看ソナハシメ給フニ於テヤ生徒タル者宜ク此大御意ヲ奉體シテ朝夕盡忠報國ノ義ヲ忘ルルコト勿
ルヘシ

聖鑒上ニ在ス謹テ茲ニ告知
明治廿三年九月一日 熊本縣知事 從四位勳三等 富岡 敬明

6. 御聖影の複寫 御聖影の下賜は既に述べたやうに初め縣立學校だけで、次に高等小學校にも及ぼさ

れたものであつた。従つて市町村立小學校は未だ其の恩遇に浴し得ないであつたのであるが、明治二十五
年に至り國民の仰望と教育の徹底に顧みてか、其の複寫を奉戴することが差許されることになつた。之
に關する文部省からの通達は次の通りである。

○文用一九一號

聖上 皇后兩陛下御眞影ノ儀市町村立高等小學校へハ從來下賜相成候處尋常小學校へハ特別ノ御由緒有之モノ、外ハ
即今下賜難相成儀ニ候得共今般特別ヲ以テ市町村立尋常小學校幼稚園ニ限り其校園等ノ費用ヲ以テ近傍ノ學校へ下賜
セラレタル御眞影ヲ複寫シ奉掲候儀ハ被差許候間右御領知有之度尤モ複寫奉掲ニ關シテハ複寫ノ手續其ノ製方其他總
テ不都合ノ儀無之様篤ト御注意ノ上御取締有之度尙右取締ノ方法並ニ複寫奉掲ノ校園名等ハ當省へ御開申有之度此段
及御通知候也

明治二十五年五月廿一日
熊本縣知事 松 平 正 直 殿

之に次いで、同年六月十七日文部大臣から道府縣に對し、爾後小學校が御眞影の複寫にあらざる他の御影を儀式場に奉掲せんとする時は豫め府縣知事の認可を受くべきこととし其の許可すべきものは「版權ノ登錄ヲ經タル 御影又ハ特ニ許可ヲ得テ描寫シタル御影ノ中其圖形印刷等良巧ニシテ儀式場ニ奉掲セシムルニ足ルベシト認ムルモノニ限ル儀ト心得ベシ」といふ内訓を發してゐる。國民欽仰の至情とは言へ、隨分如何はしいものまでも奉掲する傾向があつたのであらう。複寫方の差許されたのも其の意味がよく首肯される。

縣に於て直に複寫指定人を詮衡してゐるが周密なる調査の上市内鹽屋町裏小路猿木龜代人に指定して次の如き遵守事項を示してゐる。

○

猿 木 龜 代 人

今般聖影複寫方其方へ指定候ニ付テハ左ノ條項堅ク遵守致スベシ

熊 本 縣

明治二十五年八月十三日

- 一、聖影複寫ハ本廳ヨリ命シタル員數ノ外寫取ルヲ許サス
但寫シ損ジノ分ト雖總テ廳ニ納メ廢棄スヘシ
- 二、色上ゲノ節ハ本廳官吏立會ヲ以テ員數ノ調査ヲ受クヘシ

但燒付中ト雖本廳官吏ニ於テ臨檢スルコトアルヘシ

- 三、種版ヨリ寫取ル間ハ本廳官吏ノ立會ヲ受ケ寫取ヲ終リタルトキハ其種版ハ本廳ニ納メ置キ本廳ノ指圖ニ依リ消磨スヘシ

- 四、複寫ヲ爲スニハ尊嚴ヲ旨トシ假初ニモ不敬ニ涉ル取扱ヲ爲スヘカラス
- 五、複寫ハ他人ノ縱覽ヲ禁スヘシ又仕上ケ中ト雖他ノ寫眞ト混スルヲ禁ス
- 六、仕上中ハ非常災害ヲ戒メ嚴重ニ藏メ置クヘシ
- 七、右ノ外複寫ニ關シテハ一切監臨官吏及本廳ノ指揮ヲ受クヘシ

更に「聖影複寫ニ關スル心得」なるものが公布されてゐる。其の中に複寫聖影奉戴の資格ある學校として示したのは

- 一、常ニ一名以上ノ正教員アルコト
- 一、監督官廳ニ於テ適當ト認ムル奉藏ノ場所アルコト
- 一、監督官廳ノ認可ヲ受ケタル奉術ノ取締法アルコト

である。其の他手續や儀禮、監督法などが定められてゐる。

其の後内務部長からの通牒によると複寫の原版は師範學校のに依るといふことになつてゐる。

斯くして其の年即明治二十五年の天長節には是非拜戴したいといふ上申が各郡から出て順次許可されてゐる。翌二十六年三四月の上申も多數に上つてゐるから此の二回に亘つての複寫許可によつて縣内大部分の學校に之を仰ぎ奉ることか出來たのであらう。學校名なども記録があるけれども掲ぐることを省

7. 聖影奉衛方取締 勅語の奉置方取締の項に於て述べてあるから略する。

其の後、明治二十六年十二月四日に至り左の通り訓令されてゐる。

○訓令甲第一〇〇號

郡市役所
町村役場

聖影並聖影複寫ハ校舎内一定ノ場所ヲ撰ミ尊麗ニ奉置スベキハ勿論ナリト雖別ニ奉安所ヲ建築シテ奉置スルハ反テ尊嚴ヲ失シ取締充分ナラサルノ恐モ有之且ツ右建築ノタメ許多ノ金額ヲ費スカ如キハ聖影下賜ノ旨趣ニ相副ハス候條自今右様ノ儀無之様篤ト注意スヘシ

明治二十六年十二月四日

知事

而して此の訓令案を立てた主任者が其の理由として伺書に記してゐるのに

校内ニ別ニ奉安所ヲ一棟トナシ建築セントスルハ尊嚴ヲ保ツノ旨趣ニ出ルハ勿論ナルモ其ノ形式恰モ神社ノ如ク相成リ反ツテ敬意ヲ失スルノミナラズ取締上充分ナラザルノ點有之――

とある。當時祠殿式の奉安所が諸所で設置されて來たのに對して斯かる訓令も出たのである。今日でも奉安庫とする案と神社式に奉安殿とする案とがあるが、其の頃にも同じことを考へられてゐたことが察せられる。殊に木造の小祠殿を特設することは訓令の通り取締上は不充分の感なきを得ぬ。書類によると二十五年頃に過つて勅語謄本を焼失申上げた例などもあるやうで、奉衛上には特に慎重嚴重を期した

のは當然である。

五、視 學

1. 郡視學の設置 明治二十三年の小學校令改正によつて郡視學が新たに置かれることになつた。小學校令中には次の通りに定められてゐる。

○郡に郡視學一名を置き府縣知事之を任免す。

○郡視學は郡長の指揮命令を受け郡内の教育事務を監督す。

○府縣知事は郡の申出に依り特に郡視學を置かざることを得此の場合に於ては府縣知事は府縣稅を以て支辨する郡吏員の一名に命じて郡視學の名義を以て其の職務を行はしむ。

○郡視學の給料旅費退隱料等は郡の負擔とす其の額及支給方法は郡會の議決に依り府縣知事の許可を受けて之を定むべし

督業訓導か廢せられて、郡書記に師範卒業の者を任用して指導監督をさせてゐたのが、本期に入つて愈々純然たる視察指導の視學が出來たのである。

併し郡視學の俸給旅費は郡會の議決を経て府縣知事の認可を受けることになつてゐるから、郡視學の設置は實は郡制の施行を俟たなければ出來ない性質のものである。本縣が郡制を實施したのは明治廿九年であつて、従つて郡視學の設けられたのも其の時からである。次に本縣内各郡視學が初めて任命された状況を列記して見よう。

本縣初代郡視學一覽

郡名	氏名	俸給	就任年月日
鹿本郡	西脇文夫	三〇	全三〇、四、二九
上益城郡	大塚隆	二五	全三〇、四、六
天草郡	田中熊四郎	二五	全三〇、四、一
葦北郡	松岡彪	三〇	全三〇、二、二五
菊池郡	曾我部信雄	三五	全三〇、二、一五
飽託郡	山田卯太郎	三五	全三〇、一、二九
八代郡	會田由義	四〇	全三〇、一、二七
球磨郡	長谷川次潔	二五	同二九、一、二二
宇土郡	西口敬之	二五	全二九、一、一八
下益城郡	志水元五	二五	全二九、一、一六
阿蘇郡	辻村寛	二五	全二九、一〇、二〇
玉名郡	三友雄	二五	明治二九、一〇、二二

2. 郡視學職務規程 郡視學の職務は小學校令に於て郡長の指揮命令を受け「郡内の教育事務を監督す」と示されてゐる。が之だけでは勿論漠然としてゐる。殊に是迄郡書記が關係したところ、全く同じ方面でもある。そこで郡視學設置に先だち明治二十九年七月に至つて縣訓令として「郡視學職務規程」を定め居る。

○郡視學職務規程 (明治二十九年七月二十二日訓令)

第一條 郡視學ハ郡長ノ指揮命令ヲ受ケ郡内ノ教育事務ヲ監督スルモノトス其概目左ノ如シ

- 一、町村長町村學校組合長區長及代理者ノ教育事務取扱ニ關スル狀況
- 二、學務委員服務ノ狀況
- 三、小學校ノ校數位置町村學校組合及區並兒童教育事務委託ニ關スル適否
- 四、校舍校地校具体操場等ノ設備ニ關スル完否
- 五、學級ノ編制教員ノ配置ニ關スル適否
- 六、教授及管理ノ適否
- 七、兒童ノ就學及出席ノ狀況
- 八、小學校教科目ノ加除修業年限補習科專修科等ニ關スル適否
- 九、兒童學業ノ進否及試験ニ關スル過否
- 十、學校ニ備フヘキ諸表簿ノ整否
- 十一、小學校長及教員ノ服務ニ關スル狀況
- 十二、家庭教育幼稚園其他小學校ニ類スル各種學校及私立學校ニ關スル狀況
- 十三、實業補習學校徒弟學校ニ關スル狀況
- 十四、學校經費收入支出ノ狀況
- 十五、學校基本財産ノ狀況
- 十六、授業料金額ノ適否並授業料ノ徴收免除ニ關スル狀況
- 十七、生徒卒業後ノ狀況

六、教育會講習會其他學校職員ノ會合ニ關スル狀況

九、教育ニ關スル諸法令實施ノ狀況

第二條 郡視學ハ視察ノ狀況ヲ郡長ニ報告シ意見アルトキハ之ヲ具申スヘシ

第三條 郡視學ハ教育上ノ利害ニ關シ必要ト認ムルトキハ其關係者ニ指示若クハ協議スルコトヲ得
但重要ナル事項ニ關シテ豫メ郡長ノ指揮ヲ受クヘシ

第四條 郡視學ハ學務關係者ノ集會ニ臨席シテ意見ヲ陳ヘ必要ノ場合ニハ郡長ノ指揮ヲ受ケテ學務關係者ヲ招集スルコトヲ得

第五條 郡長ハ郡視學ノ事務取扱ニ關スル手續ヲ定ムルコトヲ得

右の如く規程されて其の關與する事務は勿論教育全般に跨つてゐる。併し前にも述べし如く郡視學の眞使命ともいふべき方面は其の沿革からして考へねばならぬ。即明治十一年から督業訓導といふのがあつて、専ら内容方面の指導に任じてゐたのが十四年に至つて廢せられ、之に代るだけの指導力を郡書記に持たせるために郡書記の人選には師範學校卒業生をといふ條件を附せたりしてゐた。それが漸次分化の理によつて郡視學といふのが置かれるまでに進んだと考へられる關係に在るものである、従つて郡視學の職務は教育係長として郡教育の全般に關與すべきは勿論であるが、右の沿革からしてどうしても内容指導が其の主要なものと解せねばならぬ。

明治二十九年八月の訓令は此の意味を明かにしてゐる。

○郡視學候補者撰定ニ付郡長へ内訓

訓甲第一號

郡視學ハ其ノ人ヲ得ルト得サルトニ依リ其ノ効ヲ奏スルト奏セザルトノ結果ヲ生スルハ論ヲ俟タザル儀ニ有之然シテ其ノ職務ハ本年七月訓令甲第五九號ヲ以テ規程セシ如ク教育ノ普及改良及進歩ヲ計ルニアルハ勿論ナルモ教授管理等ニ關シテハ主トシテ郡視學ニ監督ヲナサシメ教育事務ニ關シテハ主トシテ郡書記ニ監督セシメ兩者相待テ成效ヲ期スルノ方針ヲ採ルベキハ當然ナルニ依リ郡視學ノ候補者ハ官立師範學校、府縣立師範學校卒業生若クハ小學校本科正教員免許狀ヲ有スル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スル者ニシテ少クモ三箇年以上實際教育ニ従事セシ者ニ就キ撰定スベシ

明治二十九年八月十四日

知

事

各郡長宛

郡視學が置かれた後の郡書記は事務方面を主として、郡視學の内容指導と自ら擔當を分つた形となつたのである。而して右訓令は郡視學任用令の無かつた當時としては一種の任用令である。如何に其の實際的指導力を重視したかゞわかる。

3. 郡視學の給與 郡視學の俸給及旅費の給與については郡會の議決によつて府縣知事の許可を受けて決することは明治二十三年の小學校令第五十一條の規定する所である。

その標準として本縣では明治二十九年七月左の通りに示してゐる。

○郡視學俸給並旅費額標準

第一條 郡視學ノ俸給額ハ貳拾五圓以上トス

第二條 郡視學ノ旅費額ハ郡書記ノ旅費額ニ依ル但郡内ニ限り相當ノ手當ヲ給シテ別ニ旅費ヲ給セザルコトヲ得

各郡に於ては廿九年十月頃から翌三十年二月頃までそれ〱郡會の決議の結果をもつて許可を申請して來てゐる。各郡で定めた俸給額は天草郡の二十圓を最下として八代郡の四十五圓を最高とし、大抵は二十五圓か三十圓でゐる。天草郡は標準額以下の決議に對し特別をもつて許可されてゐたか、翌三十年度からは二十五圓に増額してゐる。

4. 地方視學の設置 明治三十年五月一日勅令を以て地方視學を置く件を公布された其の内容は

勅令第四百十號

第一條 北海道廳府縣ニ地方視學ヲ置キ判任トシ六級俸以上ノ月俸ヲ給ス

地方視學ハ北海道廳府縣ヲ通シテ百人ヲ以テ定員トシ其ノ道廳及各府縣ニ於ケル定員ハ文部大臣之ヲ定ム

第二條 地方視學ハ地方長官ノ指揮ヲ承ケ小學教育ニ屬スル學事ノ視察ヲ掌ル

第三條 地方視學ニ任スル者ハ左項ノ一ニ該當スル者ニ限ル

一、高等師範學校ノ本科ヲ卒業シタル者ニシテ教員又ハ郡視學タリシ經歷アル者

二、高等小學本科正教員タルノ資格ヲ有シ五箇年以上官立公立小學校正教員又ハ郡視學タリシ經歷アル者

三、三學科目以上ニ就キ尋常師範學校教員タルノ資格ヲ有シ三箇年以上官立公立學校教員又ハ郡視學タリシ經歷アル者

アル者

第四條 文部大臣ハ地方視學ノ職務規程及本令施行ノ爲必要ナル規則ヲ定ムルコトヲ得

普通は地方視學と言はないで縣に在るために郡視學と區別して縣視學と稱してゐた。次いで省令をもつて其の定員を定められたが、本縣は二人となつてゐる。

本縣最初の縣視學は阿部東作と會田由義の二人である。阿部東作は明治三十年七月五日愛知縣屬から轉じたもの、五級俸を給せられた。會田由義は八代郡視學から榮轉したもので同年八月二十四日の任命、四級俸を給せられた。

5. 地方視學職務規程 同じく三十年五月五日に「地方視學職務規程」が省令で公布された。

○地方視學職務規程 (明治三十年五月五日文部省令)

第一條 地方視學ハ内務部ニ屬シ小學校及其他小學令ニ

掲タル學校等ノ視察ニ從事ス

第二條 地方視學視察ノ要項左ノ如シ

一、教育ニ關スル勅語ノ主旨ノ實際ニ行ハル、情況

二、教授及管理ノ方法

三、學級ノ編制教員ノ配置學科課程及試験ノ情況

四、設備ノ整否

五、學事ニ關スル表簿ノ整否

六、學齡兒童就學及出席ノ情況

七、生徒ノ成績及風儀

八、學校衛生ノ情況

九、學校長教員其他學事關係職員ノ執務

十、學事ニ關スル會計及經濟ノ情況

十一、學事集會ノ情況

十二、學事ニ於ケル市町村一般ノ感情

十三、學事法令施行ノ情況

十四、其他特ニ必要ト認ムル件

第三條 地方視學ハ左ニ列記スル事項ニ關シ當事者ニ指

示スルコトヲ得

一、法令ノ明文ニ牴觸スル事項

二、廳議ノ決シタル事項

三、授業法及學校管理法ニ關スル事項

四、其他特ニ地方長官ノ指命ヲ受ケタル事項

ヲ得

第四條 地方視學ハ學校及郡市役所町村役場ノ帳簿ヲ查

第七條 地方視學ハ當事者ニ對シ説明ヲ求ムルコトヲ得

閱スルコトヲ得

第八條 地方視學ハ生徒ノ學業ヲ試験スルコトヲ得

第五條 地方視學ハ視察ノ際授業時間ヲ變更セシメ時間

第九條 地方視學ハ視察ノ情況ヲ具シ意見ヲ附シテ地方

外ニ授業ヲ爲サシメ又ハ授業ヲ休止セシムルコトヲ得

長官ニ復命スヘシ

第六條 地方視學ハ視察ノ際當事者ノ參席ヲ求ムルコト

此の職務規程によりて其の職務權限を眺めて見ると

○第一條に其の視察すべき範圍が限定されてゐる。「小學校及其他小學校令に掲ぐる學校等」としてあつて、中等學校などは此の範圍外である。

○視察要項中の「學齡兒童就學及出席の狀況」といふのは就學獎勵に腐心してゐた當時としては一要項たることを首肯される。

○「學事に於ける市町村一般の感情」などいふ項目は面白い。簿冊や教場内のことばかりの視察でなくて、義務教育の普及獎勵時代として一般民心の學事に對する感情傾向を捉えようといふのは爲政者の準備として必要な方面である。

郡視學設置前までは郡書記が其の仕事に當つてゐたやうに、地方視學設置までは縣屬が之等の職務を執つてゐた。本期の初めは學務課内に特に營業係として視察指導を主とする屬が配せられてゐたし、廿七八年頃の書類を見ると、屬に對し「巡視委員」といふのを命じ各巡視區域を擔當させてあつたりして

ゐる。兎に角屬の視察指導時代からして、專務の視學の視察指導時代となつたのが此の時である。

6. 地方官々制に依る視學 明治三十二年六月地方官々制が改正されて、郡視學、地方視學が官制中に

其の顔を出すこととなり、更に視學官といふのが新設されることとなつた。

其の職務に就て地方官々制の定むる所は

○視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事ノ視察其他學事ニ關スル事務ヲ掌ル

視學官ハ知事ノ命ヲ承ケ内務部第三課課長トナル

○視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ノ視察其ノ他學事ニ關スル庶務ニ從事ス

○郡視學ハ一郡一人判任トス郡長ノ命ヲ承ケ學事ノ視察其他學事ニ關スル庶務ニ從事ス

となつてゐる。

著しく變つてゐる點は其の事務が小學校といふ限定を受けてゐないことである。三十年の勅令による其の職務は小學教育に屬する學事を視察することになつてゐた。今度のはそれが限定されてゐない。尙嚴密に比較するならば三十年の勅令によれば單に學事の視察だけになつてゐるが、今度のは庶務に從事すといふことが附けてある。視學が事務に追はれて視察が出来ないことは其の設置の本旨に添はないこと、今度の改正は却つて視學を事務視學になして終つた。尤も實際上に於ては以前の視學も相當事務を執つてゐたであらうし、今度の改正のでも視察を主とすることも出来る。そこは運用の妙によるべきではあるが、兎に角視學に視察直接關係以外の多くの事務が負はされることは面白くないと解される。

7. 視學官及視學特別任用令 之と同時に視學官及視學特別任用令が公布されてゐる。

○視學官及視學特別任用令

第一條 文部省視學官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ任用スルコトヲ得

一 二箇年以上文部省直轄學校ノ學校長又ハ奏任教官ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者

二 第二條第三號ニ該當スル者ニシテ一箇年以上道廳府縣視學官ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者

第二條 道廳府縣視學官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ任用スルコトヲ得

一 文部省視學官ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者

二 二箇年以上官立學校ノ學校長又ハ奏任官ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者

三 三箇年以上師範學校長官立公立中學校長官立公立高等女學校長又ハ官立公立實業學校長ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者

タル者

四 五箇年以上道廳府縣視學又ハ郡視學ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者

五 五箇年以上教育ニ關スル職務ニ従事シ現ニ判任官三級俸以上ノ俸給ヲ受クル者

第三條 道廳府縣視學及郡視學ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ任用ス

一 三箇年以上師範學校官立公立中學校官立公立高等女學校又ハ官立公立實業學校長教諭又ハ助教諭ノ職ニ在ル者

又ハ在リタル者

二 小學校本科正教員タル資格ヲ有シ三箇年以上官立公立學校ノ學校長ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者

三 五箇年以上判任官トシテ教育ニ關スル職務ニ従事シ又ハ従事シタル者

附 則

第四條 第二條ニ規定シタル在職年數ハ本令施行ノ際ニ限り其半數ニ減スルコトヲ得

第五條 本令施行ノ際現ニ地方視學ノ職ニ在ル者ハ道廳府縣ニ任スルコトヲ得

第六條 本令中同號ニ規定シタル各職ノ在職年數ハ之ヲ通算ス

地方視學ノ在職年數ハ道廳府縣視學ノ在職年數ニ通算ス

六、郡書記の視察勵行

郡視學を設置すべきことは明治二十三年の小學校令で定められたけれども、郡制の施行を俟つにあらざれば設置されないことは前に述べた通りであつた。郡視學設置までは郡書記がその事務まで執つてゐたことも前述の通りである。

縣は本期に入つて、右郡視學の設置までは大いに郡書記の巡視指導を督勵してゐる。明治二十六年の三月に「市町村視學規程」なるものを定めたのも其の一つである。其の規程によると、

○本規程は市町村に於ける教育事務の擧否、教育關係吏員服務の勤怠、處務の整否及法律命令實施の状況を監査し教育の實を擧げしむる爲に設くるものとし

○視學（職名でない）を分つて通常臨時の二種とし、通常視學は一般に之を行ひ、臨時視學は其の必要と認むる場合のみ之を行ふこととし、

○通常視學は毎年一回、相當の官吏を派遣して之を視察させる
といふことになつて、其の視察すべき概目を三十項だけ擧げてある。茲に述べた郡視學職務規程と似たやうな條項である。

斯んなにして其の巡視を督勵したけれども尙其の成績が思はしくなかつたのか、翌二十七年十二月に至つて知事は更に訓令を發し、「少クモ毎年一回學務擔任書記ヲシテ巡視セシムベシ」と強く出た。斯様な時代が尙二年ばかり續いて愈々二十九年の郡視學の設置となつたのである。

七、學務委員

學務委員は前期の教育令時代から置かれたものである。學校令となつても同様學務委員は市町村教育の相談機關として、後援機關として相當の期待をかけられたものである。然るに通じて言へば本期の實狀としては餘り貢獻する所がなかつたらしい。

明治三十年六月「學務委員職務規程」といふのが發布されてゐるが、之を起案した主任者が其の案を知事に伺ふ際理由として添書してゐることがある。即

小學校令實施ニ伴ヒ各市町村ニ學務委員ヲ設クルト雖未タ實際ニ其ノ職務ヲ盡サシムルモノ多カラズ然ルニ該委員ニ於テ職務ヲ盡スト否トハ教育ノ普及且ツ進歩ノ上ニ於テ其關係不少ヲ以テ茲ニ本規程ヲ設ケ各市町村トモ一定ニ其ノ職ヲ盡サシメバ其ノ裨益誠ニ大ナルヲ認ムル處ナリ

とある。察するに之まで餘り實効も擧つてゐないから、今後本規程によつて一齊に活動を開始させようといふ計劃である。

其の職務規程といふのは次の通りである。

○學務委員職務規程 (明治三十年六月一日訓令)

- 第一條 學務委員ハ學齡簿ノ調査ヲナシ學齡兒童ヲシテ謂レナク義務教育ヲ受ケサラシムルモノナキニ至ラシムルコトヲ勉メ教育ノ普及ヲ計ルヘキモノトス
- 第二條 疾病ノ爲メ就學ノ猶豫若クハ免除ヲ申立ルモノニ就キテハ醫師ノ診斷書ヲ檢シ尙ホ實地ニ就キテ調査ノ手續ヲナスヘキモノトス
- 第三條 貧窶ノ爲メ就學ノ猶豫若クハ免除ヲ申立ルモノニ就キテハ課稅負擔ノ等級等ヲ取調ヘ授業料ヲ免除スルモ兒童ヲ就學セシムルトキハ果シテ一家ノ生計ヲ營ムコト能ハサルヤ否ヤヲ調査スヘキモノトス
- 第四條 一旦就學セシ兒童ニシテ缺席スルモノニ就キテハ其事實ヲ調査シ謂レナク缺席スルモノハ速ニ出席セシムヘキ手續ヲナスヘキモノトス
- 第五條 第二條乃至第三條ノ調査ヲナシ兒童ヲ就學セシムベキ旨ヲ示スモ服セサルモノアルトキハ監督官廳ニ具申シ説諭ヲ請フ等ノ手續ヲナスモノトス
- 第六條 校舍器械器具門垣等ノ破損スルモノアルトキハ速カニ修理ノ手續ヲナシ常ニ學校ノ設備ヲ完全ナラシムルコトヲ計ルベキモノトス
- 第七條 校地ノ周圍又ハ空地等ニハ收益アル樹木ヲ栽ヘ或ハ樹林ヲ設クル等常ニ學校ノ經濟ニ留意スヘキモノトス
- 第八條 學校衛生ノコトニ注意シ常ニ學校ノ清潔ヲ計ルヘキモノトス
- 第九條 學校ト家庭トノ氣脈ヲ通シ相互ノ連絡ヲ計ルコトニ留意スルモノトス
- 第十條 傳染病若クハ厭惡スヘキ疾病ニ罹ル兒童アルトキハ其狀況ニ依リ小學校へ出席スルコトヲ差止メ若クハ之カ出席ノ手續ヲナスモノトス
- 第十一條 家庭又ハ其他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムルモノアルトキハ之カ監視ヲナスヘキモノトス
- 第十二條 學校ニ關スル經費ノ下調ヲナシ能ク其緩急ヲ計リテ教育ノ改良進歩ニ留意スヘキモノトス
- 第十三條 學事ニ關スル統計ノ調査ヲナシ市町村内教育ノ完備ヲ計ルヘキモノトス

なほ學務委員の員數を紊りに増したり、或は其の手當を餘り多額に規程したりする傾向があつたと見え、之等に對して注意などが促され、員數は多くて十人位とし、手當は多くて十圓位に止めてはどうかといふやうなことが言はれてゐる。

第三節 初等教育

甲 全國狀況

小 學 校

一、明治十九年小學校令大要 實に現今小學校令の基礎となるものである。大要を示せば、

○小學校の種類 尋常、高等の二等とし、尙小學簡易科を設けて尋常小學科に代用することを得る。

○學齡と義務 六歳より十四歳までの八年を學齡とし、尋常小學科を卒らせる義務を其の父母、後見人に負はせた。

○學科 學校令には「文部大臣の定むる所に依る」としてある。その省令によれば、

尋常科 修身、讀書、作文、習字、算術、体操を必修とし、圖書、唱歌、裁縫を加設科目とした
高等科 修身、讀書、作文、習字、算術、地理、歴史、理科、圖書、唱歌、体操、裁縫を必修と

し、英語、農業、手工、商業の一科又は二科を加設科目とした。

○經費 父母又は後見人は授業料を納むる義務ありとし、それにて不足の場合は町村費に依ることゝした。

○私立小學校 府知事縣令の認可を経て之を設置せしめることゝした。
尙参考のため右「小學校令」の全文を掲げて置く。

○小 學 校 令 (勅令十四號 明治十九年四月九日)

第一條 小學校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス

第二條 小學校ノ設置區域及位置ハ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル

第三條 兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トシ父母後見人等ハ其學齡兒童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス

第四條 父母後見人等ハ其學齡兒童ノ尋常小學科ヲ卒ラサル間ハ就學セシムヘシ其就學ニ關スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル

第五條 疾病家計困窮其他止ムヲ得サル事故ニ由リ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認定スルモノニハ府知事縣令其期限ヲ定メテ就學猶豫ヲ許スコトヲ得

第六條 父母後見人等ハ小學校ノ經費ニ充ツル爲メ其兒童ノ授業料ヲ支辨スヘキモノトス其金額ハ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル

第七條 寄附金及其他ノ收入金アリテ小學校ノ經費ニ供スル時ハ其收入支出ノ方法ハ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル
第八條 授業料寄附金等ヲ以テ小學校ノ經費ヲ辨シ能ハサル場合ニ於テハ區町村會ノ議決ニ依リ區町村費ヨリ其不

足ヲ償フコトヲ得

- 第九條 小學校教員ノ俸給旅費ハ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル
- 第十條 小學校資金ノ收入及支出ハ其管理者ヨリ毎三箇月府知事縣令ニ報告スヘシ
- 第十一條 小學校ニ屬スル資産ノ管理ニ關スル規程ハ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル
- 第十二條 小學校ノ學科及其程度ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル
- 第十三條 小學校ノ教科書ハ文部大臣ノ檢定シタルモノニ依ル
- 第十四條 私立小學校ニ於テ小學校ト均シキ普通教育ヲ兒童ニ施サントスルモノハ豫メ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ
- 第十五條 土地ノ情況ニ依リテハ小學校簡易科ヲ設ケテ尋常小學校ニ代用スルコトヲ得
但其經費ハ區町村費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ
- 第十六條 小學校簡易科教員ノ俸給ハ地方稅ヲ以テ之ヲ補助スルコトヲ得

二、明治二十三年の新小學校令の概要 明治十九年の小學校令は其の後屢々小修正が行はれたが、二十三年十月に至り新に小學校令を公布し、從來のを廢した。新小學校令は條章も前者より遙に多く一層整備されたものであつた。

其の綱領は益々現行小學校令に近づいてゐるのであつて、各方面に亘つて概要を述べることは避けて前小學校令と著しく異なる點などを少し擧げて置く。

小學校の本旨を明かにしたること。(即ち現行のもの)
徒弟學校や實業補習學校も小學校の種類の中に加つたこと、

尋常高等兩科の併置をなし得ること。尋常小學校の修業年限は三年又は四ヶ年。

高等小學校の修業年限は二年、三年、又は四ヶ年。

尋常、高等何れにも補習科を置くことを得しめること。

就學義務については前令と同じく、その猶豫、免除等の道を明細にし、家庭に於ける義務教育を認め

た。

小學校の設置に就ては一層細かに之を定め
經費に就ても町村負擔の費目などを示し、授業料に就ても輕減又は免除の場合を定めたりした。(授業料を物品又は勞力によりて納めることを許した等も面白い)。

三、其他の諸法規 明治二十四年中に新小學校令に伴なふ各種の法令を發布した。其の重なるもの、名稱だけを列擧すれば、

- 小學校設備準則 小學校祝日大祭日儀式規程 小學校補習科の教科目及修業年限 專修科徒弟學校
實業補習學校の教科目及修業年限規程 幼稚園圖書館盲啞學校其他小學校に類する各種學校及私
立小學校等に關する規則 小學校教員檢定等に關する規則 小學校長及教員職務及服務規則 小學
校長及教員懲戒處分並私立小學校長及教員業務停止及免許狀褫奪に關する規則 尋常師範學校附屬
小學校規程 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法 市町村立小學校長及教員名稱及待遇 教
科用圖書檢定條例など從來未着手であつた方面が着々として規程せられ、將來の基礎全く此の時に

確立したともいふべきである。

四、小學校の發達 本期の終り頃は戦後の自覺によりて著しき發達を見るに至つた。

年次	學 校 數	教 員 數	兒 童 數
明治十九年	二八、五五六	七九、九〇九	二、八〇二、六三九
全 廿六年	二三、九五八	六一、五四〇	三、三二六、九二三
全 廿九年	二六、八三三	七六、〇七一	三、八七七、一八一
全 卅一年	二六、八二四	六三、五六六	四、〇六二、四一八

幼 稚 園

一、幼稚園に關する規則 幼稚園に關しては二十三年の新小學校令に設置に關し簡單に定められたのが規程の初まりで、二十四年に至つて文部省は「幼稚園圖書館盲啞學校其他小學校ニ類スル各種校及私立小學校等ニ關スル規則」を定めた。右によれば

○保母は女子にして小學校教員の資格あるもの又は府縣知事の免許を與へたるものとし、其の他多くは小學校令を適用する態度であつた。

二、幼稚園の發達 本期の當初即明治十九年と本期の終り即三十一年とについて其の發達の狀況を比較すれば左の通りである。

年次	園 數	保 姆 數	幼 兒 數
明治十九年	三八	八三	二、五八五
全 三十一年	二二九	五八一	二〇、七四八

乙 本 縣 狀 況

小 學 校

一、概 說 本期は義務教育制が布かれた爲に就學督勵については餘程力を用ひてゐる。一面に獎勵法を取ると共に他面督責の道も細かに講じてゐる。即小學簡易科教員の檢定制を設けたり、假免許狀規程を定めて低度の正教員を造つたりしてゐる。

教員の待遇に就ては俸給に義務額の制が設けられたりして低下を防いでゐる。本期の俸給は初めは准教員の三圓から七圓まで正教員の七圓以上五十圓までの所であつたが、本期の終頃には准教員で四圓以上二十圓まで、八圓以上五十圓までとなつてゐる。年功加俸退隱料など給與方面の規程も此の期に創められてゐる。

教員の服務に關する方面に就ても緊張を加へて居るし、服制なども定められて、例の黒三線に三種の神器の徽章を附した帽子も此の期に定められたものである。

設備は縣としても常に留意し設備準則などを示して指導監督してゐるけれども、日清戦役などの爲に町村の事情の許さざるものあつて、外形内容未だ貧弱を免れなかつた。

高等小學校の設置は本期に於ける一進展であつて教育の普及上大いに効果を擧げてゐる。

但し内容方面に就て本期の實際状況を、當局者の視察報告等によつて見る時はまだ、幼稚極まる状態であつたことが首肯される。要するに本期の初等教育は法規方面に於て一大整頓をなした時であり、義務教育制が布かれて、前期までの様な寛大な取扱が一掃されて一段の向上と緊張とが加へられた時であつた。しかして内容の實際は未だ之に伴ひ得なかつたといふ程度のものであつた。

二、設置廢止校數位置等 明治十九年四月發布の小學校令には其の第二條に「小學校ノ設置區域及位

置ハ府縣知事縣令ノ定ムル所ニ據ル」としてある。之に従つて本縣では明治十九年八月、山鹿、山本、菊池、合志の四郡に就き、同十月其の他の郡區につき尋常小學校及高等小學校の設置區域及位置を一齊に縣令をもつて定めて居る。勿論其の一つ一つを擧げる邊も必要もないが、當期出發の情勢として尋常小學校の數と高等小學校の設置區域等を示して見よう。

○尋常小學校の部

郡區名	學區數	學校數	支校數	郡區名	學區數	學校數	支校數
熊本區	一	八	〇	熊託郡	二二	二四	一

託麻郡	宇土郡	玉名郡	阿蘇郡	上益城郡	下益城郡	八代郡	崇北郡
一〇	九	四一	二一	一九	一七	二一	一一
一〇	九	四四	二五	二二	二一	二四	一三
二	六	三四	四〇	二九	一五	一八	二一
球磨郡	天草郡	山鹿郡	山本郡	菊池郡	合志郡	計	計
一八	五二	一七	一八	一〇	一三	二九一	二九一
二二	七二	一七	一七	一〇	一三	三四三	三四三
一八	〇	一七	一五	一二	九	二二七	二二七

○高等小學校の部

關係町村	高等小學校名	所在地
山鹿郡全郡	山鹿山本小學校	山鹿郡山鹿町
山鹿郡全郡	山鹿山本小學校	山鹿郡山鹿町
菊池郡全郡	菊池合志小學校	菊池郡隈府町
合志郡全郡	合志小學校	合志郡隈府町
熊本區全區	熊本小學校	北千反畑町
熊田郡全郡	熊田託麻小學校	熊田郡春日村
宇土郡全郡	宇土小學校	宇土郡宇土町
玉名郡全郡	玉名小學校	玉名郡岩崎村
阿蘇郡全郡	阿蘇小學校	阿蘇郡岩崎村
上益城郡ノ内上川井野村	南郷支校	高宮郡森原町

高等	葦北小學校	葦北郡	道川内村	六〇	二〇	明治二十年八月十六日
全	濱村支校	全	濱村		全	二十年四月十五日
高等	上益城小學校	上益城郡	御船町字町園	八七	一〇	二十年八月十九日
高等	下益城小學校	下益城郡	隈庄町	七〇	五	全

備考 一、生徒数は設立願書に記載せる数を其儘掲記せるもの。

二、葦北郡濱村支校が本校より早く設立せられたるは如何のものかと思ふも今は其儘に留めおく。

尙本期に於ける設置廢止等に關する規程については、他に重要視すべきものは見常らない。

○廿五年に私立小學校設立者の資格について定むる所があつてゐる。

○同年に設置廢止の手續に關する細項を示したのがある。

○廿七年に補習科の設置申請手續を規程して訓令してゐる。

○廿八年に分教室設置に關する訓令が出てゐる。

これは當時分教室を亂設する狀況に對して注意したことである。つまり通學上の少しの不便、或は地方感情等によつて之を設置することが多きに過ぎた。實効を擧ぐるによくはない傾向だからといふので戒めたのである。

三、學科及課程

1. 小學校 小學校の學科及課程に就ては明治十九年文部省令第八號によつて示されてゐる。之に依つ

て本縣では明治二十年二月廿日縣令第十四號によつて規程を出してゐる。

右文部省令によれば

○小學校ノ學科及其程度 (明治十九年五月廿五日 文部省令第八號)

第一條 尋常小學校ノ修業年限ヲ四箇年トシ高等小學校ノ修業年限ヲ四箇年トス

第二條 尋常小學校ノ學科ハ修身讀書作文習字算術體操トス土地ノ狀況ニ因テハ圖畫唱歌ノ一科若クハ二科ヲ加フルコトヲ得

第三條 高等小學校ノ學科ハ修身讀書作文習字算術地理歴史理科圖畫唱歌体操裁縫^{兒女}トス土地ノ情況ニ因テハ英語農業手工商業ノ一科若クハ二科ヲ加フルコトヲ得

第四條 土地ノ情況ニ因テハ小學校ニ溫習科ヲ設ケ六ヶ月以上十二箇月以内兒童ヲシテ既習ノ學科ヲ溫習シ且之ヲ補修セシムルコトヲ得

但尋常小學校ニ於テハ修業年限ノ外高等小學校ニ於テハ修業年限ノ内ニテ之ヲ設クベシ

以下學級編制、授業時間數、學科程度等規程されてゐるが之を省く。而して本縣としては明治二十年

縣令第十四號として之に準じ規程を出してゐるのが左の様なものである。

○小學校ノ學科及其ノ課程實施方法 (明治二十九年二月廿日縣令)

第四條 小學校ノ學科及其ノ程度ノ配當ハ別表ニ依ル

第五條 高等小學校ニ於テハ土地ノ情況ニ因リ英語ノ一科ヲ加フベシ其程度ノ配當ハ別表朱書ノ通トス

第六條 土地ノ情況ニ因リ尋常小學校ニ圖畫、唱歌ノ一科若クハ二科、高等小學校ニ農業手工商業ノ一科若クハ二科ヲ加ヘントスル時ハ其ノ程度ノ配當ヲ具シテ知事ノ認可ヲ受クベシ

第七條 土地ノ情況ニ因リ尋常小學校ニ溫習科ヲ設ケントスルトキハ其ノ期限ヲ具シテ知事ノ認可ヲ受クベシ
(以下省略)

○尋常小學校及其程度配當表

學科	時每 數週	第一年	時每 數週	第二年	時每 數週	第三年	時每 數週	第四年
修身	一、三	簡易ノ事柄 日常ノ作法	一、三	前年ノ續	一、三	前年ノ續	一、三	前年ノ續
讀書	六	假名ノ單語、短句 簡易ナル漢字交リ 短句短文	六	簡易ノ漢字交リ	六	前年ノ續	六	前年ノ續
作文	二	假名ノ單語短句	三	簡易ノ漢字交リ文	五	簡易ノ漢字交リ文	五	簡易ノ漢字交リ文
習字	六	假名 日用文字、行書	六	日用文字、行書	六	日用文字、行書	六	日用文字、行書
算術	六	實物ノ計方、實物 ノ加減乘除 數學、算珠用法及 暗算	六	球算加法 減法及暗算	六	球算乘法 除法及暗算	六	球算雜題、度量衡 貨幣計算法及暗算
体操	六	遊戲	五	遊戲	三	徒手体操	三	徒手体操 啞鈴体操
通計	二七、三	六二七、三	六二七、三	六二七、三	六二七、三	六	六	六

○高等小學校及其程度配當表 表中△ヲ附シタル學科
ノ一欄ハ總テ朱書トス

學科	時每 數週	第一年	時每 數週	第二年	時每 數週	第三年	時每 數週	第四年
修身	一、三	簡易ノ事柄日常ノ 作法	一、三	前年ノ續	一、三	前年ノ續	一、三	前年ノ續
讀書	六	漢字交リ文	六	前年ノ續	六	前年ノ續	六	前年ノ續
作文	二	日用文字 日用書類 行書 楷書	二	前年ノ續	二	前年ノ續	二	前年ノ續
習字	二	日用文字 日用書類 行書 楷書	二	前年ノ續	二	前年ノ續	二	前年ノ續
算術	六	算術、算用數字、 命位記數、加法、 減法、乘法、除法、 雜題及暗算	六	筆算、簡易ノ分數 小數、比例及暗算	六	筆算、比例、利息 算及暗算、簿記ノ 概略	六	筆算、開平、開立 求積、雜題及暗算 簿記ノ概略
地理	二	學校近傍ノ地形 縣地理 本邦地理	二	本邦地理	二	地球ノ形狀 晝夜四季ノ原因、 及外國地理ノ名目等	二	前年ノ續
歷史	二	建國ノ体制、神武 天皇ノ即位、王朝 ノ政治等及其間ニ 在リシ忠良賢哲ノ 事蹟	二	藤原氏ノ專權攝府 ノ創立、北條氏ノ 執權等及其間ニ在 リシ忠良賢哲ノ事 蹟	二	足利氏ノ興亡、德 川氏ノ治蹟等及其 間ニ在リシ忠良賢 哲ノ事蹟	二	王政維新、外國交 通貿易ノ世態文物 人情風俗ノ變遷等 及其間ニ在リシ忠 良賢哲ノ事蹟
理科	二	果實、穀物、菜蔬 草木等、日月、星 雲、露、霜、雪、 霧、氷等	二	人體、禽獸虫魚等 雷、電、風雨、山 火、地震、潮汐及 積杆、滑車、天秤 時計等	二	金銀、銅鐵等 唯簡噴水、音響、 反響、寒暖計、晴 雨計、蒸氣器械等	二	眼鏡、色、虹、磁 石、電信機、燃燈 鑄、腐敗等
圖畫	二	自在畫	二	前年ノ續	二	前年ノ續	二	前年ノ續
唱歌	二	單音唱歌	二	前年ノ續	二	複音唱歌	二	前年ノ續

体操	三 輕体操 隊列運動	三 前年ノ續	三 前年ノ續	三 前年ノ續
裁縫	三 運針法、襦袢單物 等通常衣類ノ縫方	三 單物、袴、羽織等 通常衣服類ノ縫方 裁方及補綴方	三 前年ノ續	三 前年度續
英語 [△]	四 綴字附書取 習字	四 前年ノ續	四 讀書、習字、會 話、作文	四 前年ノ續
通計	三〇、三 女男	一一三〇、三 女男	一一三〇、三 女男	一一三〇、三 女男

裁縫ノ授業時間ハ習字、圖畫、体操ヨリ各一時ヲ取テ之ニ充ツヘシ又英語ヲ加フルトキハ其授業時間、第一年第二年ニ在リテハ讀書ヨリ二時算術ヨリ一時、地理、歴史ノ内ヨリ一時、第三年第四年ニ在リテハ讀書ヨリ三時、地理、歴史ノ内ヨリ一時ヲ取テ之ニ充ツヘシ

以上によつて明治十九年の改正につき考ふるに

- イ、以前、初中高の三等とし、初等科が三年、中等科が三年となつてゐたのに對し、今度尋常科を四年としたのは初等科三年で學校を退くものゝ多かつたのを尋常科四年まで即一年長く在學せしむるやうな事になつて自然最低度の教育を一年高めたやうな結果になつてゐる。
- ロ、加設科目の中本縣としては「土地ノ情况ニ因テハ英語科ヲ加フベシ」としたのは本科を餘程重んじたことが知られる。明治の初め頃から英語教育に注意したことなど、縁があるやうに思はれる。
- ハ、尋常科の圖畫、唱歌などがまだ加設科目の時代であるから餘程現在との間に隔たりを感ずる。

其の後明治二十年十一月に至つて尋常科の加設科目、圖畫唱歌の外に女兒の爲に裁縫の一科を増した
 翌廿一年四月高等科の隊列運動を兵式体操といふ名に改めたりしてゐる。

明治廿三年の改正

明治二十三年に至つて小學校令は大分改正せられた。小學校教育の本旨を明かに定めたのも此の時である。右改正の中、本項即ち學科及其の課程等に關する部を拾つて見ると

○

- 第二條 小學校ハ之ヲ分ツテ尋常小學校及高等小學校トス
- 第三條 尋常小學校ノ數科目ハ修身讀書作文習字算術体操トス土地ノ情况ニヨリ体操ヲ欠クコトヲ得、又日本地理日本歴史圖畫唱歌手工ノ一科目若クハ數科目ヲ加ヘ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得。
- 第四條 高等小學校ノ數科目ハ修身、讀書、作文、習字、算術、日本地理、日本歴史、外國地理、理科、圖畫、唱歌体操トス。女子ノタメニハ裁縫ヲ加フルモノトス
- 土地ノ情况ニ依リ外國地理、唱歌ノ一科目若クハ二科目ヲ缺クコトヲ得。又幾何ノ初步、外國語、農業、商業、手工ノ一科自若クハ數科目ヲ加フルコトヲ得
- 第五條 尋常小學校ノ數科目ハ高等小學校ノ數科目ト同一校ニ併セ置クコトヲ得
- 第六條 高等小學校ニ於テハ土地ノ情况ニ依リ農科、商科、工科ノ一科若クハ數科ノ專修科ヲ置クコトヲ得其專修科ハ正教科ニ併セ置キ又ハ之ニ代フルモノトス
- 第七條 尋常小學校又ハ高等小學校ニ補習科ヲ置クコトヲ得
- 第八條 尋常小學校ノ修業年限ハ三ヶ年又ハ四ヶ年トシ高等小學校ノ修業年限ハ三ヶ年又ハ四ヶ年トス

第九條 專修科補習科徒弟學校及實業補習學校ノ教科目及修業年限ハ文部大臣之ヲ定ム
 第十條 小學校ノ某教科目ハ文部大臣ノ定ムル所ノ規則ニ從ヒ之ヲ隨意科目トナシ又ハ之ヲ學習シ能ハザル兒童ニ課セザルコトヲ得

之に對して文部省は明治廿四年十一月「小學校教則大綱」を示してゐる。縣は更に之に準じて明治廿五年三月「小學校教則及每週教授時間」といふのを出してゐる。尙廿五年二月には「小學校令實施ニ關シ心得」といふのを出してゐる。之等について本項關係を見ること。

○尋常小學校の修業年限は四年を本體とし、單級學校に限り三ヶ年となすことを得と定めた。
 ○高等小學校の修業年限は成るべく四學年とし、二學年の高等小學校を設置せんとする如きものは寧ろ尋常科の補習科を設けたがよいと言つてゐる。

○小學校の教科目は成るべく加除しないこと。
 ○隨意科目はなるべく置かないこと。
 ○次に尋常科、高等科の各課程表を示して明治十九年の改正分と比較の資料としよう。

○尋常小學校教科課程表 (明治廿五年三月廿七日 縣令第廿七號ノ内)

修身	教科目		授時間	第一學年	每週授時間	第二學年	授時間	第三學年	授時間	第四學年
	年	目								
三	人道實踐ノ方法		三	同上	三	同上	三	同上	三	同上

計	教科目		授時間	第一學年	每週授時間	第二學年	授時間	第三學年	授時間	第四學年
	年	目								
二四	讀書	假名ノ短文ノ近易ナル漢字交リ	九	同上	八	同上	八	同上	八	同上
	作文	片假名平假名近易ナル漢字交リノ短文	五	同上	四	同上	四	同上	四	同上
	習字	二十以下ノ數ノ範圍ニ於ケル計ヘ方及加減乘除	四	同上	六	同上	六	同上	六	同上
	算術	百以下ノ數ノ範圍ニ於ケル計ヘ方及加減乘除	六	同上	六	同上	六	同上	六	同上
	体操	遊戯	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上
	地理	日本地理ノ大要		同上		同上		同上		同上
	歴史	日本地理ノ大要		同上		同上		同上		同上
	圖畫	諸線ノ練習 諸線ノ工夫畫		同上		同上		同上		同上
	唱歌	容易キ單音唱歌		同上		同上		同上		同上
	手工	簡易ナル細工		同上		同上		同上		同上
	裁縫			同上		同上		同上		同上
三〇				同上		同上		同上		同上
三〇				同上		同上		同上		同上
三〇				同上		同上		同上		同上

一、本表ハ修業年限四ヶ年ノ多數ノ學校ノ教科課程表ナリ故ニ修業年限三ヶ年ノ多級ノ學校ニ於テハ其修業年限ハ該

當スル各學年ノ課程ニ準シ之ヲ修了セシムヘシ
 一、甲乙兩學年ノ兒童ヲ合シテ編制シタル學級ニ於テハ二ケ年間ニ之ニ該當スル學年ノ課程ヲ修メシムヘシ
 一、單級學校ニ於テハ其修業年限ニ該當スル課程ニ準シ之ヲ修了セシムヘシ
 一、日本地理日本歴史、圖畫、唱歌、手工、裁縫ノ一科目若クハ數科目ヲ加フルトキハ其教授時間ハ便宜讀書以下ノ諸科目ニ就キテ每週六時以內ヲ減シテ之ニ充ツヘシ又体操ヲ缺クトキハ其教授時間ハ便宜他ノ教科目ニ加フヘシ
 前項ノ教授時間ヲ増減セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受クヘシ

○高等小學校教科課程

學年	教科目	授時間	
		每週	時間
第一學年	修身	二	人道實踐ノ方法
	讀書	六	漢字交リ文
	作文	二	漢字交リ文 日用書類
	習字	二	日用文字 日用書類
	算術	男五 女三	度量衡貨幣及時 刻ノ計算 通常ノ分數
	地理	二	郷土ノ地理 日本地理ノ大要
	歴史	二	郷土ニ關スル史談 國初ヨリ現時ニ至 ル迄ノ事歴ノ大要
第二學年	修身	二	同上
	讀書	六	同上
	作文	二	同上
	習字	二	同上
	算術	男五 女三	簡易ナル比例問題 通常分數及小數
	地理	二	日本地理ノ續 地球
	歴史	二	前學年ノ續
第三學年	修身	二	同上
	讀書	六	同上
	作文	二	同上
	習字	二	同上
	算術	男五 女三	比例問題 百分算
	地理	二	國初ヨリ現時ニ至 ルマデノ事歴
	歴史	二	外國地理ノ大要
第四學年	修身	二	同上
	讀書	六	同上
	作文	二	同上
	習字	二	同上
	算術	男五 女三	同上
	地理	二	補習
	歴史	二	前學年ノ續

學年	教科目	授時間	
		每週	時間
第一學年	理科	二	學校所在ノ地方ニ 於ケル植物動物礦 物及自然ノ現象
	圖畫	二	諸線ノ練習 線及、單形ノ工夫 寫生 簡易ナル形体ノ 臨畫
	唱歌	二	單音唱歌
	体操	男三 女二	男兵式体操 普通体操 女普通体操 若クハ遊戯
	裁縫	三	運針法、簡易ナル 衣服ノ縫方等
	幾何ノ 初歩	三	同上
	外國語		讀方譯解 習字書取
	農業		土壤水利肥料農具 耕種栽培養蠶養畜 等ノ中土地ニ緊要 ナル事項實習
	商業		商店會社賣買金融 運送保險等ニ關ス ル重要ナル事項
	手工		簡易ナル細工
第二學年	理科	二	同上
	圖畫	二	線及形ノ工夫 寫生 簡易ナル形体ノ 臨畫
	唱歌	二	同上
	体操	男三 女二	同上
	裁縫	三	通常ノ衣服ノ縫方 裁方及繕ヒ方
	幾何ノ 初歩	三	同上
	外國語		讀方譯解習字書取 及單ナル會話文法 及作文
	農業		同上
	商業		同上
	手工		同上
第三學年	理科	二	植物、動物ノ相互 及人生ニ對スル關 係通常ノ物理上及 化學上ノ現象、通 常機械ノ構造作用 人身ノ生理衛生ノ 大要
	圖畫	二	諸般ノ工夫 寫生 簡易ナル形体ノ 臨畫
	唱歌	二	同上
	体操	男三 女二	同上
	裁縫	三	同上
	幾何ノ 初歩	三	簡單ナル線角面 性質及種類
	外國語		同上
	農業		同上
	商業		同上
	手工		同上
第四學年	理科	二	同上
	圖畫	二	同上
	唱歌	二	同上
	体操	男三 女二	同上
	裁縫	三	同上
	幾何ノ 初歩	三	三角形ノ同形類形 及勾股弦ノ關係等
	外國語		同上
	農業		同上
	商業		同上
	手工		同上

一、本表ハ修業年限四ケ年ノ多級ノ學校ノ教科課程表ナリ故ニ修業年限二ケ年若クハ三ケ年ノ多級ノ學校ニ於テハ其修業年限ニ該當スル各學年ノ課程ニ準シ之ヲ修了セシムヘシ但修業年限二ケ年ノ學校ニ於テハ其第二學年ニ外國地理ノ大要ヲ加ヘ修業年限三ケ年ノ學校ニ於テハ其第三學年ニ日本地理ノ補習ヲ加フヘキモノトス

一、甲乙兩學年ノ兒童ヲ合シテ編制シタル學級ニ於テハ二ケ年間ニ之ニ該當スル學年ノ課程ヲ修メシムヘシ

一、單級ノ學校ニ於テハ其修業年限ニ該當スル學年ノ課程ニ準シ之ヲ修了セシムヘシ

一、算術科ニ於テハ女兒ノ修了スヘキ課程ハ男兒ニ比シテ一ケ年ニ該當スル課程以內ヲ下クルコトヲ得又尋常小學校ニ於テ珠算ノミヲ學ヒタル兒童ノ修了スヘキ課程ハ筆算ノミヲ學ヒタル兒童ニ比シテ一ケ年ニ該當スル課程以內ヲ下クルコトヲ得

一、幾何ノ初歩外國語農業商業手工ノ一科目若クハ數科目ヲ加フルトキハ其教授時間ハ讀書以下ノ諸教科目中ニ就キテ每週二時以內ヲ減シ或ハ每週教授時間ニ六時以內ヲ加ヘテ之ニ充ツヘシ又外國地理唱歌ノ一科目若クハ二科目ヲ缺クトキハ其教授時間ハ便宜他ノ教科目ニ加フヘシ

前項教授時間ヲ増減セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受クヘシ

右の中課程表について感ずる點を列擧すれば、

- 尋常三年からの兵式体操とはどんなことをやつたものか。
- 本縣で尋常科に實際地理歴史を加設してゐたかどうかは知り得ないが課程表の如くであつたら尋常三年あたりの地理歴史とは餘程漠たるものであつたらう。
- 圖書などは現在の自由畫等と比べて餘程理詰めで行つたやうである。
- 裁縫は今後とも三年から課したり四年から課したり屢々變へてゐるが此處では三年から課して

ゐる。

- 高等科についてはやはり圖書教育など大分趣を異にしてゐる。用器畫なども入れてゐる。
- 女子が裁縫などのために体操科を一時削減せられてゐるのも一寸眼につく。
- 嘗つて加へられてゐた高等科女兒のための家政科が姿を消したのなども考へさせられる。
- 幾何を三年から課する等も當時の高等小學が宛然地方郡部の最後の教育、現在の中高等教育位に高く見られてゐた情況なども察せられる。
- 加設科目として外國語が一角を占めてゐることも思想の反映と見るべきであらう。
- 手工なども教科として認められてはゐたものゝ實際加設した所があつたかどうか。
- 備考に女兒の算術の程度を男兒に比して一ケ年該當分位を引き下げることが認められたなどは事實問題として面白い。

尋常科で珠算ばかり學んで來た者に就ての取扱なども當時の尋常科の各種各様の姿が窺はれる。さて此の明治二十三年の小學校令改正に伴ふ本縣教育の實際は明治廿五年四月一日から施行されることになつたもので、以後本期間に於ては學科、課程方面には甚しき改正はなくして、次期の明治三十三年に及んだものである。

2. 小學校簡易科 明治十九年小學校令の第十五條に「土地ノ情況ニヨリテハ小學簡易科ヲ設ケテ尋常小學校ニ代用スルコトヲ得」とある。一律に四ケ年程度の尋常小學校を強いることの無理を考慮した結

果の特別方法である。本縣としても之が實施を必要とする地方もあつたやうである。縣としては之を認めて明治二十年三月之が教則を定めてゐる。無論小學校に準じて考へられてゐるのであるが、幾分簡易化されてゐる點を揚げて見ることにしよう。

○小學簡易科教則（明治二十年三月廿六日縣令第二十四號）

- 第一條 小學簡易科ノ修業年限ハ三ヶ年トス
- 第二條 小學簡易科ハ讀書作文習字算術トス
- 第三條 小學簡易科ノ學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第四條 小學簡易科ノ授業時間ハ毎週十八時毎日三時トス其始業終業ノ時限ハ便宜之ヲ定ムヘシ 但土地ノ情況ニ困リ稼穡閑隙ノ際ハ毎月四時乃至五時トシ稼穡繁忙ノ際ハ一時乃至二時ニ減スルコトヲ得又夜間ヲ以テ授業スルモ妨ケナシ
- 第五條 小學簡易科ノ休日ハ左ノ如シ
但土地ノ情況ニ因リテハ夏季ト冬季ノ休業ヲ繰替ヘ又夏季ハ休業セサルモ妨ケナシ
日曜日 大祭日 祝日 夏季（自八月一日至同月卅一日） 冬季（自十二月廿六日至翌年一月五日） 大試業後三日
- 第六條 小學簡易科ニ於テ兒童六十人以下ノ場合ハ學級ヲ分ツコトヲ得ス又其數百二十人ヲ超ルトキハ三學級ヲ設クヘシ
- 第七條 各學科ノ程度及其配當ハ別表ニ依ル
- 第八條 各學科授業ノ要旨ハ左ノ如シ

小學教育ノ目的ハ兒童ノ徳性ヲ涵養シ能力ヲ開發シ身体ヲ健康ニシ以テ他日業ヲ營ムノ資ヲ得セシムルニ在リ、故ニ教師ハ常ニ三者ノ併行ヲ圖リ苟クモ偏輕偏重アルヘカラス其徳性ヲ涵養スルノ修身、身体ヲ健康ニスルノ体操ハ一定ノ學科トシテ之ヲ設ケスト雖モ修身ハ教師躬自カラ言行ノ模範トナリテ諄々善ニ導キ常ニ好機ヲ求メテ其ノ心ヲ感化シ善ク之ヲ實踐セシメンコトヲ務ムヘシ体操ハ遊歩時間兒童遊戲ノ際之ヲ監督獎勵シ時々徒手体操ヲ行フハ勿論教室ニ在リテ休勢ヲ齊整ナラシムル等百方心ヲ用キンコトヲ要ス又各學科ヲ授クルヤ懇到周密專ラ意ヲ實地ノ應用ニ注キ苟クモ高尙迂遠ニ涉ルヘカラス（以下略）

本縣の實情としては大分此の簡易科を設置を望んだと見えて、明治二十三年の統計によると、尋常小學校四二〇に對し簡易科か二九〇となつてゐる。過渡期として四年修業の小學校には實施難が伴ふてゐたことがわかる。

明治二十二年七月の縣令で此の簡易科を漸次普通の尋常小學校に近づかしめやうとしてゐるのが面白い。即ち

- イ、土地の情況に因り一箇年の期限をもつて補習科を設くることを得として、實質上四年程度の尋常科と同様にし、
- ロ、授業時間を毎日四時以上とする時は修身科（一週一時）を加へ又土地の情況によつては体操科を加ふることを得として、修身体操を課する尋常小學校と同様になし、
- ハ、更に土地の情況によつては毎日二時より多からざる時間を増すことを得として尋常科の五時間と同じくした。

斯くて漸次に四年程度の尋常小學校に近づけて置いて、次の明治二十三年の小學校令大改正によつて此の簡易科といふのは法令から其の姿を消すことになつたのである。

本縣としては廿五年四月より實施することになつたので此の簡易科は明治廿四年までの一時的現象であつて、廿五年からは其の大部分は單級小學校といふ形に變つて行つた。

3. 補習科 明治十九年の小學校令には温習科といふものを設けることを得としてある。簡易科が消極的の融通策と見れば補習科は積極的の融通案である。尋常科高等科何れも六ヶ月乃至十二ヶ月の期間をもつて設置することを得るとしてあるから、地方の情況により更に積極的に其の教育を向上せしめようとする場合の方法である。

統計表等によつても其の設置狀況は掲げてゐないから此の機關が如何に活用されたかは明かでないが相當に施行されてゐたことであらう。

明治廿三年の小學校令改正によつて之までの温習科は補習科と改められた。廿四年十一月の文部省令による補習科の教科目と修業年限は

○尋常小學校の補習科の教科目は修身讀書作文習字算術とする。

土地の狀況により日本地理日本歴史理科圖書手工の一科目若くは教科目を加へ女兒のためには裁縫を加ふることを得とした。

○高等小學校の補習科の教科目は修身讀書作文習字及算術とし女兒の爲には裁縫を加へるとした。

尙土地の狀況に依り日本地理、日本歴史、外國地理、理科、圖書、幾何、外國語、農業、商業、

手工の一科目若くは教科目を加ふることを得とした。

○而して其の年限は何れも三ヶ年以内とした。

之を見ると明治十九年の温習科に比べて遙に進んだものである。本縣としては之に對し明治廿七年に至り其の設置願に關する取調條項などを指示してゐるが、それによると町村の財政方面に相當の調査を求めて居り、實際修學の見込狀況等についても確實な見込があるか無いかを徴して居り、無論學科及時間數などの規程も提出させてゐる。察するに獎勵はしたであらうが、基礎確實でなければ許可せぬ態度であつたらう。

尙其の授業時間に就ても縣令をもつて、

○尋常小學校補習科は三時間以上廿七時間以下とし、

○高等小學校補習科は三時間以上三十時間以下と定めてゐる。

斯くの如くして補習科の規程は漸次整ふて來た。地方の狀況としても漸次其の設置を見たやうである。殊に高等小學校の設置が少かつた當時としては尋常科卒業者が更に一步を進めんとするために尋常科の補習科設置を餘程必要としたであらう。

明治廿五年の學事年報には

「補習科ヲ尋常小學校ニ設置セシモノ其ノ數尠カラス是等ハ未タ著シキ効果ヲ觀ルニ至ラズト雖道路

ノ遠隔ニ支ヘラシ若クハ學資乏シキ等ニテ空シク高等小學校ニ入學シ得ザル者ノ爲ニハ頗ル便益ヲ與ヘリ」

としてある。

更に翌廿六年になると

○尋常科に修業年限二ヶ年のもの二十三校三ヶ年のもの三十校

○高等科に三ヶ年のもの一校

の設置を見たことになつてゐる。高等小學校に三ヶ年の補習科を施けるものは正に中學校又は高等女學校に近い内容を有し地方としては最高の教育機關の斑に列したわけである。

次いで廿八年になると補習科を置けるもの七十五校としてあるから其の内譯がわからないが前年に比して約倍加してゐる。更に翌廿九年に至つては八十二校に達してゐる。

4.裁縫專修科 又明治廿三年の改正小學校令には專修科といふものゝ設置を認め規程は文部大臣の定むる所としてある。但し當時文文省としては追々之を制定することゝして地方に於て其の必要なる場合は地方長官に於て定めて文部大臣の指揮を受けることゝした。

本縣では右につき明治廿七年九月一日之を規程してゐる。

○裁縫科專修科規程 (明治廿七年九月一日縣令第四十九號)

第一條 小學校ニ裁縫專修科ヲ設ケ尋常小學校ヲ卒業セシ女兒若クハ學齡ヲ過ギタル女兒ニ限リ入學セシムルコトヲ

得

土地ノ狀況ニ依リ裁縫科ノ外修身作法家事經濟ノ一科若クハ數科ヲ加フルコトヲ得

第二條 修業年限ハ三ヶ年以内教授時間ハ每週三十時以内トス

(第三條は設置に就ての規程、略)

而して此の裁縫專修科の設置狀況は明治廿八年に至つて漸く尋常科に設置せるもの一、高等科に設置せるもの一となつてゐるが、翌廿九年になつて尋常科の方へ五校、高等小學校の方に四校となつて漸次増加の形勢を示してゐる。本期末の三十一、二年頃の統計書類が見當らないので其の發展狀況を知ることを得ないのは遺憾である。

四、教科書

1.教科用圖書檢定條例 小學校の教科書に關する制度は、學制以來種々の變遷を経て今日に及んでゐる。最初は文部省に於て版刻したものを使用せしめたこともあつたが、其後地方の自由選擇に任せ、明治十二年十二月には伺出の上認可を要することとし、同十三年五月には文部省に開申せしめる制度に改め、同十六年七月には亦小學校の教科用圖書を選出し、又は變更せんとするときは文部省に伺ひ出づべきことゝされた。

明治十九年四月發布された小學校令に依ると、小學校の教科用圖書は、文部大臣の檢定済のものなれば、使用が出来ないことになつてゐる故に、教科用圖書檢定に關する左の規程が制定された。

○教科用圖書檢定條例 (明治十九年五月十日文部省令第七號)

檢定要領

- 第一條 小學校師範學校若クハ中學校ノ教科用ニ充ツルニ足ルト思考スル所ノ圖書ヲ有スルモノハ、文部省ニ願出テ其檢定ヲ請フコトヲ得
- 第二條 文部省ニ於テ檢査ノ上教科用ニ適スト認ムルトキハ、免許證ヲ下付シ之ヲ公告スヘシ
- 第三條 檢定ヲ經タル圖書ヲ教科用圖書トシテ用ヒ得ヘキ年限ハ、免許證下付ノ日附ヨリ起算シテ五箇年トス
- 第四條 前條ノ期限繼續ヲ請ハントスルモノハ其滿期前ニ於テ追願スルトキハ、更ニ檢査ノ上免許證ヲ下付スルコトアルベシ
- 第五條 第一條若クハ第四條ニヨリ檢定ヲ願出ルニハ著、譯、編者出版者連署ノ願書ト共ニ該圖書及其著述、譯述、編纂旨意書ヲ添ヘ之ニ左ノ手数料ヲ付シテ出スヘシ
- 一、小學校教科用圖書 金拾圓
 - 一、右追願 金參圓五拾錢
 - 一、師範學校教科用圖書 金貳拾圓
 - 一、中學校教科用圖書 金貳拾圓
 - 一、右追願 金七圓
- 第六條 圖書檢査ノ上特ニ教育ニ有益ナルモノト認ムルトキハ文部省ヨリ其著、譯、編者ニ賞狀ヲ與フルコトアルヘシ
- 第七條 免許證ヲ得タル後著譯編者或ハ出版者轉籍轉居シ又ハ氏名ヲ變換シタルトキハ二箇月以内ニ文部省ニ届出ヘシ
- 第八條 免許證ヲ有スル期限中其圖書ノ版權ヲ賣買シ若シクハ分版シタルトキハ二箇月以内ニ双方連署ノ上文部省ニ届出ヘシ

第九條 免許證ヲ毀損紛失シタル等ノトキハ其再渡ヲ願出ルコトヲ得

第十條 免許證ヲ有スル期限中ニ於テ該圖書ニ改正増補ヲナシ又ハ書名ヲ改メタルトキハ免許證ハ其効力ヲ失フモノトス

第十一條 無効ノ免許證ヲ使用シタルモノハ金貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス
第七條及第八條ノ届出ヲナサ、ルモノハ金壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

檢定手續

第十二條 教科用圖書檢定ニ關スル願書類ハ總テ出版者所在地地方廳ヲ經テ文部省ニ出スヘシ

第十三條 教科用圖書檢定ヲ願出ルトキハ第一號書式ニ據リ一種ノ圖書ニ付願書二通該圖書二部及其著述、譯述、編纂旨意書ニ第五條ノ手数料ヲ付シテ之ヲ出スヘシ其著述、譯述、編纂旨意書ハ明瞭ニ該圖書ノ要項ヲ記スヘシ

第十四條 第四條ニヨリ追願スルトキハ第二號樣式ニ據リ前條ノ手續ヲ經ヘシ

第十五條 第七條及第八條ノ場合ニ於テ届出ヲナストキハ免許證ノ番號日附及圖書名卷冊記號等ヲ記スヘシ。

第十六條 第九條ニヨリ免許證ノ再渡ヲ願出ルトキハ第三號書式ニ據リ其理由ヲ記シテ之ヲ出スヘシ

第十七條 免許證ヲ得タルモノハ出願本人ニ於テ第四號書式ニ據リ其書物ノ見返シ若クハ圖面ノ見易キ處ニ免許證ヲ有スル間ノ年限ヲ印スヘシ (第十八條及書式略ス)

右の條例は、明治二十年五月七日文部省令第二號を以て廢止し、新に「教科用圖書檢定規則」が制定せられたが文部大臣の檢定濟のもの、中から、府縣知事が採定することには變りはなかつた。

2. 教科用圖書採定方法 前項に於て述べたる教科書の採定方法は、各府縣區々にして、中には審査に

慎重を欠き採定宜しきを得ざる例もあつたので、文部省は左の規程を定め、全國其方法を一にし、教科書の審査採定を慎重ならしむることとした。

○公私立小學校教科用圖書採定方法 (明治二十年三月二十五日文部省訓令第三號)

- 第一條 北海道廳長官府縣知事ハ公私立小學校ノ教科用圖書ヲ新定又ハ更定セントスルトキハ其都度小學校教科用圖書審査委員ヲ設ケテ其事由ノ當否實施ノ時期等ヲ審議セシメ併セテ圖書ヲ採擇セシムヘシ
- 第二條 審査委員ハ左ノ諸員ヲ以テ組織スヘシ
 - 一 尋常師範學校長若クハ長補
 - 二 學務課員一名
 - 三 尋常師範學校教頭及附屬小學校上席訓導
 - 四 小學校教員三名
 - 五 該地方經濟上ノ情況ニ通スル者二名
- 第三條 北海道廳長官府縣知事ハ審査ニ係ル圖書ニ掲載スル所ノ事物ニ通スル教員等ヲシテ該圖書ノ採擇上ニ限り審査委員ト同一ノ資格ヲ以テ便宜之ニ參與セシムヘシ但一種類ノ圖書ニ付一名ニ限ル
- 第四條 審査委員ニ於テ審査上ニ關スル事項ヲ決定スルハ會議ニ依ルヘキモノトス
- 第五條 北海道廳長官府縣知事ハ審査委員中ニ就キ審査委員會議ノ議長ヲ命スヘシ
- 第六條 審査委員ハ自己及其親屬並其地方廳學務課員ノ著撰譯述編纂校閱及出版等ニ係ル圖書ヲ採擇スルコトヲ得サルモノトス但己ムヲ得サル場合ニ於テハ北海道廳長官府縣知事ニ其事情ヲ詳具シ認可ヲ經テ本文ノ例ニ依ラサルコトヲ得
- 第七條 審査委員ハ未タ文部大臣ノ檢定ヲ經サル圖書ト雖モ之ヲ採擇スルコトヲ得

但北海道廳長官府縣知事ハ本文ニ依リ採擇シタル圖書ヲ新定又ハ更定ノ圖書ニ充ントスルトキハ豫メ文部大臣ノ檢定ヲ經ヘシ

第八條 審某委員ニ於テ審査ヲ終ルトキハ其意見及會議ノ顛末ヲ具シ北海道廳長官府縣知事ニ申報スヘシ

第九條 北海道廳長官府縣知事ニ於テ教科用圖書ヲ新定又ハ更定スルニハ一學科ニ就キ數種ノ圖書ヲ取ルモ若クハ一種ノ圖書ニ限ルモ妨ナシ

第十條 北海道廳長官府縣知事ハ教科用圖書ノ新定又ハ更定ヲ公布スル二箇月前ニ於テ其事由實施ノ時期圖書ノ目錄及第八條審査委員ノ申報又第六條但書ノ場合ニ屬スル處分アルトキハ其事情ヲ具シ文部大臣ニ報告スヘシ。本縣に於ても、右の趣旨に則り夫々審査委員を任命し、教科書の審査に従事せしめた。

尙明治二十一年の頃、本縣小學校用教科書として採用された各學科の教科書を示せば次の通りである。

○小學校讀書科用書 (明治二十一年十月五日採定)

科別	書名	卷册記號	出版年月日	定價	著譯編者	出版者
高等	高等讀本	第一至八册	第一明治廿年九月十二日訂正再版 第二同廿年十二月一日訂正再版 第三同廿年十二月廿四日訂正再版 第四第五同廿年十月廿八日訂正再版 第六至第八同廿年十月廿八日訂正再版	金壹圓六拾錢	池永厚 西村正三郎	辻敬之
	高等普通讀本	一編上下至八册 四編上下	明治廿年九月九日訂正再版	金壹圓參拾貳錢	高橋熊太郎	小林八郎
小學	小學高等讀本	卷一上下至八册 卷四上下	明治廿年十二月廿八日訂正再版	金壹圓貳拾四錢	岡村曾太郎	坂上半七

歷史	地理	理科	算				作文			新撰作法書	小學修身鑑	
			易簡	等	高	常尋	小學	高等	小學			
校用日本歷史	校用地誌	新撰理科書	小學簡易科珠算書	講記教授本	筆算教授書	小學珠算書	小學作文全書	小學作文書	高等作文	漢字交リ文一至四書讀文一至四共八冊	新撰作法書	小學修身鑑
上中下 三冊	第一至第四四冊	一上至四上八冊	一至四 五冊	上中下 三冊	一至八 八冊	卷一至卷四四冊	一至十六 十六冊	第一至第四教授法共 五冊	四書讀文一至四共八冊	漢字交リ文一至四書讀文一至四共八冊	一至四 四冊	補卷一至卷十四十四冊 附錄掛圖廿二幅
明治廿一年七月廿四日訂正再版	第一第二明治廿九年九月十二日訂正再版 第三第四全廿一年二月十五日訂正再版	昭和廿年十二月廿八日訂正再版	明治廿一年三月十二日訂正再版	明治廿一年七月廿四日訂正再版	明治十一年八月十五日出版內卷八明治十年十月出版	明治廿年八月出版	至六明治十七年三月十九日校正 七至十六同十六年十二月廿五日校正	明治十九年八月十八日版權免許	漢字交リ文一二明治廿年五月廿日版權免許 全三四年七月廿一日版權免許 書讀文一至四全年九月十三日版權免許	明治廿二年二月八日版權免許附錄掛圖全 廿九年九月十一日印刷	明治十九年十二月廿二日版權免許	明治廿二年二月八日版權免許附錄掛圖全 廿九年九月十一日印刷
金八拾六錢	金八拾錢	金壹圓四拾錢	金五拾錢	金六拾錢	金壹圓	金八拾五錢						
山縣悌三郎	辻岡村敬之	高島勝次郎	太田忠恕	愛知信元	永峰秀樹	古川凹	文學社	三宅未吉	新野德次郎 狩野直次郎 伊藤直次郎 望月久知	岡村增太郎	吉田利行	右田喜久郎 附錄發行人 伊藤勘兵衛
山縣悌三郎	辻敬之	小林義則	白井練一	岡部要人	內藤傳右衛門	小林八郎	文學社	原亮三郎	辻敬之	小林義則		

修身	學科	科 易 簡			讀 常 尋			
		第一至第八讀本	簡易科讀本	簡易讀本	訂增八讀本	小學尋常讀本	日本讀本初歩	尋常小學讀本
修身講義錄	圖書名	卷一至卷六 六冊	卷一至卷六 六冊	卷一至卷六 六冊	各上下共 八冊	第一至第八八冊	第一至第二二冊 第一至第六六冊	全一至七 七冊
修身說話	卷冊記號	卷一至卷六 六冊	卷一至卷六 六冊	卷一至卷六 六冊	各上下共 八冊	第一至第八八冊	第一至第二二冊 第一至第六六冊	全一至七 七冊
明治廿二年二月廿二日版權免許	出版或版權免許年月日	明治廿一年二月廿二日校正再版	明治廿一年四月廿六日校正再版	明治廿一年六月廿九日校正再版	明治廿一年七月廿六日訂正再版	明治廿一年四月九日訂正再版	明治廿一年六月五日校正再版 明治廿一年八月九日校正再版 明治廿一年十一月十一日校正再版	初歩第一明治廿二年十二月一日校正再版 第二同廿一年六月五日校正再版 第三同廿一年八月九日校正再版 第四同廿一年十一月十一日校正再版 第五第六同廿一年十一月十一日校正再版
金壹圓四拾四錢	定價	金三拾五錢	金四拾九錢	金四拾壹錢五厘	金六拾錢	金六拾四錢	金六拾九錢	金五拾七錢
阿部弘藏	著譯編者	內田嘉一	安春之助	高橋熊太郎	北條亮	辻西村正三郎	新保繁次	文部省編纂局
原亮三郎	出版者	原亮三郎	長島爲一郎 卷一至卷六 安春之助	小林八郎	梅原龜門	辻敬之	原亮三郎	全上

○小學校教科書 (讀書科用書ヲ除ク) (明治二十二年四月二日採定)

農業	小學農業道し るべ	上中下 三冊	明治 廿年七月出版	金四拾四錢	小花 春吉	原 亮三郎
商業	小學 商業書	第一至 三冊	第一 明治廿一年十月八日訂正再版 第二 明治廿一年八月十四日出版 第三 明治廿一年十二月二十八日訂正再版	金四拾五錢	松田 好生	辻 敬之
手工	小學 手工篇	第一至 第三三冊	明治 廿三年四月五日出版	金五拾錢	瓜生 寅	辻 敬之
圖畫	小學大成普通 畫學本	第一至 第十二冊	明治 廿年四月五日出版	金九拾錢	守佳 周魚	水口龍之助
	學校用々器畫 法	幾何畫法ノ部 二冊 投影畫法ノ部 二冊 透視畫法ノ部 二冊 二冊共六冊	明治 廿一年九月卅日訂正再版	金壹圓五錢	西 教	前川源七郎
英語	ニユ ナヨナル 讀本	卷一 至卷三三冊				バル ンス 會社
	綴 字 書	一冊			ウエ ブ スタ ー	
裁縫	習 字 本	全 十二冊			スベ ン サ ー	
	普通裁縫教授 書	上卷中 卷下卷 三冊	明治 十三年五月五日版權免許		渡邊 辰五郎	渡邊 辰五郎
體操	普通裁縫算術 書	全 一冊	明治 十四年七月十八日版權免許		渡邊 辰五郎	渡邊 辰五郎 石川治兵衛
	普通體操法	全 一冊				文部 省
唱歌	步兵操典	第三 篇迄	明治 二十年五月廿六日出版			陸軍 省
	體操教範	全 一冊	明治 二十年十一月出版			陸軍 省
唱歌	小學遊戯法	上下 二冊	明治 十九年八月十六日版權免許	金九拾錢	相澤英二 許斐氏春	林 斧介
	唱歌集	初篇 至三編三冊				文部 省

3. 教科用圖書審査に關する規程の改正 前項に掲げた「公立小學校教科用圖書採定方法」は、明治二十四年十一月十七日文部省令第十四號を以て改正せられた。其主なる改正點を述べれば、從來の審査委員の學務課員を府縣官吏と改め、尋常師範學校教頭附屬小學校上席訓導各一名宛を師範學校教員二名と改め、該地方經濟上の情況に通ずる者二名を廢して、府縣參事會員二名と改められたこと尙從來は小學校教員三名であつたが今回之を五名に増加し教育實際家の意見を一層尊重したことが主な改正である。本縣に於ても、次の如き審査に關する細則を設けて審査せしめた。

○小學校教科用圖書審査ニ關スル細則 (明治二十五年四月八日 縣令第三十四號)

- 第一條 小學校教科用圖書審査委員ハ臨時之ヲ設クルモノトス。
- 第二條 審査委員中小學校教員ヨリ加ハルヘキモノ、數ハ五名トシ現任ノ市町村立小學校教員ニ就キテ之ヲ命ス。
- 第三條 圖書ノ審査ハ知事ニ於テ必要アリト認メタルトキ之ヲ行フモノトシ其審査スヘキ圖書ノ種類及審査期限等ハ豫メ審査委員長ニ示達ス。
- 第四條 審査上ニ關スル事項ヲ決定スルニハ審査委員七名以上出席セル會議ニ依ルヘシ。
- 第五條 審査會ハ其議決ニ依リ審査上參考ヲ要スルカ爲メ郡市ノ教育會ニ就キテ教科用ニ適當ナリト認ムル圖書ノ目錄等ヲ出サシムルコトヲ得。
- 第六條 審査會議ヲ開クトキハ審査委員長ニ於テ其場所及日時ヲ知事ニ申報スヘシ。
- 第七條 審査ヲ了リタルトキハ審査委員長ニ於テ會ノ意見書ニ圖書及目錄ヲ添ヘ會議ノ顛末ヲ詳具シテ知事ニ申報スヘシ。

尙教科用圖書は、教育の目的を達する上に於て極めて大切なもので、又經濟上重要なる關係を有することは言を俟たない。故に地方長官に於て小學校教科用圖書を、新定又は更定せんとする時は、前に述べた審査委員會の審査を行はしむる外、郡市教育會に諮問して適當な教科書の目録を提出せしめ審査委員の參考に供したこともあつた。

4. 修身教科書採定に關する訓令 明治二十三年十月長くも明治大帝が、教育に關する勅語を下し給ふてから、文教の局にあるものは之の御趣旨の徹底、道德、教育の振興に特に意を用ひた結果、小學校に於ける修身教科書の審査採定にも、一段の注意を拂ひ、明治二十五年十月二十日文部省訓令第八號を以て、「小學校修身教科書圖書ハ可成多數ノ圖書中ニ就キ最モ善良ナルモノヲ選擇スヘキ儀ニ付檢定濟ノ圖書多ク出ルヲ待チ明治二十七年四月以後ニ於テ之ヲ審査採定スヘシ」と訓令するに至つた。

本縣も亦、之の精神に則り多數の修身教科書中より慎重審査を遂げ、左の教科書を本縣小學校修身教科書として採定し、四月より實施する旨、明治二十八年二月五日縣令第十五號を以て告示した。

○小學校修身教科用書 (明治二十八年二月五日縣令第十五號ヲ以テ採定)

- 一尋常小學修身書 伯爵東久世通禧著 生徒用 四冊
國光社圖書部發兌 教師用 四冊
- 明治廿七年九月十三日訂正四版印刷
- 同 月十六日訂正四版發行
- 定價 生徒用卷一、卷二、各八錢卷三、卷四、各九錢 合參拾四錢
教師用卷一、卷二、各貳拾錢卷三、卷四、各廿二錢 合八拾四錢

一高等小學修身書 伯爵東久世通禧著 生徒用 四冊
國光社圖書部發兌 教師用 四冊

- 生徒用 明治廿七年九月十五日校訂三版印刷
月十八日校訂三版發行
- 定價 卷一、卷二、卷三、卷四、各拾錢 合四拾錢
- 教師用 明治廿七年九月十八日校訂四版印刷
月廿一日校訂四版發行
- 定價 卷一、卷二、卷三、卷四 各貳拾五錢 合壹圓

高等科女子修身科用書

一日本女訓 高田芳太郎編述 生徒用 四冊
金港堂書籍株式會社發行 教師用 四冊

- 生徒用卷一、卷四 明治廿七年二月十七日印刷
月廿一日訂正再版發行
- 同 卷二 明治廿六年十一月廿七日印刷
年同 月三十日發行
- 同 卷三 明治廿七年二月十七日印刷
年同 月二十日訂正再版發行
- 定價 卷一、卷二、卷三、卷四、各拾錢 合四拾錢

- 教師用 明治廿七年二月十七日印刷
月廿一日訂正再版發行
- 定價 卷一、卷二、卷三、各拾五錢 卷四、拾七錢 合六拾貳錢

五、休業式日等

休業の規程についても是まで幾變遷をして來てゐる。二十五年三月縣令によつて次の様に定められた

○小學校學年及休業日 (明治廿五年三月廿六日縣令第二十六號)

第一條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二條 年中休業日左ノ如シ

一、日曜日

一、神嘗祭

一、神武天皇祭

一、冬期休業

一、夏期休業 十五日

一、元始祭 十日

但夏期休業前後各十五日間ハ午前三時間ノ授トナ

一、孝明天皇祭

スコトヲ得

一、紀元節

一、秋季皇靈祭

一、春季皇靈祭

一、新嘗祭

一、學年末休業 三日

一、天長節

一、産土神社大祭日

第三條 土地ノ狀況ニ依リ便宜夏期休業ト冬期休業トヲ繰替ユルコトヲ得此場合ニ於テハ監督官廳ニ届出ツヘシ

第四條 第二條ニ掲クル休業日ノ外臨時休業ヲナサントスルトキハ其事由ヲ具シテ監督官廳ノ許可ヲ受クヘシ

夏期休業もこれまで八月一ヶ月休んだり半分であつたりしてゐたが、こゝでは又十五日間となつてゐる。冬期の十日も短かい。大試験後に三日と五日とかの休業もあつたりしたが、之には其れも無くなつて學年末休業として三日設けられてゐる。それが明治二十八年十二月に至つて又改正され夏期休業を三十日とすることになつた。而して其の前後各十五日間は三時間授業とすることになつてゐる。尙此の夏期休業日増加については内務部長から次の様な通牒が出てゐる。勿論その爲に休業期間を延

長したのではないけれども、休暇が單に晝寝や鰻釣で遊べといふ意味でないことは當時に於ては斯程に明瞭な解釋であつたのである。

○内務部長通牒

小學校教員ノタメ重要ナル學科ノ講習ヲナシテ新知識ヲ與フルハ教育ノ改良進歩上須要ナルハ勿論ノ義ニ有之殊ニ現今管内小學校ノ狀況ニ依レハ單級教授法及算術、教育學、管理法等ノ學科ヲ講習スルハ最モ必要ト存候就テハ今般縣令第八十五號ヲ以テ小學校ノ夏期休業日ヲ改正シテ三十日間トセラレ候ニ付可成右夏期休業中ニ於テ講習會ヲ開キ重要學科ノ講習ヲナサシムル様御計畫相成度此段御通牒候也

次に式日に關する本期間の規程を眺めて見よう。

式日の式目等については是まで詳細な規程をもつて指示したことはなかつたやうである。明治二十三年二月七日縣訓令をもつて三大節の式目を定めて示してゐる。當時世は思想混亂の際である。教育界は教育内容の根本的指針を渴望してゐる時である。憂國の士は國民の皇國意識に亀裂を生ぜんとしてゐるのを憂慮してゐた時である。之等の背景を念頭に於て此の三大節式目の制定などを考へて見ると當局の意の存するところを察するに難くない。特に其の全文を掲げて見よう。

三大節式目

(明治二十三年二月七日縣訓令)

○新年式

式場坐定リテ學校長又ハ首席教員起ツテ恭シク新禧萬祥帝國萬歲ヲ祝スル旨ヲ述ヘ一同敬禮シ新年ノ曲ヲ奏シテ新正ヲ祝ス

次ニ學校職員順次遙ニ宮城ニ向テ
天皇皇后兩陛下(聖影ヲ拜戴セル學校ニ於テハ其聖影)ヲ奉拜シ次ニ生徒一齊ニ奉拜シ直ニ君ガ代ノ曲ヲ奏シテ
兩陛下ノ聖壽萬歳ヲ奉祝ス

○紀元節式

式場坐定リテ學校長又ハ首席教員起テ恭シク日本帝國皇統一系ノ紀元節ヲ祝スル旨ヲ述ヘ一同敬禮シ紀元節ノ曲ヲ奏シテ

神武天皇ノ萬世一系ノ皇基ヲ定メ給ヒタル偉徳ヲ奉頌ス

次ニ學校職員順次遙ニ畝傍山陵ニ向テ

神武天皇ヲ奉拜シ次ニ生徒一齊ニ奉拜ス

次ニ學校職員順次遙ニ宮城ニ向テ

天皇皇后兩陛下(聖影ヲ拜戴セル學校ニ於テハ其聖影)ヲ奉拜シ

次ニ生徒一齊ニ奉拜シ直ニ君ガ代ノ曲ヲ奏シテ

兩陛下ノ聖壽萬歳ヲ奉祝ス

○天長節式

式場坐定リテ學校長又ハ首席教員起テ恭シク天長節ヲ賀スル旨ヲ述ベ一同敬禮シ次ニ學校職員順次遙ニ宮城ニ向テ

天皇陛下(聖影ヲ拜戴セル學校ニ於テハ其聖影)ヲ奉拜シ次ニ生徒一齊ニ奉拜シ直ニ天長節ノ曲ヲ奏シテ

天皇陛下ノ盛徳大業ヲ奉頌ス

次ニ君ガ代ノ曲ヲ奏シテ

天皇皇后兩陛下ノ聖壽萬歳ヲ奉祝ス

○凡例

- 一、凡テ臨場ノ順序ハ豫定ノ時刻ニ登校シ受持教員又ハ豫定ノ指揮員生徒ヲ導キテ式場ニ入ル次テ學校職員一同臨場ス、退場ノ時亦臨場ノ時ノ順序ニ準ス
- 一、凡テ式場ハ清潔ニシテ祝賀式ヲ行フヘキ裝置ヲナス但裝置ノ模様ハ虚飾ヲ避ケ森嚴ヲ主トシテ各地適應ニ定ムルモノトス
- 一、凡テ奉拜ハ兩手ヲ垂レ概ネ二十五度ノ角度ニテ躰ノ上部ヲ前方ニ屈ス但室外ニ壇場ヲ設ケテ舉行スル等ノ場合ニ於テ帽ヲ冠リタルトキハ右手ニテ帽ヲ脱シテ前段ノ禮法ヲナスモノトス
- 一、唱歌未設ノ學校ニ於テハ奏樂ヲ缺クコトヲ得

それが明治二十五年に至つて別に儀式次第心得といふのが出来て前の訓令は自然消滅となつた。その二十五年の儀式次第心得は文部省の省令による儀式規程に従ひ其の儀式次第等につき一層具体的に定めたものである。その内容は次の通りである。

○小學校祝日大祭日儀式次第心得 (明治廿五年二月廿五日縣令第十一號)

第一條 祝日大祭日儀式ノ次第左ノ如シ

一 式ニ先タチテ

天皇陛下及

皇后陛下ノ御影ヲ壇上ニ奉安シ清淨ナル帳ヲ設ケ別ニ教育ニ關スル 勅語ノ謄本ヲ安置シ 御影ハ職員

- 一名之ヲ奉護ス 但未タ御影ヲ拜戴セサル學校ニ於テハ凡テ之ニ關スル儀式ヲ省クヘキハ勿論トス
- 二、豫定ノ時刻到レハ教員先ツ生徒ヲ率キテ式場ニ入ル
- 三、學校長參列者ヲ導キテ參場シ一同便宜左右ニ整列ス
- 四、學校長起テ其式ヲ始ムル旨ヲ述フ此時一同敬禮ス
- 五、學校長起テ恭シク 御影ノ帳ヲ開ク
- 六、一同 御影ニ對シ奉リテ最敬禮ヲ行フ
- 七、一同

天皇陛下及

皇后陛下ノ萬歲ヲ奉祝ス

- 八、學校長恭シク教育ニ關スル 勅語ヲ奉讀ス
 - 九、學校長恭シク教育ニ關スル 勅語ニ基キ 聖意ノ在ル所ヲ誨告シ又ハ其式日ニ相應スル演說ヲ爲ス
 - 十、學校長教員生徒其式日ニ相應スル唱歌ヲ合唱ス
 - 十一、一同御影ニ對シ奉リテ最敬禮ヲ行フ
 - 十二、學校長起テ恭シク 御影ヲ覆フ
 - 十三、學校長儀式終リシ旨ヲ述フ一同敬禮シテ退場ス但生徒ハ最後ニ退場セシムヘク又職員一名ハ留リテ 御影ヲ奉護スヘシ
- 第三條 孝明天皇祭春季皇靈祭神武天皇祭秋季皇靈祭ノ儀式ニ於テハ前條第九款及第十款ノ儀式ヲ行ヒ一月一日ノ儀式ニ於テハ同第八款及第九款ヲ省クヘキハ勿論トス
- 第三條 祝日大祭日ノ儀式ニ關スル心得左ノ如シ
- 一、式日ニハ校門又ハ玄関ニ國旗ヲ掲クル等學校全体ノ裝置ニ注意スヘシ

- 二、式場ハ清潔ニシテ又儀式ニ相應スル裝置ヲ爲スヘシ其裝置ハ虚飾ヲ避ケテ森嚴ヲ主トスヘシ
 - 三、凡テ式場ニ參列スル者(生徒ヲ除ク)ハ燕尾服若クハフロックコート羽織袴ヲ着川スルヲ要ス但服制アル者ハ其制服ヲ用キルモ妨ケナシ
 - 四、最敬禮ハ帽ヲ脱シ休ヲ前方ニ屈シ手ヲ膝ニ當テ、敬意ヲ表シ其他ノ敬禮ハ帽ヲ脱シ少シク休ヲ前方ニ傾ケ手ヲ垂レテ敬意ヲ表スルモノトス
 - 五、紀元節孝明天皇祭神武天皇祭神嘗祭ノ儀式日ニ於テ各本儀ヲ終リタル後御陵ヲ遙拜スルハ適宜トス
 - 六、儀式參觀者ノ席ハ式場便宜ノ所ニ豫メ一定シ置タヘシ
 - 七、生徒ニ茶菓等ヲ與フルコトアルトキハ儀式ノ終リタル後ニ於テ之ヲ爲スヘシ
- 更に明治二十四年十月文部省は祝日大祭日に用ふる小學校の唱歌の歌詞學譜については文部大臣の認可を経たもの若しくは文部省撰定のものに限るべきことを訓令してゐる。
- 右に依つて翌二十五年三月十日縣は訓令を發して同様の警告を發してゐる。而して其の三月十二日次の様な告示をしてゐる。

○告示第三十號 (明治廿五年三月十二日)

祝日大祭日ノ儀式ニ用ヒテ差支ナキ唱歌用ノ歌詞及樂譜左ノ如シ

但シ「君カ代」ノ初春ハ一月一日ニ「天津日嗣」ハ元始祭日及神武天皇祭日ニ「紀元節」ハ紀元節ニ「瑞穂」ハ新嘗祭日ニ又「瑞穂」歌詞中新嘗ノ新ヲ神ト修正シテ神嘗祭日ニ「天長節」我大君」ハ天長節ニ其他ハ適宜ニ用ヒテ妨ケナシ

歌 曲 書 目

我 大 君

文部省音樂取調掛編纂

幼稚園唱歌集

君が代	文部省音楽取調掛編纂	小學	唱歌集 初編
天津日嗣	文部省音楽取調掛編纂	小學	唱歌集 第二編
榮ゆく御代	文部省音楽取調掛編纂	小學	唱歌集 第二編
五日の風	文部省音楽取調掛編纂	小學	唱歌集 第二編
大平の曲	文部省音楽取調掛編纂	小學	唱歌集 第二編
祝へ吾君を	文部省音楽取調掛編纂	小學	唱歌集 第三編
瑞穂	文部省音楽取調掛編纂	小學	唱歌集 第三編
治る御代	文部省音楽取調掛編纂	小學	唱歌集 第三編
君が代の初春	東京音楽學校編纂	中學	唱歌集
紀元節	東京音楽學校編纂	中學	唱歌集
天長節	東京音楽學校編纂	中學	唱歌集
君が代	東京音楽學校編纂	中學	唱歌集

六、設備一般

明治二十四年四月文部省は學校令に基づいて「小學校設備準則」を出してゐる。而しそれはあまりに煩瑣冗漫のためか同年十一月に至り之を改正してゐる。それは校地、校舍、校具、体操場の四項に亘つて設備上準すべき方針程度を教へたものである。而してそれには周到懇切な説明書が添へてある。次に之を掲げて見よう。

○小學校設備準則 (明治廿四年十一月十七日文部省令第十五號)

第一條 校地ハ道徳上並衛生上ニ害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ撰フヘシ

第二條 校舍ハ學校ノ種類學級ノ編制兒童ノ數等ニ應シ之ニ必須ナル教室教員室ヲ備フヘシ。土地ノ情況ニ依リ便宜學校長若クハ教員ノ住宅ヲ設クヘシ

ニシテ便宜ノ地ニ相當ノ建物アルトキハ之ヲ校舍ニ充用スヘシ

校舍ノ建築ハ主トシテ學校經濟ニ注意シ授業上管理上衛生上等ノ便ヲ圖リ務メテ外觀ノ虚飾ヲ去リ質朴堅牢土地ノ民度ニ適合シタルモノタルヘシ

第三條 校具ハ學校ノ種類學級ノ編制兒童ノ數等ニ應シ之ニ必須ナルモノヲ備フヘシ

第四條 体操場ハ危險ノ虞ナキ場所ヲ撰フヘシ

說明

本年四月文部省令第二號ヲ以テ制定シタル小學校設備準則ハ頗ル周密ニシテ其希望スル所設備ノ完全ヲ求ムルニ在リ又都鄙貧富ノ別ヲ酌量スルノ精神ニ乏シキカ故ニ實際ノ情況ト民力ノ程度トニ適セス強テ之ヲ實行セントスレハ一方ニハ土地ニ不相當ナル設備ヲナシ一方ニハ費用ヲ増加セントスルノ傾アリ今ヤ小學校令施行ニ要スル諸規則ヲ發シ學政上ノ施設其端ヲ更メントスルニ際シ教育ノ改良ヲ圖リ就學ヲ増加セシメントスルニハ大ニ學校經濟ニ注意シ十分ニ節約ヲ加フルモ尙且費用ノ増加セントコトヲ恐ル苟モ法令ヲ以テ設備ノ完全ナランコトヲ希望センカ異日教育費ハ大ニ増加シ學政施設上障礙ヲ生スルニ至ルヘシ是レ今日ニ在リテ本則ヲ改正シテ節約ノモノトナシ都鄙貧富ノ度ニ應シテ適當ナル設備ヲナサシムルコトニ改ムルノ己ムヘカラサル所以ナリ

抑モ教育ノ普及ヲ圖リ道徳教育及國民教育ノ基礎ヲ固クセントスルノ道ハ善良ナル教員ヲ任用スルニ

在リ而シテ善良ナル教員ヲ任用セントスルニハ其待遇ヲ厚クシ其俸給ヲ饒カニスルニアラサレハ到底其人ヲ得ルコト能ハス加之教員ノ退隱料ナリ遺族ノ扶助料ナリ學務委員ノ諸費ナリ新法令ノ施行ニ隨伴シテ増加スル費用モ亦尠少ナリトセス此ノ如ク教育上必須避クヘカラサルノ費用アリテ之ヲ支辨セサルヘカラサルニ尙且學校ノ設備ヲモ併セテ一齋ニ完全ナラシメントスルハ國度民情ニ照ラシテ到底之ヲ實行シ能ハサルヘシ

サレハ校舍ノ如キハ相當ノ建物アリテ教授上ニ差支ナキモノハ之ヲ充用セシメテ必シモ新ニ建築ヲナサシメス而シテ若シ其建築ヲ要スルニ當リテハ務メテ外觀ノ虚飾ヲ去リテ宜シク其土地ノ民度ニ適應セシメンコトニ注意スヘキナリ

學校ノ設備ハ地方ノ情况ト民力ノ進否トヲ考ヘテ其度ヲ超エシメス十分ニ節約ヲ加フヘキハ勿論ナリト雖モ學校長若クハ教員ノ住宅ヲ設クルハ教育上最モ必要ノ事トス此事タルヤ教員ヲシテ學校ヲ愛スルノ念ヲ深クシ懇篤ニ教育ヲナシ訓練ヲ施サシムルノ便益アルモノナレハ漸次治ク行ハル、ニ至ランコトヲ務ムヘキナリ

之ヲ要スルニ將來新法令ヲ施行シ教育ノ普及ヲ圖リ道德教育及國民教育ノ實果ヲ得ントスルニハ今ヨリ就學ヲ増加セシメサルヘカラスト雖モ其教育費ノ如キハ大ニ増加セサランコトヲ務メ成ルヘク少キ費用ヲ以テ教育ノ實効ヲ擧ケンコトヲ期セサルヘカラスト本則ノ改正モ亦此要旨ニ出テタルニ外ナラサルナリ

此の説明によつて文部省が小學校令改正による諸般の施設が一齊に着手されつゝある今日、校舍設備等に多大の經費を要することを怖れて如何にも消極的に指示した意中が見えてゐる。

本縣としては翌二十五年縣令をもつて小學校設備規則を出してゐる。勿論右文部省令及其の説明の趣旨を充分酌んだものである。此の設備規則は以後殆ど本期全体を貫いて活きたものであるから、當時の設備方面を知るに恰好の材料である。次に之を示さう。

○小學校設備規則 (明治廿五年二月廿六日縣令第十二號)

第一條 校地ハ道德上及衛生上ニ害ナクシテ兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選ヒ且成ルヘク喧鬧ニシテ授業ニ妨ケアル場所危險ノ虞アル場所等ヲ避クヘシ

第二條 校地ノ坪數ハ校舍建坪數ノ外体操場又ハ遊戯場ノ餘地アルヲ要ス

第三條 校地ニハ適宜ニ樹木ヲ植エ境界ニハ成ルヘク柵柵等ヲ設クヘシ

第四條 校舍ハ學校ノ種類學級ノ編制及兒童ノ員數ニ應ジ之ニ必須ナル教室、教員室及生徒控所等ヲ備フヘシ

第五條 校舍ノ建築ハ主トシテ學校經濟ニ注意シ専ラ授業上管理上及衛生上等ノ便ヲ圖リ務メテ外觀ノ虚飾ヲ去リ

土地ノ民度ニ適合センコトヲ要ス其構造法ハ概ネ左ノ各項ニ準スヘシ

一、校舍ハ成ルヘク東西ニ長ク南北ニ短キヲ要ス

二、校舍ハ成ルヘク平屋造ニスルヲ要ス

三、教室ハ光線ノ注射空氣ノ流通ニ便ナルヲ要ス

四、校舍ニ階造ナルトキハ教員室ハ階下ニ置クヲ要ス

- 五、便所ハ成ルヘク教室及飲料水用ノ井戸水道等ト隔離スルヲ要ス
- 第六條 土地ノ情况ニ由リ便宜學校長若クハ教員ノ住宅ヲ設クヘシ
- 第七條 便宜ノ地ニ相當ノ建物アルトキハ之ヲ校舍又ハ學校長若クハ教員ノ住宅ニ充用スヘシ
- 第八條 飲料水用ノ井戸及水道ハ汚物ノ浸入セサル構造ヲナシ水汲場ハ危險ノ虞ナキ設ヲナスヘシ
- 第九條 校具ハ學校ノ種類學級ノ編制及兒童ノ員數等ニ應ジ之ニ必須ナル教科用圖書參考用圖書教授用器械教務用器具及其他ノ備付品等ヲ備フヘシ
- 第十條 体操場ハ成ルヘク校舍ニ傍フテ危險ノ虞ナキ場所ヲ選ビ農業練習場ハ成ルヘク校舍ニ遠カラサル場所ヲ選フヘシ

此の頃から校長教員の住宅設置を奨励してゐたことはありがたい。併し設備規則としては極めて一般的のことで特に學理的に教示したといふ程の内容は持たないやうである。

斯くて明治廿九年には校舍建築に關し一つの標準を示すまでに進んで來た。それは餘程詳細なもので當時の建築について或る程度の理想を示すものである。参考に掲げて見よう。

○縣訓令甲第二五號

明治廿九年四月十五日

郡 市 役 所
町 村 役 場

小學校ノ構造ハ生徒ノ衛生上ニ關係ヲ有スルニ付最モ注意セサル可カラズ然ルニ之ヲ新築スルニ方リ或ハ教室ノ廣狹其度ヲ失シ或ハ採光通風其宜ヲ得サルモノ等往々有之候ニ付小學校建築標準左ノ通相定候條自今校舍ヲ建築セントスルトキハ該標準ニ依リ設計候様取計フヘシ

小學校建築標準

校 舍

- 一、校舍ハ敷地ノ北方ニ建ツルヲ良トス若シ北ニ建テ難キトキハ西北方ニ建ツルヲ要ス
- 二、校舍ハ長方形ニシテ南向ハシムヘシ、數棟ノ校舍ヲ要スルモノハ四間乃至五間ヲ距テ、同形ノモノヲ駢列シ凹字形回字形眩股形等ハ之ヲ避クルヲ要ス
- 三、校舍ノ床下ハ二尺ヨリ低クスヘカラス卑濕ノ地ニ在テハ三尺ヨリ低クスヘカラス且少クモ三間毎ニ二箇ノ風窓ヲ設クルヲ要ス
- 四、校舍ノ床ハ二重張トスルヲ良トス
- 五、体操室ヲ設クルトキハ他ノ教室ト接近セシムヘカラス

教 室

- 一、教室ハ長方形ニシテ幅四間長六間(生徒百人ヲ容ルモノニ足ルモノ)ヲ限トスヘシ但百人未滿ノ生徒ヲ容ル、モノハ之ニ準シテ其坪數ヲ減スヘシ
- 二、窓ハ床面ヲ距ルコト二尺五寸乃至三尺ノ所ヨリ左右ノ兩端各三尺乃至六尺ヲ省キテ之ヲ設ケ高四尺幅三尺五寸乃至六尺五寸ノ二枚引違ヒ障子トシ、窓上ノ天井ニ接スル所ニ引違ヒ或ハ回轉欄間ヲ設ケ窓下ノ床面ニ接スル所ニ幅三尺高一尺ノ引違窓ヲ每室二三個設クヘシ窓ヲ硝子張トスルトキハ灰色ノ窓掛ヲ設ケ若シ設ケ難キトキハ之ニ紙ヲ貼付スヘシ
- 窓ノ面積ハ其室面積ノ四分ノ一ニ下サルヲ要ス
- 三、光線ハ生徒ノ左方ヨリ採ルヲ良トス、若シ左方ヨリノミ採リ難キトキハ左右兩方ヨリ採リ其前面ヨリ採ルヘカラス

- 四、二階造ノ校舍ハ階子ヲ二箇所以上ヲ設ケ其幅ハ五尺以上踏板ノ幅八寸以上各段ノ高サ四寸乃至五寸トシ生徒ノ身長ニ應シテ之ヲ摺ミテ昇降スルヲ得ルヲ度トス）手欄ヲ設クヘシ
- 五、廊下ハ室外ニ設ケ其幅ハ六尺以上トスルヲ要ス
- 六、内壁ハ灰色ヲ良トシ薄綠色、薄藍色トスルモ亦可ナリ
- 七、天井ハ床面ヨリ九尺以上トシ低キモ八尺ヨリ下ルヘカラス

出入口

- 一、玄関ヲ設クルトキハ直ニ教室ニ出入セサル様ナスヲ要ス
- 二、生徒ノ出入口ハ恒風ノ向ヲ避ケ且其口ノ廣サハ六尺以上トシ其内ニ下駄置場、雨具置場等ヲ設クルヲ要ス
- 三、土間ヨリ室内ヘノ上り段ハ木ヲ用ヒ切石等ヲ用フヘカラス

便所

- 一、便所ハ校舍ト相距ルコト三間以上ニシテ成ルヘク日光ノ射サ、ル所風ノ吹當ラサル所ニ設ケ其周圍ニハ松杉等ノ常緑樹ヲ植ユルヲ良トス
- 二、便所ハ教師及男女生徒ヲ異ニシ且其上部ニ窓ヲ設クルヲ要ス
- 三、男生小便所ハ一人宛ノ仕切板ヲ付シ踏石ヨリ二尺五寸乃至三尺ノ所ニ手欄ヲ設クルヲ要ス
- 四、生徒百人ニ付男ハ大便所三箇小便所四箇女ハ便所五箇ヨリ減スヘカラス

次いで明治三十一年に至つて明治二十五年の「小學校設備規則」は改正せられた。日清戦争後我が國民の自覺大いに強きものあり、縣民の元氣も亦次第に積極的に進んで來たのであらう。尙其の改正の理由として掲げられたものによれば當時本縣は豊作相續いて縣民の資力も相當増されてゐたとしてある。

参考のために掲げて見よう。

○改正の理由

本縣小學教育ノ實質ハ稍進歩ノ好況ヲ呈スルモ其設備ニ至ツテハ他府縣ニ比シ頗ル下位ニ班ス此レ質素ヲ尊フノ弊終ニ不完備ヲモ厭ハサルニ至リシモノ、如シ然レトモ近時設備ヲ整フルノ必要ヲ認ムルノ傾向アルニ至リ殊ニ頻年農家豊穰ノ天幸ヲ得ルヲ以テ今ニ於テ設備ヲ整ヘシムルハ最モ好時機ナルニ依リ本案設備改正規則ヲ發シ之カ勵行ヲナスハ小學教育ノ改良進歩上肝要ト認ム

本案ハ實際施行ニ差支ナカラシメンコトヲ期スル爲郡視學郡書記ニ諮問セラレシ所ノ意見ヲ取捨折衷シテ之カ取調ヲナセリ

右の中、其の設備に至つては他府縣に比し頗る下位に班するなどいふことは、やはり昔もさうであつたかど歎きたくなる。而も「質素ヲ尊ブノ弊終ニ不完備ヲモ厭ハサルニ至リシモノ、如シ」といふ所は如何にも本縣民の欠點を捉へた感がある。此の豊年續きの際にうんと設備をよくしようといふのはよく時機を見たやり方であるといはねばならぬ。更に慎重なことは郡視學、郡書記に諮問の結果無理のない程度を睨つたといふことである。

斯くして明治三十一年六月廿二日に發布せられ、三十二年四月一日から施行するといふことになつた愈々其の四月から施行されてゐたところが間もなく、同年七月に至つて文部省の設備準則が改正せられた。そこで本縣としても直に之に準じて再改正を行ふこととなつた。それで三十一年の改正は之れを略して直に明治三十二年の改正を掲げて見よう。明治廿五年の制定に比し遙に具体的である。従つて、そ

れだけ學理に徴し、經驗に稽へた結果であらう。勿論文部省の示した準則を大部分取入れてあるから、文部省の方針も併せ窺ふことが出来る。

○小學校設備規則 (明治三十二年八月十六日縣令第四十一號)

第一條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ開豁乾燥シテ衛生ニ適シ且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ撰ビ道德上嫌疑スヘキ場所喧鬧ニシテ授業ニ妨ケアル場所及危險ノ虞アル場所ヲ避クヘシ

第二條 体操場又ハ遊戯場ハ方形若クハ之ニ類スル形状ニシテ成ルヘク校舎ノ南方又ハ東方ニ設ケ其面積ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

一、尋常小學校ニ於テハ生徒百名未満ハ百坪以上トシ生徒百名以上ハ一名ニ付一坪以上ノ割合トス
二、高等小學校ニ於テハ生徒百名未満ハ百五十坪以上トシ生徒百名以上ハ一名ニ付一坪半以上ノ割合トス
第三條 校舎ノ建築ハ授業上管理上衛生上ノ便ヲ圖リ質朴堅牢ナルコトヲ要ス其構造上ニ就キテハ學校長若クハ教員ノ意見ヲ聞クヘシ 校舎ヲ新築スルニ方リテハ現在就學兒童數ノ外將來増加スヘキ生徒ノ員數ヲ見積リ計畫ヲ爲スヲ要ス但場合ニヨリ現在就學兒童ノ數ヲ標準トシ將來ニ於テ増築ヲナスニ便宜ナル計畫ヲ爲スモ妨ケナシ

第四條 校舎ハ成ルヘク平造トシ若シ二階造トナストキハ幼年生ノ教室並ニ教員室ヲ階下ニ置クヲ要ス

第五條 天皇陛下及

皇后陛下ノ御影並ニ教育ニ關スル 勅語謄本ヲ奉置スヘキ場所ハ之ヲ一定シ其裝置ハ極テ壯嚴ナルヲ要ス
第六條 校舎ハ各學級ニ應スル通常教室及教員室ヲ設クヘシ又便所生徒ノ帽傘履物等ヲ置クヘキ場所ヲ備フベシ
前項ノ外唱歌裁縫手工農業等ヲ課スル學校ニ於テハ便宜特別教室ヲ設ケ又必要アル場合ニ於テハ講堂生徒控所、雨中体操場、宿直室、湯呑所小使室物置等ヲ設クヘシ

第七條 教室ノ構造ハ左ノ各項ニ據ルベシ

多級學校ノ教室ハ幅三間以上四間以下長四間以上五間以下單級學校ノ教室ハ幅及長各四間以上五間以下ヲ常例トシ其大サハ生徒四人ニ付一坪以上ノ割合ナルヲ要ス 天井ハ床面ヲ距ルコト九尺以下トス 床ノ高サハ二尺以上トシ床下ノ四方ニ風抜ヲ設クヘシ

採光窓ノ總面積ハ床面積ノ六分ノ一以上トシ其下縁ノ位置ハ床面上凡ソ二尺五寸ニ定メ其上縁ハ床面上八尺五寸以上トシテ成ルヘク天井ニ接近セシムヘシ但採光窓ノ上部ハ欄間ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得 窓ハ生徒座席ノ前面ニ設クヘカラス 教室内ノ壁ハ中性色(灰色淡黄色ノ類)トスヘシ 土地ノ狀況ニ依リ成ルヘク暖房ノ裝置ヲ爲シ又ハ暖房器ヲ備フヘシ各教室ニハ通常二箇ノ出入口ヲ設クヘシ

第八條 廊下ハ片廊下ヲ常例トシ其幅六尺以上ナルコトヲ要ス
階上ニ三教室以上ヲ設クルニ階造ノ校舎ニ於テハ二個以上ノ階段ヲ設クヘシ階段ハ幅四尺五寸以上蹴上ケ五寸乃至六寸踏面八寸乃至一尺トシ成ルヘク曲折構造ト爲シ中間ニ休場ヲ設ケ且手欄ヲ設クヘシ

第九條 昇降口ハ成ルヘク男女ヲ區別シ常風ノ方向ヲ避クヘシ 糞壺尿溝注壁
第十條 便所ハ別棟トシ夏季常風ノ方向ニ注意シ井戸ヲ距ルコト四間以上ノ位置ニ之ヲ設クヘシ
等ハ不滲透物ヲ以テ之ヲ造ルヘシ 便所ハ男女ヲ區別シ男兒百名ニ付大便所二箇以上小便所四箇以上女兒百名ニ付五箇以上ノ割合ヲ以テ之ヲ設クヘシ

第十一條 校地ニハ適宜ニ樹木ヲ植ヘ境界ニハ柵欄等ヲ設クヘシ 井戸及水

第十二條 校地ニハ井戸又ハ水道等ニ依リテ善良ナル飲料水ヲ供給スルノ備ヲナシ又下水渠ヲ設クヘシ
道ハ汚物ノ浸入セサル構造ヲナシ水汲場ハ危險ノ虞ナキ設ケヲナスヲ要ス

第十三條 土地ノ情況ニ依リ成ルヘク教員ノ住宅ヲ設クヘシ

第十四條 略

第十五條 生徒用机及腰掛ノ寸法ハ別表ノ標準ニ依リ其構造ハ生徒ノ衛生上ニ害ナク又生徒ノ監視上ニ便利ナルヲ要ス(別表略)

第十六條 校地及体操場ヲ撰定シ校舍ヲ新築増築模様換ヲサントスルトキハ圖面ヲ具シテ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第十七條 設備規則中ノ條規ニシテ校舍ノ新築増築ニ際スルニアラサレハ適用シ難キモノハ其時ヲ待テ之ニ據ルヘキ

モノトス但猶豫スヘカラサル事情アル場合ニ於テハ此限ニアラス

第十八條 特別ノ事情アリテ本則中ノ條規ニ據リ難キトキハ事由ヲ具シテ知事ノ許可ヲ受クヘシ之を通覽して見ると

○体操場の廣さに就いて尋常科高等科それ〴〵最低限度を示して要求を強くしてゐる。

○校舍建築上については學校長教員の意見を徵することは適切なことである。

○第三條で將來の増加を見越して計劃せよなどいふことも如何にも積極的態度である。

○御眞影並に教育勅語奉置上について特に指示してゐる。

○特別教室、講堂、雨天体操場等愈々現今の形に近づきつゝある。

○教室の廣さに幅に三間、長さに四間といふのが見えるが古い校舍を最後まで有して居た學校は大分此の設計で惱まされたものである。

○採光面積が床面積の六分の一以上としたのは最低限度ではあるが、やはり暗い。

○土地の狀況によつては暖房装置又は暖房器を備へなどいふことは随分進んだ指示である。

○便所の構造等にも細かい注意されて來た。

○第十四條は省略したが尋常高等に分つて設備すべき品目を列挙してある。

○机、腰掛などが身長に應じて細かに寸法を定められてゐるなどは愈々學理的である。(本項は割いて學校衛生の所に述べる)

○猶縣としては此の規則の徹底については第十七條第十八條に示す如く相當強く出てゐることが知られる。

○明治二、三十年頃の初等教育

小反目の融和—四人掛の腰掛—藤椅子一脚二十七錢—飛切り高級五十五圓の郡視學—

於教育座談會 服 部 友 規

私が八代郡の教育に携りましたのは明治十九年の九月からで三十七年の五月迄在職致しました。其の前は天草の中學に居りまして中學が學制改革により廢校となりました爲に我家に歸つて來たのでありますが私の村の戸長さんから幸お前が歸つたから學校の方へ手傳をして呉れないかといふ相談によりて植柳の學校に出る事になりました。其の時は大体八代郡に致しましては植柳の方は球磨川の南に當る所で河南と言ひそれから球磨川以北を河北と申して居ります。其の中間に八代の町があつて元は士族連中の經營致しました代城學校が城内にあり、町人の學校としては代街學校といふものが本町にありましたが、是は暫くして合併致しました然るに此の地方の教職にある者は自然其處だけ

の研究として只一校の研究に止まつて居り、其の時分の小學校は今日から考へると何と言つて宜いか判らぬ位にお粗末なもので器具機械の如きは勿論、所に依りますると矢張り従前の寺小屋同様に坐つた儘稽古する。偶々机によるといふ事になつて居ります所は生徒四人がかりの机腰掛でありまして洵に不完全極つた状態であります。其の状況は八代郡何れも同じ事でありましたから私は先づ教育會の如きものより段々改良してゆきたいといふので隨時最寄々々に出張して相談を致しまして教育會の合併氣運をこしらえました。幸に何れの方面からも歓迎され暫くの間に八代の南部と申します其の町村の者は皆一つになつて研究するといふ事になつたのであります。さうして各學校順番に會議期日を定めて相集り實地の授業上の研究をするといふ風でそれに續いて學校の設備の不完全な所、それから地方民心との連絡といふ如き事をそれ／＼手を盡す様に致しました爲めに先づ第一に眼につく所の設備の不完全なものは總て經濟の許す限り改善するといふ事に致したのであります。けれどもさうばかりはいかぬ所も段々ありましたために其の四人がかりを二つとして二人がかりとして尙不足分は大工に命じて新型をこしらえさせ續いて生徒の腰掛の如きも幸熊本の萬町に居ります機械大工是が八代の方に頻繁に出入して居るのでそれに命じて生徒の一人掛りの小椅子を藤掛けに作らせる事に致しました。値段も一脚二十七錢位だつたと思ひますが其の位安價で造る事になりましたために漸次其椅子使用の學校がふえまして、後には常常小學校も高等小學の生徒等全部一人がりの構へをするといふ事になりまして八代郡は何れの學校も斯様な状態になつて生徒の机腰掛の改善は熊本縣としては第一着の改善ではなかつたらうかと思ひます。それから熊本縣中で郡の大小を考へて見れば八代、玉名、菊池、阿蘇といふ郡は大郡の中に入るのでありますから、八代郡在職の教職員は一生懸命の努力を注がねばいまいといふのでお互に相戒めて元氣よく振つて研究努力するといふ事に進んでいつたのであります。そして此の際に於て郡視學の新配置があつたのであります。其の郡視學の待遇を聞きますと其の時分では八代郡はまあよい事になつて居りましたけれども凡そ二十五圓か三十圓位であつたかと思ひます。で私は第一感じました點は郡視學として各學校の視察をし又指導をするといふ任にあ

る人が教員と肩を並べる位の待遇の人では立派な指導は如何であらうかといふ點を懸念致しました故に私の郡では何うしても是は教師の上に立つて教師を指導する即教師の職を始終指導監督し督勵してもらはねばならぬのでありますから今此の熊本縣中に配置してある視學さんの如きでは充分ではあらうけれ共一步進んで監督をしていたゞく事は或は不可能ではないかといふ感じを起しまして私は何うしても之は先づ高等師範出の實地に當つて少くも七八年位は經驗を経た人を招聘してさうして我々教員の指導の任に當つてもらう方がよくはないかそれであれば何うも總ての教師の督勵といふ事に於て不充分であるといふ感じをいただきましたから郡會に向つて八代郡の郡視學の待遇は五十五圓として貰いたいといふ相談を致しました所が幸ひ直ぐにそれは出してやらうといふ事で可決致しましたから郡役所の方から縣廳を通じて其の人選を依頼致しまして高等師範の出身者で經歷のあるといふ方を招く事が出来ましたさうして段々其の人の御指導にあづかりましたが是にしましても他から飛び入つて直ぐに改善等といふ事は他方の状況をよく知らない前には却々行はれ悪い事情がありますから暫くの間は殆んど其の方も見學位の所で其の間に居つて御協議申上げて居りました私は割合に永く勤務して居りました爲めに親しく御相談をして漸次改善の途につくといふ事にしてやつていただいた譯でありました。私が八代郡の教育上に就て稍々意を注いだといふ事は概略以上の如きものであつたかと思ふ次第であります。それから教育會の方でございますが是も先に一寸申しました様に河南、河北に分れております教育會と一緒に纏める事に致し又鏡地方一帯は別途に教育會があつたのを之も序に御相談して南北聯合してやる事に致しました。

尙葦北郡とも連絡を取つて色々な會合等も致しました。之は郡役所が八代葦北郡役所となつてゐて其の役所が八代町にある爲めに毎年毎度八代町に招集するといふ事にせず或時は日奈久町に開くといふ風にして開催致して居りました。

私は三十七年の五月私の高等小學校組合が解散となりまして、學校が消滅と同時に私の職も消滅した譯でそれで教

育會の方も總て辭退を致して來た次次であります。

七、學齡兒童

1. 學齡兒童就學規則 義務教育制度制定當時の明治十九年頃に於て、初等教育上力を用いたものは、就學兒童の増加であつた。我熊本縣に於ても明治十九年十月十九日縣令第十四號を以て、學齡兒童就學規則を定め銳意就學兒童の増加に努めた。

○學齡兒童就學規則 (明治十九年十月十九日 縣令第十四號)

- 第一條 凡ソ兒童翌年學齡滿六年ニ入ルヘキ者ハ其年十一月中父母後見人等ニ於テ兒童ノ姓名、身分、生年月日及就學セシムヘキ小學校ヲ記載シ區ハ區長郡ハ所轄戶長ニ届出ヘシ
但尋常小學校ヲ修メシムル能ハス小學簡易科ニ就カシメントスル者ハ其事由ヲ申出ヘシ
- 第二條 前條學齡ニ入ルヘキ兒童ニシテ翌年就學スル事能ハサル者ハ其年十一月中父母後見人等ニ於テ其事故及就學猶豫ノ期限ヲ具シ區ハ區長郡ハ所轄戶長ニ申出ヘシ但未タ尋常小學校若クハ小學簡易科ヲ卒ヘサル學齡兒童ニシテ翌年就學スルコト能ハサル者モ亦本文ニ準ス
- 第三條 前年中就學届出タル學齡兒童ニシテ其年就學ノ期ニ際シ就學猶豫ノ事故ヲ生シ又ハ就學猶豫ノ學齡兒童ニシテ滿期ノ後尙ホ就學セシムルコト能ハサルトキハ其期ニ先チ第二條ノ手續ニ依リ更ニ之カ猶豫ヲ申出ヘシ
- 第四條 區長又ハ戶長ハ毎年末其所轄區域内ニ於テ翌年就學スヘキ兒童ヲ調査シ就學猶豫ニ係ル者ハ父母後見人等

ノ申出ニ因リ其事故ノ當否ヲ調査シ相當ト認ムル者ハ適應ノ期限ヲ與ヘ若シ不相當ト認ムル者ハ篤ト其理由ヲ說示シ就學セシムヘシ

第五條 翌年就學スヘキ兒童中尋常小學校ヲ修ムヘキ者ト小學簡易科ニ就クヘキ者ハ區役所又ハ戶長役場ニ於テ其名簿ヲ區別シ毎年末之ヲ該校長若クハ教員ニ回附スヘシ但翌年就學スヘキ兒童ニシテ其年就學ノ期ニ際シ更ニ猶豫ノ事故ヲ生シタルトキハ之カ期限姓名等其都度之ヲ通知スヘシ

第六條 校長若クハ教員ハ其年修學スヘキ學齡兒童ノ名簿ニ基キ更ニ生徒出席簿ヲ製シテ日々其出席ト欠席トヲ點檢シ毎月末之ヲ區長又ハ戶長ニ報告スヘシ

第七條 區長又ハ戶長ハ校長若クハ教員ノ報告ニ因リ毎月欠席ノ多寡ヲ檢查シ若シ謂レナク欠席スル者アルトキハ父母後見人等ニ就キ篤ト將來ヲ戒諭スヘシ

第八條 區長又ハ戶長ハ就學ヲ猶豫セシ兒童ノ姓名、年齢、身分等毎年末之ヲ取調ヘ其事故若クハ理由ヲ查記シ翌年一月中知事ニ開申スヘシ

第九條 就學ヲ猶豫スルノ事故ト認ムヘキ者ハ概ネ左ノ如シ

- 一、疾病ニ罹ル者
- 一、親族疾病ニ罹リ他ニ看病ノ人ナキ者
- 一、一家二人以上就學スル者ノ弟妹ニシテ滿八年以内ノ者
- 一、八年未滿ノ兒童ニシテ通學路程拾五丁以外ノ地ニ住居若クハ寄寓スル者
- 一、赤貧ノ者
- 一、癆疾ノ者

第十條 就學猶豫ノ期限ハ癆疾者ヲ除クノ外渾テ一ケ年以内トス

縣下各郡市町村に於ても、縣の指示に従ひ、極力就學の勸誘に努めたけれども、保護者の向學心の幼稚なると、社會の状態未だ之に伴ふことが出来なかつた爲か、就學歩合は今から考へると洵に低いもので、明治二十年十二月末現在の縣下學齡兒童の就學歩合は百人中僅に四二、四七人に過ぎなかつた。

2. 學齡兒童就學及家庭教育に關する規程 前に述べた學齡兒童就學規則の趣旨を承け、町村に於ける學齡兒童取扱上の事務を正確敏速ならしめ、就學兒童の増加出席率の向上を計らんが爲に、學齡兒童就學及家庭教育に關する規則を設け之が勵行に努めた。其の結果就學歩合逐次向上し、明治二十五年十二月末現在に於て縣下學齡兒童の就學歩合は百人中五一、〇四人となるに至つた。

3. 女兒の就學獎勵 女子の教育は將來家庭教育に、至大の關係を有するものである。然るに此の頃の全國の就學歩合は百人中五〇人強であつて、其中女子は僅に一五人強に過ぎなかつた。本縣に於ける女子の就學歩合は、明治二十五年末に於て百人中二七、七〇人で、之を全國の平均に比較すると、多少高率を示して居るけれども、之を以て満足すべきものでない。故に不就學女子の父兄を勸誘して、就學せしむることを怠らざると共に、女子の爲に其の教科の教授を益々實用に近からしむることを怠らなかつた。裁縫は女子の生活に於て最も必要なものであるから、成るべく小學校の教科目に裁縫を加へる様にすべきこと。尙裁縫の正教員を成るべく採用する様、明治二十六年八月八日縣訓令第八十二號を以て訓令するに至つた。

縣下各町村教育當事者亦訓令の趣旨に従ひ、銳意女子の就學獎勵に努めた結果明治三十年末には女兒

の就學歩合は、百人中四一人に増加するに至つた。

4. 學齡未滿の兒童取扱 學齡未滿の兒童を正規の兒童とし、或は見習生等の名目の下に實際就學せしむることの風習が本縣にも相當あつた。之は學校管理上に於て不都合なるのみならず、兒童心身の發達を害し弊害少くないので、自今深く注意し學齡未滿の兒童は絶体に就學せしめざる様嚴重取締るべき旨明治二十九年本縣知事は郡市長に内訓するに至つた。

5. 就學獎勵旗授與規則 學齡兒童の就學に關しては、縣當局は、銳意之が獎勵監督に力め郡市町村亦上司の指揮に従ひ之が獎勵に力めたが、當時の社會の状態と、父兄の向學心とは、之に伴ふことが出来ず、充分なる成績を收むることが出来なかつた。茲に於て本縣知事は明治三十二年に「市町村立尋常小學校就學獎勵旗授與規則」を定め、縣下各町村の就學歩合の向上に努めた。今其の規程を示すと次の通りである。

○市町村立尋常小學校就學獎勵旗授與規則 (明治三十六年三月二日 縣令 第十號)

第一條 市町村學齡兒童ノ就學ヲ獎勵シ小學教育ノ普及ヲ圖ル爲メ本規程ヲ設ク

第二條 就學獎勵旗ヲ分チテ三等トス

一等旗ハ學齡兒童百人中就學九十人以上ニ達スルモノニ之ヲ授與シ二等旗ハ學齡兒童百人中就學八十五人以上ニ達スルモノニ之ヲ授與シ三等旗ハ學齡兒童百人中就學八十人以上ニ達スルモノニ之ヲ授與ス但出席生徒數就學兒童數ニ適當セサルモノハ本文ノ獎勵旗ヲ授與セサルモノトス。

前項ノ調査ハ前年末ノ學事統計ニ據ルモノトス

第三條 前條就學獎勵旗ノ授與ハ毎年二月郡市長ニ於テ左式ノ調書ヲ添ヘ知事ニ具申スヘシ

書式

何郡市何町村内

就學及出席生徒數等調

一 就學義務既生ノ學齡兒童(自何年何月生至何年何月生)何程

内 譯

就學 何程

内

何尋常小學校ニ現在就學 何程

内何程本年入學何程前年以前入學何程休學

家庭其他ニ於テ教育ヲ受クル者 何程

卒業退學者 何程

内何程本年卒業何程前年以前卒業

不就學 何程

内

癆疾不具ノ者 何程

疾病ノ者 何程

貧乏ノ者 何程

二 甲 尋常小學校日々出席生徒平均數

乙 尋常小學校日々出席生徒平均數

第四條 前條具申ニ就キ就學兒童ニ對スル日々出席生徒平均數ヲ調査シ事宜ニ依リ實地ニ就キ検査ヲナスヘキモノトス

第五條 郡市長ハ毎年二月ニ於テ既ニ就學獎勵旗ヲ授與セシ郡市町村内前年末ノ就學及出席生徒數ヲ調査シ其資格ヲ失ヒタルモノアルトキハ速ニ返還セシムヘシ

第六條 就學獎勵旗ハ學校ニ於テ儀式ヲ行フトキハ校内適宜ノ場所ニ之ヲ掲ケ教員生徒ヲ引率シ隊伍ヲ組ミテ通行スルトキハ之ヲ携フヘシ(第七條以下略)

本規則は當時關係者を刺激したことは著しいもので、従つて就學歩合の向上に與つて力のあつたことは申す迄もない。本規則制定の年即明治三十二年度に於ては、縣下の就學歩合は百人中七六、〇九人に過ぎなかつたが、其の翌年即三十三年度に至つて、一躍九四、七六人に向上した。其原因素より一つではないが、本規則に依る獎勵が與つて力あつたことは言ふ迄もない。本規則は明治三十七年五月に至つて廢止されたが、其迄に獎勵旗を授與された學校が三百校以上に及んでゐる。當時如何に就學に効獎勵果を收めたかを、想像することが出来る。

八、教員

1. 教員學力檢定試驗細則 我國に初めて、義務教育の制が實施された明治十九年の六月二十一日に、文部省令第十二號を以て小學校教員免許規則を制定し、全國其規を一にした。右規程に依れば小學校教員の免許狀は、普通免許狀と地方免許狀との二種に分ち、普通免許狀は文部大臣之を授與し、全國に通

じて有効であり、地方免許状は文部大臣之を授與し、其管轄地方に限つて有効であることになつてゐる本縣に於ても、師範學校卒業生のみでは正教員の供給が充分でなかつたので、明治十九年十月二十三日縣令第二十號を以て「小學校教員學力檢定試驗細則」を制定して毎年二回之を施行し正教員補充の途を講じたけれども、其頃の正教員の充實歩合は洵に低いもので明治十九年十二月末日現在の調に依ると縣下公立小學校教員總數二千二十八人中訓導四百八十二人授業生及助手千五百四十六人で正教員充實歩合は僅に百人中二、三人餘に過ぎなかつた。

○小學校教員學力檢定試驗細則 (明治十九年十月二十三日 縣令第二十號)

- 第一條 小學校教員免許規則ニ依り小學校教員學力檢定試験ヲ受ケント欲スル者ハ試験期月ノ前月迄ニ履歷書並ニ試験手数料金壹圓ヲ添ヘ當廳ヘ願出ヘシ
 - 第二條 學力檢定試験ハ毎年二回即チ二月七月ニ於テ之ヲ施行ス
但試験期日及試験施行ノ場所等ハ其都度廣告スヘシ
 - 第三條 學力檢定試験用圖書ハ熊本縣尋常師範學校教科用圖書ニ依ル
 - 第四條 學力檢定試験ノ評點ハ各學科一百ヲ以テ定點トシ八十以上ヲ合格點トス
 - 第五條 學力檢定試験志願者ニシテ試験期日ニ欠席スル者ハ總テ當期ノ試験ヲ施行セス (第六條以下略)
2. 小學校簡易科教員及小學校授業生免許規則 明治十九年に小學校令が制定せられ、尋常小學校の修業年限を四箇年とし、夫々學科課程に就き規定せられたことは、前に度々述べた通りであるが、當時地方の状態に依つては、直に右規程に依り難き事情があつたので、文部省は小學校に簡易小學校設置の制を認めたと。其要領を示すと修業年限は三箇年以内、學科は讀書作文習字算術科の四科目毎日の授業時間

は二時間又は三時間といふ規定であつた。明治二十年に於て我熊本縣下にも、簡易小學校が二百九十校の多數に及んでゐる。本縣に於ては、同年十月二十三日縣令第二十二號を以て左の通り「小學校簡易科教員及小學校授業生の免許規則」を制定した。

○小學校簡易科教員及小學校授業生の免許規則 (明治十九年十月二十三日 縣令第二十二號)

- 第一條 小學校簡易科教員及小學校授業生ノ免許狀ハ年齢十八年以上ニシテ學力檢定試験ニ及第シタル者ニ之ヲ授與スルモノトス
- 第二條 小學校簡易科教員及小學校授業生ノ免許狀有効期限ヲ四ケ年トシ期滿ル毎ニ勤務ノ經歷ニ依り適任ノ者ト認ムルトキハ更ニ免許狀ヲ授與スルモノトス
- 第三條 左ノ一項若クハ數項ニ觸ル、者ニハ免許狀ヲ授與セス又既ニ免許狀ヲ授與シタル者ト雖モ之ヲ沒收スヘシ
 - 一、新法ニ依り輕重禁錮以上ノ刑ニ處セラレ若クハ信用又ハ風俗ヲ害スル罪ヲ犯シ罰金ノ刑ニ處セラレ若クハ監視ニ付セラレタルモノ
 - 但信用又ハ風俗ヲ害スル罪ニアラサルモノヲ犯シ罰金ヲ納ムルコト能ハスシテ輕禁錮ノ刑ヲ受ケタルモノハ此限ニアラス
- 一 賭博犯規則ニヨリ懲罰ニ處セラレタルモノ
- 一 身代限ノ處分ヲ受ケ未タ辯償ノ義務ヲ終ヘサルモノ
- 一 荒凶暴激等總テ教員タルノ面目ニ關スル所行アルモノ
- 一 舊法ニ依り懲役若クハ禁錮若クハ鎖鎖ノ刑ニ處セラレタルモノ但贖金罰金ヲ納ムルコト能ハスシテ本文ノ刑ヲ受ケタルモノハ此限ニアラス

一 前項ノ刑ニ處セラレ存留養親、老少、廢疾婦女等ノ故ヲ以テ收贖ヲ聽サレタルモノ

第四條 前條ノ一項若ハ數項ニ觸ル、者ト雖モ其事情ニ依リ特ニ免許狀ヲ授與スルコトアルヘシ

第五條 小學簡易科教員及小學校授業生學力檢定試験ノ科目ヲ定ムルコト左ノ如シ

修身 人倫道德ノ要旨

讀書 漢字交リ文、漢文

作支 日用書類、漢字交リ文

習字 楷行草

算術

珠算 加減乗除、四則雜題

筆算 加減乗除、分數、小數、比例、利息算、雜題

教育 (教業生ハ之ヲ除ク)

智育德育体育ノ大意、學校管理ノ方法、各學科教授ノ方法及實地授業 (第六條以下略)

3. 小學校教員假免許狀授與方法 明治十九年六月二十一日文部省令第十二號を以て、小學校教員免許

規則が制定せられ、次で本縣に於ても明治十九年十月二十三日縣令第二號を以て、小學校教員學力檢定試験細則を設け、教員補充に努めたことは前に述べた通りであるが、當時尙有資格教員の充實歩合低く明治二十年末に於ける縣下公立小學校教員千五百八十一名中、有資格者僅に三百五十四人にして、他は授業生及助手であつて、有資格教員の増加を計ることは、教育行政上緊要なることであつた。故に本縣に於ては明治二十九年九月二十五日縣令第六十七號を以て「小學校教員假免許狀授與方法」を定め從來

よりも受験資格者の年齢を低下し、且つ學力試験の程度を低下して、檢定を行ふことゝなつた。

4. 教員檢定細則 小學校教員檢定に關する規程を設け、有資格教員の補充を講ぜられたことは、前に述べた通りであるが、其檢定の方法實際に適合せない點が少なくなかつた。時偶々明治二十三年に、小學校令の大改正があつたので、之の改正令に則り、明治二十四年十一月十七日文部省令第十九號を以て小學校教員檢定に關する規則の制定を見た。本縣に於ても其精神に則り、明治二十五年四月九日縣令第三十五號を以て小學校教員檢定に關する細則を定められた。本細則を從來の細則と比較すると檢定試験の學科目の増加と其程度を明にしたことが、主なる改正である。

○小學校教員檢定細則 (明治二十五年四月九日 縣令第三十五號)

(第一條より第四條までは省く)

第五條 准教員ニ關スル檢定試験科目ノ程度左ノ如シ

一、尋常小學校本科准教員試験科目ノ程度

倫理 人倫道德ノ要旨

教育 教授ノ原理ノ大要學校管理ノ方法及實地授業

國語 漢字交リ文ノ講讀及作文

算術 筆算加減乗除、分數、小數、比例、珠算加減乗除

地理 日本地理ノ大要

歴史 日本歴史ノ大要

習字 楷書、行書、草書

- 圖書 簡易ナル自在畫
- 音樂 單音唱歌
- 体操 矯正術、徒手体操、啞鈴体操
- 裁縫 通常衣服ノ縫方、裁方
- 二 高等小學校本科男准教員試驗科目ノ程度
 - 倫理 人倫道德ノ要旨
 - 教育 教授ノ原理ノ大要學校管理ノ方法及實地授業
 - 國語 文法ノ大要及作文
 - 漢文 講讀
 - 數學 筆算加減乘除分數小數比例百分算珠算加減乘法
 - 簿記 日用簿記ノ大要
 - 地理 日本地理外國地理ノ大要
 - 歷史 日本歷史ノ大要
 - 博物 動物植物礦物ノ大要
 - 物理 大意
 - 化學 大意
 - 習字 楷書 行書 草書
 - 圖畫 簡易ナル自在畫及用器畫
 - 音樂 單音唱歌

三 高等小學校本科女准教員試驗科目ノ程度

- 体操 普通体操及兵式体操ノ初歩
- 倫理 人倫道德ノ要旨
- 教育 教授ノ原理ノ大要學校管理ノ方法及實地授業
- 國語 文法ノ大要及作文
- 數學 筆算加減乘除分數小數比例百分算珠算加減乘除
- 地理 日本地理外國地理ノ大要
- 歷史 日本歷史ノ大要
- 理科 博物物理化學ノ大要
- 家事 家事經濟ノ大要及裁縫
- 習字 楷書 行書 草書
- 圖畫 簡易ナル自在畫
- 音樂 單音唱歌
- 体操 矯正術 徒手体操
- 四 高等小學校專科准教員試驗科目ノ程度
 - 圖畫 自在畫 用器畫
 - 音樂 單音唱歌複音唱歌及樂器用法
 - 体操 普通体操兵式体操
 - 家事 家事經濟及裁縫

手工 木工具ノ種類用法及實業
 農業 土壤及植物ノ成分肥料ノ用法及耕作ノ實業
 商業 商店 會社 賣買 金融 運送 保險及商用簿記等
 外國語 讀方 譯解 習字 會話 文法 作文

第六條 小學校准教員免許狀ノ有効期限ハ七箇年トス (以下略)

5. 教員の檢定と素行調査 教育の性質教員の使命から考へて教員特に小學校教員たる者は、單に學術の成績が優良である許りでなく、本人の素行が方正でなくてはならぬことは、茲に更めて言ふ迄もないことである。斯る趣旨の下に、明治二十六年一月十一日縣訓令第一號を以て、自今小學校教員の檢定願書進達の節は志願者の實際の素行心術に就き周到なる調査を遂げ、詳細に副申すべき旨を訓令し、教員檢定に當り從來より一層教員の素行を重視することとなつた

6. 小學校職員職制 明治十九年十二月二十八日閣令第三十五號を以て、小學校職員の名稱及待遇が規定せられた。即名稱は學校長訓導とし判任官を以て待遇すること、確定した。茲に於て本縣は明治二十年二月左の小學校職員職制を定めた。

○小學校職員職制 (明治二十年二月十三日 縣令第一〇號)

- 一 學校長ハ校務ヲ整理シ訓導授業生ヲ監督ス
- 訓導 若干員

- 一 訓導ハ學校長ノ指揮ヲ受ケ教訓ノ事ヲ掌ル

- 一 學校長不在ノトキハ首席訓導其職務ヲ代理ス

授業生 若干員

- 一 授業生ハ學校長ノ指揮ヲ受ケ訓導ノ職務ヲ佐ク

右職制制定當時即明治二十年頃學校長教員を採用せんとするときは、管理者に於て本人の品行調査の上俸給額並に履歷書を添へ知事に具申することになつてゐた。又學校長教員を解任せんとするときは、亦其事由を悉く知事に具申することになつてゐた。故に教員の任命權は知事にあつたが、之が内申權は管理者にあつたのである。

7. 教員の判任待遇 市町村立小學校長並に訓導は、判任官を以て待遇されることは前に述べた通りであるが、明治二十四年一月十六日勅令第二百十八號を以て、判任官と同一の待遇を受くることに改正せられた。

○小學勤務の初陣

上益城 山 川 正

予は明治二十二年三月本縣尋常師範第二回卒業で初めの任熊本高等小學校訓導の辭令は縣の發令、月俸金拾圓給興は元熊本區役所であつた。當校は熊本市唯一の高小で職員三十五名兒童一千三百、校長は元師範の幹事たりし坂口元

雄氏頗感激性に富み勤王家を以て任じ首席は本縣教育者の大先輩三浦先生で等しく勤王の念に燃え外温厚謙直所謂人に接して春風駘蕩己を持する秋霜烈日の人格者外職員縣下の有力者揃女子には女高師出二名もゐた、生徒も市部中心に郡部よりも秀才蛸集し年齢に於ても十八才位武道有段者も不尠漢文漢詩等得意の者もあり恰も現今の中學を見るの觀があつた。就任式が甚振つて居た、いざ式場へと案内された、學校は現今の城東小學で一千三百の男女兒は校庭に整列し三十に餘る職員は左右に參列し如何なる新任者かと刮目して居た様である。新任者は三名米國歸りの田中君外二名の新卒業である田中氏は流石に風彩堂々而もフロックコートを着流せる紳士である二名は師範在學中の着古しの小倉ホツク留而も臀部二ヶ所程補綴を施せる服の儘身長五尺に足らぬ輪卒でなくば小使然たる若輩である、如何にも其コントラスが奮つてゐる。校長の紹介が亦頗奮つて居た、曰く「我學校は幸にも年々良教師を迎え諸子と共に幸福であつたが今回は更に喜んで諸子に紹介するの光榮を有す」と前提し「こちらは田中熊四郎先生で永く米國に在留され今回我學校の英語教師として來任された。次に多田駒喜藤村正の兩先生で兩人とも今回師範卒業の優等生である、我學校は英語に於て他校より一頭地を抜ぐこと第五高等中學(今の五高)入學率に於ても明である然るに今回田中先生を向へ錦上更に花を添へるであらう。又一面には剛健實實の氣風は我學校の主義とする所、校旗の文字も侯爵様の御染筆即ち剛健である。然るに新任兩先生の服裝を見よ洗ひ晒しの師範在學中の制服の儘新任式に臨まれた兩先生の剛健な態度其勇氣實に敬仰すべく余は本校に斯る良先生を迎へた事を諸子と共に喜ぶ」と生徒も頗る感激せる面地であつた。嗚呼在學中の破服が意外に面目を施した實は他の卒業生は夫々新調服で赴任した。吾等は不如意で新調し得なかつた。而し決して悲觀しなかつた世の中は何が幸福だか分らない。吾等はこの初舞臺の第一歩に當つて大教訓を與へられた即ち校長學をした。人を教へ、人を指導するの道技にありと感激した。擔任の學級や學科が又奮つて居る、學校を出た計りまだ卵殻の脱けないホヤ／＼が最高級高等四年生体格偉大見上げる計り生徒、受持學科毎週の時間体操十八時間唱歌六時間理科六時間計三〇時間後で聞けば他の先生方が嫌つて居られた學科の總まくりであつた。こちらは腕が鳴

る時代何でも御座れた、まるで体操の専任教師だ毎日三時間程校庭に出て体操をやる、烏の啼かぬ日はあれど藤村の號令を聞かぬ日はないと同僚から笑はれた。當時未だ小學校では体操が珍敷時代で同時間には見物人が忽ち門前市をなす、生徒も教師も釣込まれて益緊張す隨て成績も可なりであつた見上げる計りの大の生徒が能く吾等の言を守り能く師事して呉れた。教育者たるものは尊いものだと自覺し一層教育に興味を増すことになつた。俸給問題の如きは聊も念頭になかつた、誰もが口にするものさへなかつた。同校七年間の勤務は實に興味津々自己の修養と職務に努力するの外何物もなかつた。

8. 教員の進退 明治二十四年十一月十七日文部省令第二十號を以て、小學校長及教員の任用解職其他進退に關する規則が定められた。之の規則の主なる點は、市町村立小學校長は、本科正教員中につき兼任するを常例とすること。市町村立小學校正教員を轉任せしめんとするに當り、若し之が爲正教員を准教員となし、又は俸給を減少せんとする場合は、本人の意に反して之を行ふことが出来ないこと。其他休退職に關する規定を設けてある。本縣に於ても明治二十五年二月二十七日縣令第十三號を以て、之が細則を定めて實際の運用に遺憾なからしめた。

9. 教員の職務及服務規則 明治二十四年十一月十七日文部省令第二十一號を以て、小學校長及教員職務及服務規則が制定せられた。今其主なるものを擧ぐれば、正教員及准教員は兒童の教育を擔當し並に之に屬する事務を掌るべきこと。市町村立小學校長教員並に其家族は、府縣知事の許可を得るにあらざれば、直接と間接とを問はず、商業を營むことが出来ないこと。教員の執務時間は毎週三十六時以下と

すること等教員の職務を規定したものである。

本縣に於ても、右規則の精神に従ひ、明治二十五年二月二十七日縣令第十四號を以て、之が細則を定めた。今其の全文を示すと次の通りである。

○小學校長及教員職務及服務細則 (明治二十五年二月二十七日 縣令第十四號)

- 第一條 市町村立小學校長及教員ハ知事ノ許可ヲ得ルニアラサレハ本職ノ外報酬ヲ得テ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス
- 第二條 市町村立小學校長及教員ハ知事ノ許可ヲ得ルニアラサレハ職務ヲ離ル、コトヲ得ス
- 第三條 小學校長及教員ハ始業時間二十分前マテニ出校スヘシ
- 第四條 小學校長及教員ハ病氣其他ノ事故ニ依リ欠勤スルトキハ其日ノ教授ニ關スル要件ヲ添へ始業時間前學校ニ届出ツヘシ 但シ病氣七日以上ニ及フトキハ醫師ノ診斷書ヲ添へ學校ヲ經テ管理者(私立小學校ハ設立者)ニ届出ツヘシ
- 第五條 市町村立小學校長ハ毎月職員ノ勤怠ヲ取調ヘ翌月五日マテニ學校管理者ニ出スヘシ
- 第六條 小學校長ハ毎學年ノ始ニ於テ前學年中ニ係ル左ノ各項ヲ監督官廳(私立小學校ノ市ニ在ルモノハ知事ヘ町村ニ在ルモノハ郡長)ニ報告スヘシ
 - 一、教授上管理上ノ要項
 - 二、各學科進否ノ景況及試験成績ノ大略
 - 三、諸器械器具圖書ノ設備並帳簿ノ種類
 - 四、部内人心向學ノ模様

五、其他學校全体ニ關スル必要ノ事項アルトキハ其狀況

10 教員の懲戒處分 教育尊重教員優遇の目的を以て、小學校教員の待遇を高められたことは前に述べた通りであるが、職務に違反し、教員たるの體面を損した者に對して、之が懲戒方法の規程も亦必要となつたので、文部省に於ては明治二十四年十一月十七日文部省令第二十二號を以て、之が規程を定めた本縣に於ても之の趣旨に則り、信賞必罰を明にし、綱紀の肅正に努めた。今文部省が出した規則を示すと左の通りである。

市町村立小學校長及教員懲戒處分並私立小學校長及教員業務停止及免許狀褫奪に關する規則 (明治二十四年十一月十七日 文部省令第二十二號)

- 第一條 市町村立小學校長及教員ノ懲戒處分ヲ行フトキハ懲戒書ヲ交付スヘシ
- 第二條 市町村立小學校長及教員ノ懲戒處分ヲ行ハントスルトキハ其處分スヘキ行爲ニ關スル手續書ヲ本人ヨリ徵スヘシ
- 第三條 市町村立小學校長及教員ノ罰俸ハ一ヶ月分ノ十分ノ一ヨリ少カラス三箇月分ヨリ多カラサル俸ヲ奪フモノトス
罰俸ヲ徵スル法ハ其月俸額三分ノ一以下ハ一時ニ之ヲ徵シ三分ノ一ヲ超ユルトキハ數ノ滿ツルマテ毎月俸額三分ノ一ヲ徵スルモノトス
- 第四條 市町村立小學校長及教員ニシテ免職ノ處分ヲ受ケタル者ハ二箇年ヲ經ルニアラサレハ再ヒ教員タルコトヲ得ス
- 第五條 市町村立小學校長及教員ニシテ免職若クハ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ訴願シタル者訴願ノ裁決ニ依リ其處分

無効ニ歸シタルトキハ裁決ヲ受ケタル日ヨリ職務ニ復スルモノトス

第六條 第一條第二條第五條ノ規程ハ私立小學校長及教員ノ業務停止及免許狀褫奪ノ處分ニ關シ之ヲ適用ス

第七條 私立小學校及教員ノ業務停止ハ一箇月以外二箇年以内トス

第八條 府縣知事ハ免職若クハ業務停止又免許狀褫奪ノ處分ヲ行ヒタル者アルトキハ其族藉氏名並事由ヲ具シ文部

大臣ニ開申スベシ

11 教員と政論 明治二十年前後は、我國に民權自由の説が盛に唱道せられ、言論界は、一時にぎはひを呈した時であつた。小學校教員中にも政治を論じ、時事を評するの風漸く盛になり、教育會等に於て發行する雜誌等にも、時事を論議し、政論を試みる者も、少なくなかつた。古老の談に依ると、我熊本縣に於ても、教育會の席上に於て時事を論評し、政論をなす等のことは、決して珍しくなかつたこのことである。故に文部省並に本縣に於ては、次の内訓を發して之を戒むることゝなつた。

○縣訓令甲第六號 (明治二十五年十二月二十六日)

學校教員生徒取締方ニ關シテハ、屢及示達置候次第モ有之候處近來公立學校ノ職員ニシテ猶學政之執行上障害ヲ生スル虞アルカ如キ演說又ハ叙述ヲナス者有之哉ニ相聞エ不都合ノ儀ニ付自今一層嚴重ニ監督スヘシ

右内訓ス

○文部省訓令第一一號 (明治二十六年十月二十八日)

教育ハ政論ノ外ニ立ツヘキ者タルニ因リ學校教員タル者ハ明治二十二年十月九日文部省訓令明治二十五年十二月内訓ノ旨ヲ注意スルコトニ怠ラサルヘシ

教育會ノ名稱ニ於ケル團體ニシテ純粹ナル教育事項ノ範圍ノ外ニ出テテ教育上又ハ其他ノ行政ニ涉リ時事ヲ論議シ政治上ノ新聞雜誌ヲ發行スルハ一種ノ政論ヲ爲ス者ト認メサルヲ得ス因テハ其團體ハ法律上ノ手續ヲ履ミ相當ナル政論ノ自由アルト否トニ拘ハラズ學校教員タル者ノ職務上ノ職務ハ此等團體ノ會員タルヲ許ササルモノトス

○明治二十三年前後

竹 中 彦 次 郎

私の師範卒業は二十二年、その年の紀元節に千歳不磨の大典たる憲法は發布せられ、翌年を以て愈々帝國議會が召集せらるゝので、縣下政黨の競争頗る激甚を極め、往々累を教育界に及ぼした。幸に家系が與黨に屬するものは事なきを得るも、不偏不黨政黨政派を超越して眞の教育者を以て任ぜんと期するものは、不幸松平知事の『所謂改進黨』系の父兄を有する者に對する官權の壓迫甚しく、其任免黜陟に黨派的根情を加味し、或は與黨に加擔すべく誓約を強ひ甚しきは何の理由もなく、單に色眼鏡を以て輕卒にも免職せらるゝものもあつた。かゝる險惡な世態の外、一方、尋常師範初期の卒業生なる我等教育界の新人は、概して樞要の位置を占めたからか、舊來の教育界から敬遠疎外せられて殆ど連絡がなく、孤立無縁の境遇に立つたので、自衛上同窓相團結して後進教育の便宜を圖つた。本郡には以前より、教育界に江南江北兩派の抗争があつた。江南派とは武藤塾系を指し、江北派とは澁江塾系である。固より兩先生の關知する處ではない。偶兩派の首領が兩塾の系統だつたので、一方の策士が政略上斯く名づけたものである。併我等の同窓水曜會が、漸次郡教育界内に地歩を占むるに至り、江南江北の對立は漸次消解し去つたのである。

○明治二十年前後の郡初等教育状況

—政黨—落第—修學旅行—朝會—御眞影拜戴—フロックコート

於教育座談會 高野宣吾

私は明治十七年の師範出で御座いまして初めは宇土郡に奉職しそれから郷里の秋田に歸りまして暫く茲に勤め其後二十一年の十一月であつたと記憶して居りますが其の頃阿蘇の方に行きまして阿蘇に二十五年の十二月迄二年二ヶ月間居りましたが此の二年二ヶ月間に於ける阿蘇の教育は頗る私の趣味をもつて従事致しました事でありまして其の頃の有様をお話申しますと長い時間を要しますので簡単に申してみやうと思ひます。明治二十年に阿蘇の宮地に高等小學校が設立せられました、其最初に其の學校に招致せられました行きましたが、行つて直ぐに感じました事は非常に政黨の争が盛んな時代でありまして殆んど其の阿蘇の中部は國權黨の全盛時代とも申すべき時代でありまして反對黨たる改進黨は其の勢力微々たるものでありましたが、其の影響が教育界に迄入りこみまして其の中部の尋常小學校の教員は殆んど國權黨の圈内になつた様な感があつたのであります。

又此の時分生徒は頻に増すのでありますでしたがどうも生徒の學力が非常に劣つて居るのである。これは今からの短期間で學年相當の生徒たらしむる事はむづかしいので職員間で話合の結果學力の不充分な者は此の學期では思切つて落第させ一新しやうといふ事になり當時私は四年生、今の高等二年生ですが是を擔任して居りましたが十四名の中十名は落第させました。他の學級は斯う迄は御座いませんでしたけれども全体から殆ど三分の二は落してしまつたのでそれが爲めに不平の聲も起つたのであります。然しそれも日を経るに連れて何時の間にか消えて終つた様であります。次に二十二年の何月でありましたか阿蘇の教員連中が集つて大隈伯の條約改正問題がかまびしかつた際中止建白書

を出すといふ事になり其の集合の通知に依つて私共も出席しましたがやがて開會があつて其の事を議せられましたので私共は第一に反對を唱へました。是は豫て政治問題とか政黨に關しては一切關係してはならぬといふ事を縣の訓令でチャント定めてあり我々はさういふ政治問題を論ずる權能はないさういふ事は斷然斷りする」といひますと段々連中からしてそれは大いに見解が違ふ之は決して政治問題と見るべきものではない國家の榮辱に關する重大問題である教員として看過すべき事ではない我々は飽迄教員として建白書を出してみたいといふのであります。併し我々はさういふ事を教育團體として他にやつた處を聞かぬそれに我郡のみさう云ふ事をやつて若し縣から差止められる様な事になつたら却つて教員の体面を傷つくといふ事になるから我々はそれが明にならぬ以上賛成は出来ぬと言つて席を去つて了りましたのが益々先生等の感情を悪くしさういふ色々な事を捕へて攻撃するといふ事もありました。

その頃中學程度の學校では宿泊の修學旅行といふものが行れて居つたのであります。小學校に於ては未だ宿泊の修學旅行といふものはなかつたのであります。私の學校では之を一つやつてみやうと云ふ事になり郡役所に持ちかけました所が郡役所でもやつても宜からうといふお許しがありましたので之を實行したのであります。其の頃は兵式体操も小學校でやつて居りましたので其の体操教師には聯隊區司令部の特務曹長でありました人を入れて居りました。其の紹介をもつて師團邊りには見學の事を前もつて話して貰ひ置き思ひ切つて最期の旅行をしたのであります。即ち八泊九日といふ旅行を致しました。さうして無論其の時分迄は熊本に來て居ります生徒といふものは交通の不便な爲めに至つて少う御座いました。それで私達の其のコースは先づ宮地から熊本に出まして師團内は勿論水前寺、川尻、宇土、轟邊から三角に一泊し此の途中網田にも一泊し、さうして遂には三角から汽船に乗りまして百貫に上り其の間の色々の事柄は略しますがさうして熊本に歸りそれより歸途に就きましたが恰度八泊やつたのであります。併し乍ら其の旅費は一人前六十五錢を徴収しましてさうして宮地に歸つた時は二、三錢は餘りました様であります。至つて輕便に出來て居ります。宿一泊が五錢位ひで出來て居つたと思ひます。所が其の結果は意外にも父兄から喜ばれて郡役

所邊りからも非常に喜んで歓迎も受けたのであります。それから段々地方に修學旅行といふものが行れる様になつた様であります。

それから又阿蘇中部教員中は學校では毎朝校庭に於まして整列して東方に向ひ 天皇陛下萬歳を三唱して後生徒を教場に入れるといふ話が出来まして一般に尋常校でやつて居ります。所がそれらにも私等は意見を異にしましてやりまつせんだつたが是が又疑ひを買ふ因となりました其事由としましては『さういふ形式のみに依つて生徒を導かふとするのは却つて輕卒に陥るものである現に其證據として生徒等が何處でもそんな事を口にして或は壁或は石垣等に 天皇陛下萬歳と落書するものが出て來て居る、之は却つて不敬に陥ることである寧ろさういふ事は唱へずともモウ少し生徒は生徒らしく實地に就き卑近な事柄から範をもつて導くがよいではないかといふ事を申して居りました。それから御承知の如く高等小學校には御眞影を賜はりましたのが明治二十三年であつたと思ひます、月日は覚えて居ませぬが各校長はフロックコート着用で縣廳に拜戴に出よと云ふ事でありました、其時分までは其のフロックコートを持つて居らぬものが随分多かつたのであります。阿蘇でも南部と北部とが持つて居ませんのではどうすべきかと伺の末遂に私が三校分を代表して縣廳正廳の間で一々拜戴し室外に持ち出て渡すと云ふ様な状態でありました。

12 教員任用令 明治二十六年十二月二十日勅令第二百六十號を以て、市町村立小學校教員任用令が公布された。之を從來の任用法と比較すると、市町村立小學校教員の任用に關しては、管理者に其の内申權があつたのが、郡市長に移つたこと。並に府縣知事が之を任命するに當つては、小學校教員詮衡委員會の詮衡を経た者の中から任命する制を新に設けられたことが、主なる改正である。

13 教員服制 小學校教員の威容を正し、且つ執務上の便宜の爲め、明治二十八年六月縣訓令を以て、市町村立小學校教員服制を定め、執務の際は必ず制服を着用すべき旨、訓令する所があつた。

○市町村立小學校教員服制 (明治二十八年六月二十八日 縣訓令第七十五號)

第一條 市町村立小學校教員ノ服制ハ左ノ如シ

一 帽子 形式佛蘭斯形色黒ニシテ金色左圖ノ徽章ヲ附シ帽子ノ縁ニ三重ノ黒紐ヲ施ス

一 上衣 下衣形式上衣詰袴廣形ニシテ色ハ上衣下衣トモ黒鈕ハ角ニシテ服地ト同一ノ色ヲ用フ、但夏ハ上衣下衣トモ白色ヲ用フルモ妨ナシ

第二條 制服ヲ以テ通常禮服ニ換用スルモ妨ケナシ

第三條 准教員ハ當分制服ヲ用ヒサルモ妨ケナシト雖必ス筒袖袴ヲ用ユヘシ

○徽章圖面は略するが其の意匠は中に曲玉二つを巴形に配して圓形とし其の周圍に八咫鏡の周を見せ更に其の周に草薙劍を放射狀に長短十本を配したものである。

14 教員の進退並に俸給の増額と町村長 明治十九年小學校令制定當時より六、七年間は、小學校教員の進退並に増俸につきては、市町村長に之が内申權を與へてあつたのが、明治二十六年十二月小學校教員任用令が改正された。結果右の内申權が郡市長に移つたことは、前に述べた所であるが、久しき慣習は容易に改めることが出來ず、小學校教員の進退につき、管理者の容喙尙息まず。従つて郡市長より非公式に、右に關して管理者の意見を徴する等の事も起り、教權確立上不都合尠くなかつ。茲に於て明治三十一年本縣内務部長より、左の内訓を發して之を戒むることゝなつた。

○小學校教員進退並増俸等ニ關シ郡長へ内訓 (明治三十一年一月十五日) (内務部 部長ヨリ)

小學校教員ノ進退ニ付町村長ノ意見ヲ聞クトキハ自然町村長ノ權力ヲ教員ノ進退ニ及ス等ノ弊害ヲ生シ不都合不諒候ニ付明治三十年勅令第三百十六號ヲ以テ小學校教員任用法ヲ改正セラレ又其俸給ニ關シテモ前同様ノ主旨ヲ以テ客年勅令第二號ヲ以テ義務額ノ範圍内ハ町村長ノ意見ヲ聞カサルコトニ相成候處右等法令ノ改正相成候今日ニ於テ尙ホ教員ノ進退俸給ノ増額等ニ關シ町村長ノ意見ヲ聞ク向モ有之哉ニ相聞ヘ右ハ教員ノ待遇上不都合ナルノミナラス俸給ニ關シテハ自然均稱ヲ得サル等ノ儀有之彼此實際差支候ハ勿論法令ノ旨趣ニ戻リ候儀ト被存候間御了知相成度命ニ依リ爲念此段及御内牒候也

明治三十一年一月十五日

内務部 部長

各郡 長

15教員の養成 師範學校卒業生だけでは小學校教員の需要を充たすには足らなかつたので、縣は明治三十年十一月訓令を發して各郡等に於て准教員の養成講習會開設を促してゐる。

各郡は之に應じて漸次此の方面の新事業に着手してゐる。第一に翌三十一年三月に至つて鹿本郡から郡費をもつて之を開設せんとの開申書が出てゐる。其の要項を示せば、

講習會の要項

- 尋常小學校本科准教員の養成を目的とする。
- 期間は五週間、小學校夏期休業中に行ふ。
- 男子は十七歳、女子は十五歳以上の者。

○科目は修身、教育、讀書、算術、地理、歴史、習字、体操等。

○講師は小學校正教員に委嘱する。

○檢定に合格したものは一ヶ年間の教員就職の義務がある。

といふやうなことである。

次いで同月菊池郡、玉名郡、宇土郡からも開申が出てゐる。更に五月下益城郡、球磨郡、八代郡、他託郡といふやうに開申されてゐる。而して其の内容は大同小異である。斯くて此の事業は以後次期に續いて必要なる教員補充機關として貢献してゐる。と同時にそれはまた一面師範學校入學の實力養成機關でもあつた。次期あたりの師範學校入學者で尋常小學校准教員の有資格であつたり、或は在職者であつたりした者は少くなかつた程である。

○研究授業と教育雜誌の濫觴

研究授業は二十四年頃から——教育雜誌は二十一年から

於教育座談會

大石 永勝

話が澤山出ましたし時間も餘りない様ですから私は今日の實地授業とか教授法研究とかいふことが熊本に於て最初に行はれた時の事情を手短かに申し上げます。學校の經營等の不備な點は止めませう。今日の研究授業は私が五福に